

JIIMA

Journal of
Image &
Information
Management

JIIMA

2024

3・4

MAR. APR

デジタルドキュメント 2023 ウェビナー

デジタル新時代到来! DXを成功させるための 情報マネジメント

～電帳法対応をきっかけにした
“業務のデジタル化”による生産性向上～

Case Study

2023JIIMA ベストプラクティス 受賞事例優秀賞

「おだわらデジタルミュージアム」 創設プロジェクト

～小田原市収蔵文化財の包括的デジタルアーカイブの構築～

2024年 JIIMA賀詞交歓会



ビジネスDX、
結構得意なので
相談してほしい。



FUJIFILM
Value from Innovation



そのDX、ビジネス課題を解決していますか？
例えば情報を必要なときに必要な人が
どこでも活用できる状態に整え
企業や組織内外の確実な情報流通を支えること。
セキュアなIT基盤を構築するとともに
ワンストップでお客様のニーズに対応し
企業のIT管理業務の負担を軽くすること。
企業や組織が抱えるあらゆる課題に
最適なソリューションをご提案することで
お客様のビジネスにさらなる力を。
ビジネスDXで、企業の経営基盤の強化に貢献する
富士フィルムビジネスイノベーションに
ぜひご相談ください。

ビジネスDXをリードする。
富士フィルムビジネスイノベーション

JIIMA認証を取得しています。

人と人を情報がつなぐ
社内外をシームレスにつなぐマルチポイント

FUJIFILM IWpro





KONICA MINOLTA

Giving Shape to Ideas

あらゆる
マイクロフィルム
形態に対応し、
情報の運用・管理を
支えます

PCとの接続で蘇る「マイクロフィルム=レジェンドメディア」からの情報の利活用が可能

多彩な機能と検索力を集約した マイクロフィルムスキャナー



※写真はLS5200Bです。

PCと共にデスクトップに設置可能な軽量・小型設計のマイクロフィルムスキャナー。ブリップ検索も可能になることでより快適な作業を実現します。また、タッチパネルにも対応する簡単・快適操作の専用アプリケーション「SL-Touch」も標準装備。省スペースと高性能を両立し、「マイクロフィルム=レジェンドメディア」の活用シーンを拡大します。

使用フィルムの形態に合わせて機種モデルの選択が可能

ブリップ検索対応、正確な高速自動検索・ファイル出力

6.8x~105xの幅広いズーム&光学解像度430dpi

Legend Scanner シリーズ

○FCモデル/LS5000F ○電動RFCモデル/LS5100R
○ブリップ検索モデル/LS5200B

大切な貴重書や劣化図書などの原本を
傷めずに高品質でスキャンができる
フェイスアップスキャナーシステム



フルカラー・フェイスアップスキャナーシステム

ScanDIVA

出張スキャンにも対応
優れた可搬性

原稿に優しく劣化を防ぐ
LED光源採用

細部まで鮮明にスキャン
光学解像度400dpi

多彩な編集/加工が可能
アプリケーション搭載

○アーカイブモデル/
ScanDIVA SD8800A
○標準モデル/
ScanDIVA SD8000G

「マイクロフィルム=レジェンドメディア」から
蘇る情報の利活用ができる最新鋭機

「Legend Viewer」

リーダプリンター機能/
スキャナー機能の
切り替えがワンタッチ

スキャンも、プリントも、
デジタルならではの
高速・高画質を実現

充実した便利機能と
多彩なオート機能で
操作が簡単



※写真はLV7100です。

A3スクリーン・A3プリンター搭載

LV7100

A4スクリーン・A3プリンター搭載

LV6100

各機種ともに高品質・高信頼性の国内生産

〈国内総販売元〉

コニカミノルタ ジャパン株式会社

〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1

<https://konicaminolta.com>

商品に関するお問い合わせは **0120-805039**

受付時間 9:00~12:00・13:00~17:00(土、日、祝日を除く)

先進の磁気テープが、 ビッグデータの未来を守る。



富士フイルム独自のアーカイブソリューション 『ディターニティ』

社内のデータ保管に関する「効率化」「コスト削減」「安全性強化」など、さまざまなデータ保管・管理のニーズに、磁気テープを使用したアーカイブソリューション『ディターニティ』がお応えします。



内部保管する

データアーカイブソリューション
ディターニティ オンサイトアーカイブ

大容量・低コスト・簡単操作のアーカイブ専用ストレージ。

ハードディスク(HDD)と最新のテープライブラリを組み合わせた、長期保管用ストレージシステムです。



デジタル化する

デジタル化・データ変換サービス
ディターニティ コンバージョン

コンテンツを最新デジタル環境に変換。



●本製品についてのお問い合わせは

株式会社 **ムサシ** 〒104-0061 東京都中央区銀座8-20-36 東京第一支店 TEL.03 (3546) 7720
 札幌支店 011(708)3541 仙台支店 022(796)2101 北関東支店 048(640)5795 東関東支店 043(305)4901 神静支店 045(620)0863
 名古屋支店 052(228)7865 大阪支店 06(6745)1643 中四国支店 082(232)9261 福岡支店 092(282)6301

IM

2024-3・4月号 通巻第610号

IM電子版はPDFで閲覧できます。

ダウンロードしたPDFならびにプリントは、著作権法に則った範囲でご利用ください。
 JIIMAに許可なく業務・頒布目的で利用した場合は著作権法違反となり罰せられますのでご注意ください。

4…………… デジタル新時代到来! DXを成功させるための情報マネジメント

デジタルドキュメント2023 ウェビナー

～電帳法対応をきっかけにした“業務のデジタル化”による生産性向上～

JIIMA広報委員会

【ケース・スタディ】2023JIIMAベストプラクティス 受賞事例優秀賞

14…………… 「おだわらデジタルミュージアム」創設プロジェクト

～小田原市収蔵文化財の包括的デジタルアーカイブの構築～

小田原市文化庁生涯学習課郷土文化館係 吉野 文彬

【ケース・スタディ】2023JIIMAベストプラクティス 受賞事例奨励賞

17…………… 完全ペーパーレス化による受注業務の変革

～育児時短&残業ゼロ&テレワーク可能な職場環境づくり～

太陽化学株式会社 長戸 有希子

【DXレポート】の生みの親の1人経済産業省の和泉 憲明氏に聞く

22…………… 後編 「2025年の崖」をキーワードに発表された「DXレポート」から5年

企業の推進状況の裏側と新たな政策スキームから探るDXの現在地

株式会社メディア・パラダイム研究所 奥平等

【連載 生成AIの時代】

29…………… 第4回 ノーコードAIの現状と未来

株式会社第一生命経済研究所 柏村 祐

【連載 情報管理の新しい動向】

32…………… 第3回 「インフォメーション・ガバナンス」の考え方はなぜ有用なのか

ARMA米国本部フェロー 小谷 允志

【連載 公文書管理シリーズ】

35…………… 第48弾 歴史的公文書を後世へつなげる仙台市公文書館

JIIMA広報委員会 長井 勉

【わが館のお宝文書】

39…………… 仙台市公文書館所蔵 昭和8～19年雑書類(仙台市紋章制定その他)

【委員会活動報告】R&Dデータ保存委員会

40…………… 10年後も使える測定データの保存方法の提唱

【委員会活動報告】建築市場委員会

42…………… 建築設計情報の未来に向けたビジョン

「建築設計業務における設計図書の電磁的記録による

45…………… 作成と保存のガイドライン Ver.2.0」(2023年11月)を公開しました!

建築市場委員会

47…………… 文書情報マネージャー 認定者からのひと言

2024年 JIIMA賀詞交歓会

48…………… 変革による強い社会を目指して

50…………… ニュース・ア・ラ・カルト

- JIIMA 賀詞交歓会で改めて新年の意気込みを語る
- 一般社団法人日本テレワーク協会 「第24回テレワーク推進賞」発表
- 月刊総務 「BCP・BCMとコロナ対応の振り返りについての調査」を発表
- NXワンビシアーカイブズ「大企業の電子契約システムに関する実態調査」を発表
- NEC 行政機関および医療機関における生成AI活用に向けたホワイトペーパーを公開
- ウイングアーク1st 生成AIを業務に活用するコンサルティングサービスを提供開始
- スカイコムとGMOグローバルサイン、リモート署名が簡易利用できるツールを共同開発
- 各社ニュース

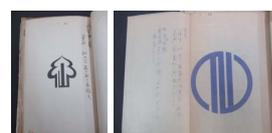
52…………… 新製品紹介

- (株)PFU 「RICOH fi-8950」「RICOH fi-8930」「RICOH fi-8820」
- コニカミノルタ(株) 「bizhub C4051i」「bizhub C3321i」「bizhub C4001i」「bizhub 4051i」
- キヤノンマーケティングジャパン(株)/キヤノン電子(株) 「imageFORMULA DR-S250N」

53…………… コラム

第11回 研究室の窓から「准認証アーキストと大学教育」
東北大学 加藤 諭

54…………… ■ IM編集委員から





デジタル新時代到来! DXを成功させるための情報マネジメント ～電帳法対応をきっかけにした“業務のデジタル化”による生産性向上～

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会 (JIIMA) は、2023年11月14日 (火)～11月30日 (木)に「デジタル新時代到来! DXを成功させるための情報マネジメント」をテーマとしてウェビナーを開催。サブテーマとして「電帳法対応をきっかけにした“業務のデジタル化”による生産性向上」を掲げ、これらに関連するさまざまな講演動画を配信した。

JIIMA理事長による基調講演の他、国税庁、デジタル庁、メタデータ株式会社代表取締役社長 野村直之氏による特別講演、ならびに業界のトップベンダーによるスポンサー講演や、第17回JIIMAベストプラクティス賞受賞事例講演、JIIMAならではのナレッジを提供するJIIMA委員会講演、そしてJIIMA65周年を記念した特別講演も行った。

今回はその中から、基調・特別講演ならびに委員会ナレッジセミナーをレポートする。なお、一部の動画については、YouTubeの公益社団法人日本文書情報マネジメント協会の公式チャンネルにて今後も配信予定である。

●公益社団法人日本文書情報マネジメント協会 (YouTube)

https://youtube.com/channel/UCdbaa2Tq_DxQ7qTU2Ub7V4Q



基調講演 デジタル新時代到来! DXを成功させるための情報マネジメント



公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会
理事長 勝丸 泰志

情報マネジメントは現場の仕事だと認識している経営者が多いのではないだろうか。情報マネジメントの実務は確かに現場が行う仕事であるが、それを正しく行うか否かは経営の仕組みに依存し、その仕組みを構築し機能させることは経営者の仕事である。本講演のテーマである「DXを成功させるための情報マネジメント」は、経営者がリードしなければ実現しないことであり、これからの時代において優先度の高い課題である。

「デジタル新時代」とはどんな時代を指すのか。ここ数年で特徴的なことはAIの実用化が進んだことである。あらゆる産業が情報を必要とし、情報が価値の根源といえる時代になった。必要とする情報は増える一方だが、欲しい情報を明らかにして取

得することは容易ではなく、また取得した情報を使いこなすことも容易ではない。そこに魅力的なAIが出現して、これをうまく使いこなせる人や組織と、それができない人や組織とは、格差が生まれるだろう。

電帳法の改正によって業務のデジタル化が加速されたことは事実だが、電帳法対応が直接デジタル・トランスフォーメーション(DX)に繋がることにはならない。電帳法対応はバックオフィスの改革であり、DX本来の目的であるフロントオフィスの改革のためには、「顧客視点」での価値創造という考え方や物の見方等の意識の変革が必要である。また実施にあたっては、集めたデータを分析するスキル、しかも事業との関連性で捉える高度な分析スキル等のデジタルライゼーションまでとは異なるスキルが必要となる。

DX成功のために情報マネジメントは大切だが、情報マネジメントを行うために必要な知識は日増しに増え、必要とされるスキルも高まってきている。デジタル時代の情報マネジメントは、紙

文書の時代の文書管理を含みながらも、その延長線上にはないと認識した方がよい。情報セキュリティを確保しつつ情報を高度に活用する情報マネジメントがデジタル時代には求められ、それは過去の情報マネジメントに比べてかなり難易度が高い。

DXの本質的な狙いは企業価値の向上にある。そして、企業価値の向上を中長期的に達成して行くためには、ガバナンス体制がそれを可能とするようになっていなければならない。経営者は、DX成功のためにガバナンス体制を構築し、そのガバナンスの下で内部統制体制が構築され、内部統制が働くことによって決められたとおりに情報マネジメントが行われるような仕組みをつくり機能させなければならない。

特

別

講

電子帳簿保存法に関する通達・一問一答の改訂について



国税庁 課税部課税総括課

課長補佐 小沢 百々子 氏

令和5年3月に改正された電子帳簿保存法。経理業務の生産性の向上やテレワーク推進など経済社会のデジタル化の実現を目指し、見直しが実施されている。本講演では、税制改正にあたってのポイントや背景にある考え方をもとに、改訂した通達内容や一問一答について紹介する。

国税庁の小沢 百々子氏が改正された電子帳簿保存法に関する取扱通達と一問一答について、主な改訂内容やその背景にある考え方を以下の流れに沿って説明した。

1. 令和5年度税制改正のポイント
2. 改訂された取扱通達と一問一答の紹介

まず、「1. 令和5年度税制改正のポイント」では、令和6年1月より適用される税制改正のポイントとして、経済社会のデジタル化を踏まえた経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、税務情報のデジタル化、優良な電子帳簿の普及・一般化があげられた。これらのポイントから、電子取引の取引情報にかかるデータや所得税、法人税、消費税等の帳簿書類を電子的に保存するための手続きについて主要の見直しを行い、改正が行われたと解説している。

次に「2. 改訂された取扱通達と一問一答」では、税制改正に伴い、改訂された取扱通達と一問一答について紹介を行った。主な内容としては、電子取引の猶予措置に関する内容や電子帳簿等保存関係、スキャナ保存関係についてであり、以下が今回の講演で解説した主な取扱通知と一問一答である。

<取扱通達>

- ・(取扱通達7-13・14) 規則第4条第3項(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に関する猶予措置等)
- ・(取扱通達8-2) 規則第5条第1項(その他必要な帳簿)

<一問一答>

① 電子帳簿書類関係

問41: 複数の会計ソフトを使用している場合でも優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置を受けることは

可能か。

問42：業務上の必要性から、帳簿の一部の記載事項につきノートや表計算ソフト等で補助的・重複的に記録している場合、優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置は認められないか。

問52：届出書に記載していた国税関係帳簿の一部が令和5年度税制改正により特例国税関係帳簿に該当しないことになった場合も、変更の届け出を提出しなければならないか。

問60：令和5年度の税制改正後の第8条第4項（過少申告加算税の軽減措置）の規定について、最短でいつから適用を受けることができるか。

② スキャナ保存関係

問26：規則第2条第6項第2号（i）に規定する解像度に関する保存要件はどのように確認・証明すればよいか。

問41：1か月分の取引がまとめて記載された納品書を保存する場合、検索要件の記録項目については記載されている個々の取引ごとの取引年月日、その他の日付及び取引金額を設定する必要があるか。

問65：令和5年度の税制改正後のスキャナ保存の要件で保存を行えるのはいつからか。

③ 電子取引データ保存関係

問12：課税期間が令和5年4月1日から令和6年3月31日までであるが、令和6年1月1日以後に行う電子取引の取引情報については、課税期間の途中であっても、令和5年度の税制改正後の要件で保存しなければならないのか。

問49：1ヶ月分の取引がまとめて記録された納品書データを授受した場合、検索要件の記録項目については、記録されている個々の取引ごとの取引年月日その他の日付及び取引金額を設定する必要があるか。

問61：「相当の理由」は、どのような場合に認められるか。

問65：「整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたもの」とはどのようなものか。また、「保存義務者が国税に関する法律の規定による当該電磁的記録及び当該電磁的記録を出力することにより作成した書面…の提示若しくは提出の要求に応じることができるようにしている」とは、どのような対応が求められるのか。

以上のことは国税庁のHPでも詳細が記載されているので、ぜひ確認していただきたい。

●電子帳簿等保存制度特設サイト

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/tokusetsu/index.htm>

特

別

講

演

Peppol e-invoiceが描くBig Picture



デジタル庁 国民向けサービスG

企画官 加藤 博之 氏

世界全体の大きな動きである「Peppol e-invoice（デジタルインボイス）」の取り組みは日本国内でも多くのサービスプロバイダー、ソリューションプロバイダーの提供のもと2023年10月に開始したインボイス制度を契機に実際に使われ始めている。

この「Peppol e-invoice」を日本企業はどのように業務に落としければよいか、そのポイントを抑えながらデジタルインボイスとはそもそも何かに立ち返り解説していく。

2023年10月に消費税におけるインボイス制度が始まり、それがきっかけで「Peppol e-invoice（デジタルインボイス）」を使い始めた企業が多く出てきている。しかしながら、この「Peppol e-invoice」は消費税に対応していくための仕組みではない。で

は、何のために「Peppol e-invoice」が必要かについて説明されている。

まず、「Peppol e-invoice」のポイントは“自動処理が可能”とされている。この自動処理が重要となるのは、企業側から見る

と自動処理により業務が効率化し利益につながるという点がある。一方、働く従業員にとって何がもたらされるのであろうか。それは、効率化することで会社の利益が上がり給与が増える、仕事量が減りストレスが減る、残業が減る、自由な時間が作れる点である。この従業員の“happiness”こそが「Peppol e-invoice」の真の価値であり、海外ではこの働き方の考えがトレンドになっているという。

次に、「Peppol e-invoice」における自動処理とは、商取引では基本的に「売り手が請求を行い、買い手が受領し、買い手は売り手に支払いを行う」という一連の流れがある。この“システムの差異を問わず”、自動連携することができる、これが売り手と買い手の請求の授受における「Peppol e-invoice」のポイントであると解説している。ただし、支払いへのデータ連

携の対応は、まだ発展途上にある。支払いの可否は、人が判断することになる。ただ、その判断材料は、マシンが自動処理できるはず。そのためにどのような業務プロセスが最適なのか、模索している段階であるとも言える。

グローバルの動きとしては“e-invoice”の定義は固まりつつあり、2022年欧州委員会で“VAT in the Digital Age”によりその定義が改定された。改定前のe-invoiceの定義は「あらゆる電子様式によって提供・受領される請求」であったが、改定後は「自動処理可能な構造化された電子様式によって提供、連携及び受領される請求」となり、“自動処理”と“連携”という言葉が入り、世界全体でe-invoiceの考え方が変わってきている。「Peppol e-invoice」は日本だけのローカルな仕組みではなく、世界全体の動きであり、日本も動き始めている。

特別講演 マニュアルの社内知識や商品知識をChatGPTに人間以上に親切・適切に回答させる

メタデータ株式会社 代表取締役社長 野村 直之 氏



前半のデモでは、メタデータ株式会社の就業規則の一部を使い、いかに質問の関連の高いところを抽出し、答え方についてはカスタマイズされた指令を出して回答させる、という一連の作業について実施、説明がされている。

講演ではその例として、就業規則のPDF文書をmarkdownに変換が行われた。すると、簡単に次の初めに#やハイフンをつけて文書構造に従った対応をさせることができた。これによってナレッジの単位が形成された。この中から関連ある文書を上位からChatGPTに送るための自然言語処理のエンジンを走らせた。なお、これに利用したツールは同社開発のChatBridで

DXを成功させるための情報マネジメントという観点から、生成AIの企業活用の決定版ともいえる、LLM（大規模言語モデル）駆動型ナレッジマネジメントを説明、また業務のフローの質と速度を改善すべく社内規程類を生成AIが分かり易く言い換えるデモを行い、さらに、顧客サポートの劇的な改善等生成系AIに期待できることについて事例を挙げて説明している。

想定聴衆はまず、社員向けのマニュアルやナレッジの整備と活用や情報共有の抜本的改善に強い関心をお持ちの方である。次に、顧客接点の担当者向けに、AIに商品やサービスの専門知識を咀嚼させ、革命的に優れた顧客サポートを24時間、365日、リアルタイムで提供出来ることを示した講演内容となっている。

ある。

就業規則の他にも、講演者である野村氏が社外講演をした内容がまとめられたWikipediaの文章を1ファイルにセットもしてみた。

次にChatGPTに対して「フレックス制度は、どんな人が対象ですか」という質問を投げかけた。すると、就業規則にある第15条を基本にした回答が提示された。他にも、関連する社内規定の類似度について類似関連ランキングで確認を行った結果、就業規則の第15条がトップのスコアでランキングされた。実は指示を出す際、ユーザーには見えないものであるが、裏でプロ

ンプトを入れ、就業規則から逸脱しないようにとの指示を出していた。その送り方、指示の出し方は社外秘的ノウハウが込められているものではあるが、就業規則に対してユーザーから質問が来た場合に、条文から逸脱することなく難しい規約の条文そのものを伝えるのではなく、わかりやすく且つ余分なことは書かずに必要な内容のみをユーザー目線に立った説明をするように指示している。

さらにはChatGPTを利用した「新規事業高速プラクティスへの挑戦」として、講演された内容やメタデータ株式会社の製品であるChatBrid等の事業開発を通じて、ChatGPTの現状の利用価値、そして今後さらに可能性が高くなる利用シーンについて具

体例を挙げて説明がされた。

現在、アイデア・企画段階での利用価値があることは常識になっているが、他にも、文書の推敲、要約、翻訳も得意中の得意であり、さらに掘り下げ (Breakdown) も得意であること。また非IT系企業においても有効に利用できることが事例を挙げて紹介された。

最後に「この不確実性の時代はデバック主義で行こう！ 日本語でプログラムができる環境が整ったことで、文系でも関係なくChatGPTを使いこなして時代を生き残ろう」と語り講演は締めくくられた。

創立65周年



デジタル化が加速する世界と日本の「これからのデジタル化」



富士通株式会社 シニアエバンジェリスト
First Creative Agent 代表エバンジェリスト

松本 国一 氏

新型コロナウイルスの影響で大きく行動変容が求められた3年間、世界はデジタルを活用し多くの現場で対応してきた。一方、日本においては首相自らが「日本はデジタル後進国」と言うほど、海外に対して遅れをとっている。本講演では、現在話題のDXやAIといったデジタルトレンドが私たちの生活をどのように変容し、今後どのようにデジタル化に取り組むべきなのかについて、わかりやすく解説する講演となっている。

まず松本氏は、現代社会ではスマートフォンの普及と共に新たなテクノロジーの進化やAIの発展も観察され、特に生成チャットAI (GPT-4) は膨大なデータを学習し、人にしかできないことがデジタルでできる、デジタル化が当たり前の世界に大きく変わってきていると解説した。

急速なデジタル化が進行している中、世界のデジタルランキングにおいて日本は31位であり、他の国と比較してデジタルに関連する業務者の平均年齢が高く、この年齢差がデジタル化の遅れの要因の一つになっているという。

さらにはDXの成功事例が少ないことも課題であり、DXとはITの活用だけではなく、ある目標や理想の姿をデジタルで実現することと指摘している。この成功事例が少ない背景には、最初から完璧なシステムを求める姿勢や、難しい課題に挑戦しよ

うとする姿勢があるとし、DXはデジタル化からスタートする重要性が強調されている。なお、DXは簡単なデジタル化からスタートし、段階的に進化させていくべきであり、現場のスタッフや経営者も含めた関係者全体が利用者として捉えられるべきだと松本氏は語っている。

また、日本のオフィスの労働スタイルが長い間変わっておらず、日本の働く現場が直面している課題にも触れ、2030年には労働力人口が4割減少するという現実が待っていること。そして、人員不足、介護離職、育児離職などが深刻な問題となり、さらには、デジタル化の遅れや紙の使用が依然として多いことも取り挙げている。

次に、従来の働き方の継続が難しくなっている現状についても説明し、特に、働き方改革関連法については、まだ変化が不

十分であり、管理職の負担が増加していることに言及した。他に、現場での無駄や不満がどこにあるかについても具体例が示されている。

- ・古いことでも紙を使う業務
- ・単純化できるのに時間のかかる手法の業務
- ・必要性を感じない上司指示
- ・業務量が多すぎる仕事
- ・周囲の支援が得られない業務

これらがデジタル化や効率化によって改善できるポイントであるとともに、AIの活用の広がり的重要性に触れ、これを実現するためにはデジタル化が必要であると述べた。

最後に松本氏は、「DXは本当に簡単なデジタルから取りかかるということが重要であり、皆さんの積極的な取り組みを期待したい。DX時代はこれらに備えていただきたい」と語り、講演は締めくくられた。

創立65周年



ニュースの職人が今伝えたいこと



ニュースの職人／ジャーナリスト

鳥越 俊太郎 氏

コロナ、ウクライナ、マイナ問題、物価高、ChatGPTなどその時々々のニュース、話題、社会問題に対し、ジャーナリスト歴50年超の「ニュースの職人」が鋭い視点でニュースの読み方を伝えていく。

2023年10月7日にイスラム原理主義組織ハマスがイスラエル南部から中部にかけてミサイル攻撃を行った。ハマスがガザ地区からイスラエルに侵攻したことから、ハマスとイスラエルの軍事衝突が発生し、現在もパレスチナとイスラエル双方の民間人を巻き込んだ戦闘が続いている。

本講演において鳥越氏は女性や子供が犠牲になっているこの状況について、とても悲惨な状況が続いているが、私たち日本人はTVや報道などで伝えられる惨状に本当に心を痛めているのだろうかという疑問を呈している。そしてその一因にユダヤ教とイスラム教という日本人にはなじみの薄い宗教への理解不足があるのではないかと考察している。

鳥越氏は毎日新聞の記者時代に、イランのテヘランに特派員として赴任した経験がある。イランは鳥越氏が赴任した当時からイスラム教の戒律を厳格に守るイスラム教国で、今日までハマスやレバノンのシーア派イスラム主義の政治組織ヒズボラを支援しイスラエルと対立している。

アメリカに新聞記者として職場留学した経験があり、米国文

化に馴染んだ鳥越氏にとって、イスラム教の国であるイランは全くの別世界だった。特に当時長髪であった鳥越氏は女性と間違われ警備をしている革命防衛隊に何度も呼び止められたことがあり、ある日、その行為について我慢が出来なくなって言い返したエピソードとともに、宗教、文化、習慣といった異文化を理解することの難しさを語った。

そして、次に鳥越氏はユダヤ人の今日までの歴史を振り返った。約2,000年前にローマ帝国によってイスラエルを追放されたユダヤ人が世界に散らばり、当時卑しいとされていた貸金業を営むようになった。その後、資本主義の発展に伴い巨額の富を得てロスチャイルド家に代表されるユダヤ金融が誕生し、ユダヤ人は世界の政治に大きな影響を及ぼすようになった。そしてこれらの背景もあり1947年に国連のパレスチナ分割決議を経て、遂にイスラエルが建国される。しかし、それからは日本で言えば戦国時代のような領土争いが今も続いている。

この解決の道について、日本や日本人に何ができるのか鳥越氏は常に問いかけて行きたいと語り、講演を終了した。



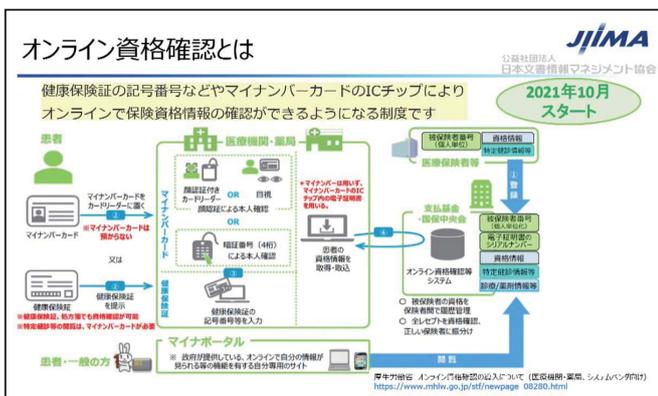
オンライン資格確認と電子処方箋の導入状況と今後の取り組み

公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会
医療市場委員会 副委員長 瓜田 耕一

オンライン資格確認は2021年10月より本格運用が開始され、2023年4月より原則義務化となったこともあり、90%以上の医療機関で導入準備が完了している。オンライン資格確認の利用状況や今後の施策について解説。なお、電子処方箋については2023年1月から運用開始されたものの、実際に運用開始している医療機関は全体の3.8%にとどまっている。これら電子処方箋の概要やメリットを整理するとともに、医療機関に実施したアンケート結果を踏まえて、医療市場委員会として今後どのように普及活動を行っていくかを紹介する。

オンライン資格確認の導入状況について

オンライン資格確認は健康保険証の記号番号などやマイナンバーカードのICチップにより、オンラインで保険資格情報の確認ができるようになる制度で、2021年10月より本格運用が開始された。患者の保険資格が有効か無効かをリアルタイムに確認できることや、保険資格確認結果が自動でレセコン^{*1}に取り込まれることにより、レセプトの返戻や入力の手間が削減できることが大きなメリットとなっている。また、2023年4月より原則義務化となり、2023年10月22日時点では医療機関全体の91.3%で導入準備が完了しているが、マイナンバーカードで受付をする患者がまだまだ少ないという状況となっている。厚生労働省と医療関係団体が連携でマイナ保険証の利用周知のポスターを作成したり、今後、医療扶助や訪問診療等・オンライン診療におけるオンライン資格確認の運用を開始したりすることでマイナ保険証の利用拡大を目指している。



電子処方箋の導入状況と今後の施策について

電子処方箋は電子的に処方箋の運用を行う仕組みであるほか、これらの運用を行うことで複数の医療機関や薬局で直近に処方

調剤された情報の参照、それらを活用した重複投薬等チェックなどが電子処方箋管理サービスを通じて行えるようになる制度で、2023年1月から運用が開始された。前提としてオンライン資格確認の導入が必要となるが、その基盤システム上で電子処方箋の運用が行われる。前述の通り、オンライン資格確認はすでに多くの医療機関で導入済みであり、また電子処方箋の導入にあたっては補助金も活用できるのだが、2023年10月時点では全体の3.8%の導入率にとどまっている。

厚生労働省は電子処方箋の全国的な普及拡大に向けて、モデル地域や稼働中の病院に加えて、周辺地域への波及効果が高い病院等を中心として面的拡大に取り組むとしている。なお、運用開始済病院である芦屋市の市立芦屋病院には医療市場委員会としてインタビューを実施し、機関誌IM2023年9・10月号に掲載されているので合わせてご確認いただきたい。

電子処方箋を導入した実際の医療現場からは、重複投薬等のチェックにより医薬品の重複投与を未然に防ぐことができるといったメリットが挙げられている。

これらを踏まえて、医療市場委員会では、医療DX推進の基本的な考え方に則り、医療機関、患者、薬局などでの情報の利活用が安全に行えるようになるためのセキュリティ対策の強化や、自然災害やシステム障害などの緊急事態においても業務を継続できるようなBCP対策、そして、質の高い医療や調剤の効率的な提供や、医療機関・薬局のペーパーレス化やコスト削減、業務効率の向上を推進していくためにも電子処方箋の普及啓発に向けて活動をしていきたいと考えている。

*1 医療機関が健康保険組合などの支払い機関に対して診療報酬を請求するために「レセプト（診療報酬明細書）」を作成するコンピューターシステム

ナレッジセミナー 文書の信頼性ある流通運用の実現に向けて —企業内のDXから企業間のDFFT実現へ—



公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会 標準化戦略委員会
石田 育央 名護屋 豊 中川 克幸
藤野 亮之 木村 道弘 伊藤 泰樹

DXの推進に伴い、電子文書の組織間での相互運用における信頼性やデータ交換性を維持する必要性が社会的な課題となってきている。

本講演では、デジタルトランスフォーメーションから信頼のおける文書流通を迎える社会で、文書の信頼性をいかに保護し、効率よく取り扱っていくことができるか、その運用方法を示した規格の開発方針について説明する。

デジタルトランスフォーメーションによって、業務の電子化や共有授受される情報の電子化が加速されている。そしてこれらの情報は、DFFT (Data Free Flow with Trust) の考えのもと、大量にかつ広範囲に流通を拡大している。

しかし、文書の電子化そして流通の拡大により業務の効率化が得られている一方で、電子化された情報がどこを通過して、誰から来たのか、誰が見るのかなどわからなくなってしまうことが多くなっている。これにより、当該の文書が正しいのか、受領した文書を使用する権利、権限を持っているのかなど検証せずに使用することで、組織の中の情報をフィッシングされてしまったり、不適切な出金をしてしまったりするといった問題が発生している。また、蓄積された情報を活用し、AI的な判別をして、新しい情報を生成することも可能となったが、それにより偽の情報を流通させ、過去の状況を現状に照らし合わせて類似情報を現状として流通させるといった不正行為も発生するようになってきている。

これらの状況において、流通する情報の信頼性を維持することが、文書情報マネジメントの目的となってきている。標準化戦略委員会では、これら社会的な課題を解決するために文書情報マネジメントの運用方法について、規格化を推進し、文書の取り扱い時に不適切な情報の混入や不適切な情報の受取、不適切な情報発信を防止することができるようにすることを活動の目的としている。

現在、適切な文書の取り扱い手順での最小限の確認項目を定めたISO 19475や取り扱う文書の機密性評価の運用を定めたISO4669-1が制定されている。ISO 19475によって、大まかに

文書の取り扱い時に注意すべき項目について明示されてきているが、具体的に文書を扱っていくためには、次のような点での詳細化が必要になっている。

① 受領から情報の取込

- ・紙で受領した文書をいかに正確に電子情報に変換していくべきか。
- ・電子的に受け取った情報をいかに受領した組織内で使用できる文書として評価し、受領組織内で使用できる形式の情報に変換していくべきか。

上記の視点では、旧来からスキャナによる電子化文書の保存運用についての規格JIS Z 6016やISOTR15801を改訂して、詳細化を図る計画をしている。

② 文書情報の共有

- ・文書情報の発信元の信頼性によって、共有される文書の信頼性は示される。技術的にはさまざまな人的な認証、組織の認証、利用機器の認証に基づいて、発信元の特定が図られているが、業務への適用が進んでいない。

標準化戦略委員会では、EUで実施のeIDAS、総務省で検討されている認証方法が活用できるよう、共有プロバイダなどの信頼性運用規則等に反映できる運用手順を示すようにしていく予定である。

最後に、標準化戦略委員会としては、これらの規格類を活用して、文書の自由な流通を実現できるように会員各社が提供する製品やサービスへの組み込みを促進し、さらには、文書を取り扱う組織が、適切な文書の流通ができるようガイドや規格をさらに充実していけるよう今後も委員会活動を行っていく。



今、推進者の皆様はここに悩んでいます

～文書情報マネジメントによるAIへ行く前の足固め～

文書情報マネジメントによる足固めなくして デジタル化・AI導入はあり得ず。。

～今、推進者の皆様はここで悩んでいます～



文書情報マネージャー認定セミナー参加者皆様のお声からご紹介

【JIIMA 文書情報マネージャー認定委員会】

公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会

文書情報マネージャー認定委員会 事務局 中山 弘毅

DX、生成系AI、リスクリングなど、新たな取り組みが目まぐるしくバズワードとなって飛び交っている。一方、安易な導入が現場の混乱を引き起こすケースも発生している。

業務改革など推進される皆様にとって、取り組むべき文書情報全体を俯瞰・理解し、価値ある活動に繋げるために文書情報マネージャー認定セミナー参加者皆様のお声から紹介する。

本講演は、JIIMAが実施している文書情報マネージャー認定資格取得セミナーにおける1,000名を越える受講者からのアンケートをもとに考察したものとなっている。

1. 【参加者のバックボーンと課題項目】～どういった受講者が、何に困っているのか

□参加者：

総務・企画 (44%) ; 文書管理担当としてのあるべき姿がわからない

営業 (18%) ; ツール販売として、お客様課題解決に繋がりたい

財務・経理 (18%) ; 電帳法関連

情報システム (11%) ; 電子文書の取り扱い

□職位：

経営者・部長 (15%) ; 会社・部門全体を俯瞰し、あるべき姿に導きたい

課長・係長・主任 (45%) ; 推進役として

一般職 (40%) ; 実務を回す立場として

2. 【生の声】～あるあるの課題

- ・上司が文書情報管理の重要性を理解してくれない
：できていて当たり前、簡単な日常業務としか判断しない
- ・全社方針・ルールがなく、部門ごと担当者ごとで組織間の整合性、連携がなし
- ・紙/コンテンツ(電子ファイル)/データの3種取り扱いがバラバラ
：全社対応がとれない、属人化、部門異動や新人が混乱する
- ・紙から電子への移行が進んでいない

・DX、デジタル化や生成系AIへの道筋が見えない

：DX以前に、ベースとなる電子化/デジタル化がなされていない

3. 【課題解決への理解すべき情報】～解決への糸口=セミナー単元

・文書情報マネージャー(推進役)の目指すところ

・経営戦略との関連性

・最近のトピックス(DX、電帳法等)からの文書情報マネジメント

・重点課題と関連技術

・社内の仕組み構築の具体的進め方

・具体的事例

4. 【文書情報マネージャー認定資格取得セミナー】～ご紹介

文書情報マネージャーとしまして、共通の課題を抱えている皆様への情報提供

・時代にマッチした知識の獲得

・業務課題、悩みごとの解決

・経営的視線から具体的実務まで、経験のある複数の講師が解説

なお、内容は陳腐化しないよう随時アップデートされ、また文書情報マネージャー認定者は特定テーマ深堀の“研究会”への参加が可能である。さらには文書情報マネージャー相互の情報交換/交流の場としてのSlackも用意されており、認定資格取得以降も最新の情報を認定者同士で共有することができるようになっている。

ナレッジセミナー 「インボイス制度と電子帳簿保存法を踏まえた電子化ガイドブック」のご紹介

公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会

法務委員会 委員 猪俣 智子

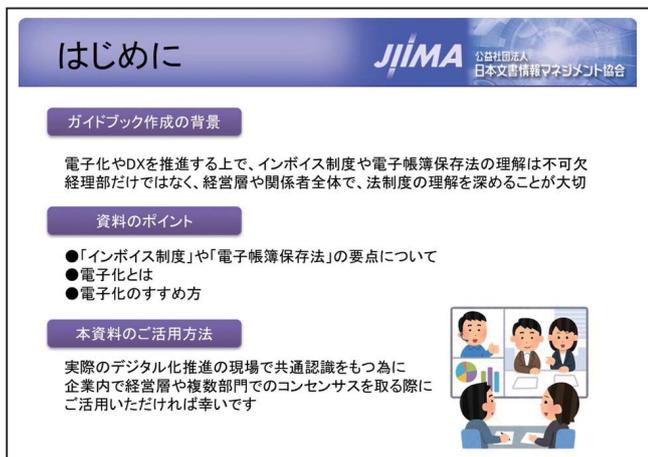
法務委員会では「インボイス制度と電子帳簿保存法を踏まえた電子化ガイドブック」を昨年10月に公開した。2023年10月にインボイス制度がスタートし、12月で電子帳簿保存法 電子取引の宥恕措置も終了したが、電子化やDXを検討する上でインボイス制度や電子帳簿保存法の理解は不可欠で、経理部のみならず経営層や関係者皆様が法制度の理解を進めることが大切である。こうした法制度及び電子化の進め方を分かりやすく解説した講演となっている。

本講演は、JIIMA法務委員会（以下、同委員会）が今年10月に発行した「インボイス制度と電子帳簿保存法を踏まえた電子化ガイドブック」（以下、電子化ガイドブック）の紹介動画となっている。なお、ガイドブックは以下のURLからダウンロードができる。

●政策提言・ガイドライン

<https://www.jiima.or.jp/activity/policy/>

「ガイドライン」の「インボイス制度と電子帳簿保存法を踏まえた電子化ガイドブック Ver1.0」（2023年10月）



1. 電子化ガイドブック作成の背景

テレワークやペーパーレス化が急速に進む日本企業において、自社での電子化やDXの推進を検討される企業が増えている。電子化やDXを検討する上では、インボイス制度や電子帳簿保存法の理解・対応は不可欠となっており、経理部のみならず、経営層や関係者全体で、法制度の理解を深めることがこうした取組みを成功させるカギといえるだろう。しかし実際には、法制度に対する理解不足からくる担当者間での意思疎通の課題等

が見受けられるのが現状である。

同委員会では、こうした状況を鑑み、企業内で経営層や複数部門でのコンセンサスを取る上でも活用できる資料として、誰にでも分かりやすい電子化ガイドブックを作成した。

2. 電子化ガイドブックの構成

電子化ガイドブックは、大きく分けて法制度の説明、電子化の進め方の説明の2つに分かれている。本講演では各章のポイントとなる部分を紹介している。

・法制度の説明

インボイス制度の概要と適格請求書、及び電子帳簿保存法についての解説となっている。インボイス制度の対応では、自らが売手側・買手側それぞれの役割を果たす必要があり、役割によって求められる要件が異なる。売手・買手ともにインボイスの保存義務があるが、保存については電子帳簿保存法の要件を満たす必要がある。「5. インボイス制度と電子帳簿保存法の違い（対比表）」は、どの法制度の要件を満たす為に対応が必要なのか、一目でわかりやすくまとめている。

・電子化の進め方

電子化やDXを推進するにあたっては、電子インボイスの定義やメリット、実施するにあたっての進め方を簡潔にまとめている。社内の推進メンバーはこうしたポイントを踏まえて取り組むことで意思疎通がスムーズに図れると紹介している。

3. まとめ

「インボイス制度と電子帳簿保存法を踏まえた電子化ガイドブック Ver1.0」は、無償で配布している資料である。法制度対応と業務効率化を実現する一助として、ぜひ活用いただきたい。

「おだわらデジタルミュージアム」 創設プロジェクト

～小田原市収蔵文化財の包括的デジタルアーカイブの構築～

小田原市文化部生涯学習課
郷土文化館係

吉野 文彬



1 おだわらデジタルミュージアムとは

おだわらデジタルミュージアムは、本市が収蔵している文化財資料を所管している各課館が連携して創設したポータルサイトです。スマートフォンやタブレット等からアクセスすることで、本市が収蔵している資料を、「いつでも」「誰でも」「簡単に」検索・閲覧することができます。考古・歴史・美術・民俗・文学・自然などの分野の資料をデジタル情報として後世まで確実に継承するとともに、学校教育や市民の生涯学習活動、観光振興としての活用も期待しています。

2 取り組みの背景

本市では、収蔵施設の慢性的な不足と、増え続ける未整理の資料や経年劣化が進んだ資料の対応に苦慮していました。2022年（令和4年）4月「博物館法の一部を改正する法律」が成立し、博物館が果たすべき役割の一つとして、「博物館資料

のデジタルアーカイブ化」が付け加えられ、更に、国の「デジタル田園都市国家構想交付金」を活用できることとなりました。これらを絶好の機会としてとらえ、さまざまな資料を収蔵している施設等が連携し、包括的なデータベースの構築やポータルサイトを創設する、「小田原市デジタルミュージアム創設事業」を立ち上げました。

3 おだわらデジタルミュージアムの概要

「おだわらデジタルミュージアム」は、資料のデータを蓄積するデータベース（博物館という収蔵庫）と、データベース内の資料等を見やすく閲覧するためのポータルサイト（博物館という展示室）の、大きく2つに分かれています。まず、データベースは、考古、歴史、民俗、美術、自然等の分野ごとに構築しつつも、分野を超えた横断的な検索も可能としています。今後は、ジャンプサーチ等の外部データベースや都市

OSを介した観光アプリ等との連携も図っていく予定です。

次に、ポータルサイトでは、本市が収蔵している資料を閲覧することができます。個々のコンテンツでは、高精細・3D・VRなどの先進的な撮影手法を駆使し、見せ方を工夫しました。また、学校教育や市民の生涯学習活動、観光振興の場面でも活用できるように、コンテンツの充実を図っています。

ポータルサイトのコンテンツとして、(1)「厳選！小田原市の収蔵資料」(2)「小田原のいまむかし」(3)「カラーでよみがえる小田原」(4)「デジタルアーカイブ」(5)「キッズミュージアム」(6)「文化財でまち歩き」などがあります。

(1)「厳選！小田原市の収蔵資料」

本市の学芸員が厳選した小田原市が収蔵する資料を撮影種別（高精細・3D・ObjectVR）でまとめた特別コンテンツと「中里遺跡」や「北条五代」など、テーマごとのコンテンツを設けました。特に3D撮影

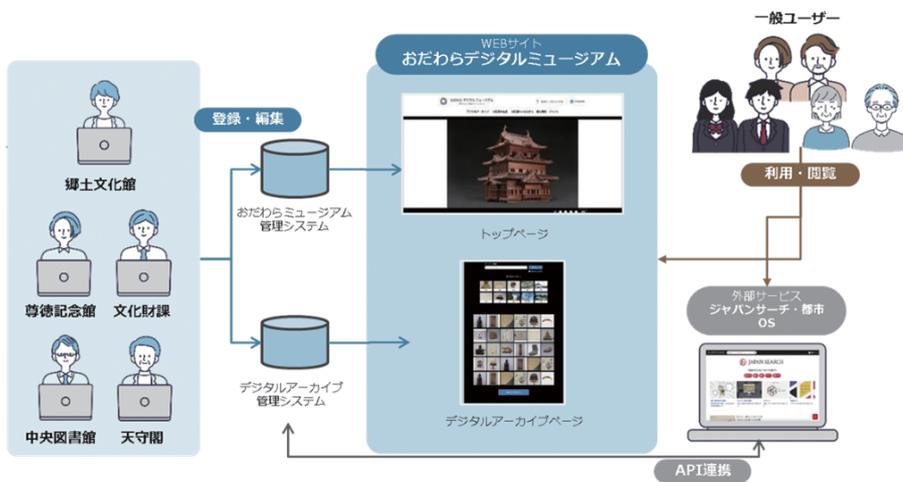


図1 「おだわらデジタルミュージアム」システム概要図



図2 3D撮影をした縄文土器

した天守閣の模型や土器は、普段は見る
ことができない内側や裏側まで、自由自在
に動かしながらかん覧することができます。

(2) 「小田原のいまむかし」

郷土文化館が2021年(令和3年)に発行
した『郷土文化館常設展示図録 小田原
の歴史と民俗』のコンテンツをはじめ、中
央図書館が所蔵している16mmフィルムな
どの映像・音声記録や解説動画などの
かん覧ができます。また、「小田原ゆかりの人物」
「小田原歴史年表」「小田原地方新聞記事
目録」では、キーワード等での検索が可
能となっています。

(3) 「カラーでよみがえる小田原」

かつての小田原を写したモノクロ写真を
人工知能(AI)の技術によってカラー化を
したコンテンツです。「まちなみ」「小田原
城跡」「観光」「鉄道」「漁業・水産加工」「大
災害」とテーマを設けて60点ほどの写真を
掲載しています。

(4) 「デジタルアーカイブ」

本市が収集している資料をデータベース
化しました。ここではクラウド型の取藏品
管理システムを導入しています。考古・歴史・
民俗・美術・写真・文学・自然・建造物・
天然記念物・史跡をカテゴリー別に分類し
ました。登録している資料の一部は、本
市観光課が運営をしている観光アプリ「小
田原さんぽ」と連携をしています。これは、
市内の観光スポット情報やAIによるモデ
ルコースの提案などができるアプリケー
ションであり、観光振興にも貢献できる取
組みです。

(5) 「キッズミュージアム」

子ども向けコンテンツとして、自主的な
学習への支援や学校教育の場で役立つ情
報や資料を公開しています。郷土文化館
が主催している子ども向け事業である「磯
の生物を観察しよう」や「土器製作体験教

室 ときどきタイムトラベル」を紹介するペ
ージや、「デジタルミュージアムで遊んでみよ
う」など、子どもたちがデジタルミュージア
ムに興味を持ってもらうためのコンテンツ
も公開しています。さらに小田原市教育研
究所が発行している副読本『わたしたちの
おだわら』『郷土読本小田原』『小田原の
自然』のコンテンツも公開しており、教
育現場での活用も期待されています。

(6) 「文化財でまち歩き」

このコンテンツは、「おだわら文化財マッ
プ」と「おだわらまち歩きツアー」で構成さ
れています。前者は、本市文化財課が
2022年(令和4年)に発行した『小田原の
文化財』と、郷土文化館がこれまで地域資
源として調査を進めてきた成果をマッピ
ング可視化しています。今後、郷土文化館
で活動をしている「小田原の石造物を調べ
る会」などの学芸ボランティアの活動で得
られた成果も随時反映していくことを予定
しています。また後者は、「おだわら文化
財マップ」に掲載されている内容をもとに
市内散策のモデルコースを設定しており、
観光面での利活用も期待しているところ
です。

(7) その他

関連リンク、サイトマップ、利用規約な
どをかん覧可能です。特に「おだわらデジ
タルミュージアムについて」では、「おだわ
らデジタルミュージアムができるまで」など
の創設に至るまでのエピソード動画をかん
覧できます。また、各コンテンツについてはバ
リアフリー化を進め、文字の拡大表示や
読み上げアプリへの対応を行っているほか、
Googleによる自動翻訳機能を採用し、英
語や中国語をはじめとする多言語への翻
訳も可能としています。

おだわらデジタルミュージアムは、2023
年(令和5年)3月末にオープンしてから、

Case Study



2024年1月末まで約14万人のアクセスがありました。これは当初1ヶ月に見込んでいたアクセス数を大きく上回る実績で、閲覧をきっかけにした掲載内容や掲載写真の二次利用等に関する問い合わせも増加しています。また、他自治体からの導入に関する問い合わせや、講演、執筆依頼も増加しています。

4 おだわらデジタルミュージアム制作の裏側

当該事業では、国の交付金を活用し、年度当初に交付決定されましたが、当該年度内での事業完結が必要で、市議会での予算審議や受託業者の選定等もあり、実質半年しか業務に充てられる時間を確保することができませんでした。

このような状況下で、データベースの基礎となる項目や名称の確認、記載内容の調整などには、最も労力と時間を費やしました。また、収蔵資料全てのデジタル化は難しかったため、デジタル化対象資料の選定にあたっては、劣化が著しく緊急に対応が必要な資料や、デジタル化の際に専門的な知識や技術が求められる資料を優先しました。

デジタル化の手法については、受託業者とその都度協議を行いながら、資料ごと

に最も適した方法を決定し、作業を進めました。なかでも特に神経を使ったのは、刀剣の撮影でした。刀剣は、撮影前に油抜き等の作業が必要で、専門家立会いのもと作業を行ったうえで、細心の注意を払って撮影に臨みました。また、江戸城築城の際に、石材を切り出してから、船で運び出すまでの様子を描いた「石切図屏風」では、高精細撮影を行ったうえで、CGの技術を用いてアニメーション化し、効果音などを加えた上で公開しています。

5 まとめ

現在の「おだわらデジタルミュージアム」は、完成形ではありません。デジタル化が済んでいない資料もまだ数多くあり、全

ての資料のデジタル化やコンテンツの追加・更新など、今後も継続して取り組むべき課題が残されています。博物館法の改正により「資料のデジタルアーカイブ化」が博物館の果たすべき業務の一つとなったことは、今後の博物館DXを推進していく契機であると言えます。

最後に、この場をお借りし、「おだわらデジタルミュージアム」の創設、そして第17回ベストプラクティス賞の受賞についてご尽力いただきました関係者の皆様に厚く御礼を申し上げます。皆様にとりまして、本市の取り組みが今後の参考となれば幸いです。



図3 資料撮影の様子

“小田原の宝”を世界に発信

おだわら
デジタルミュージアム
Odawara Digital Museum

おだわらデジタルミュージアムとは、小田原市が収蔵している資料を閲覧、検索することができるポータルサイトです

考古、歴史、美術、民俗、文学、自然などのさまざまな分野の貴重な資料をデジタル情報として“いつでも”、“誰でも”、“簡単に”アクセス可能です

完全ペーパーレス化による 受注業務の変革

～育児時短&残業ゼロ&テレワーク可能な職場環境づくり～



太陽化学株式会社
コーポレート本部

ロジスティクスグループリーダー 長戸 有希子

太陽化学株式会社の概要

太陽化学は伝統的な天然素材から、最先端技術を応用した新規素材までさまざまな食材・工業用途向け素材を取り扱うとともに、無限の可能性を秘めた機能性食品素材の創造に取り組んでいます。研究開発型のソリューション企業として新しい価値を「創造」し続けた製品は2000種以上あり、取引先企業は1500社以上、食品・生活用品、病院介護市場向けの機能性食品等、皆様の豊かな暮らしを多角的に支えています。

ペーパーレスはなぜ必要？ 導入前の問題点

受注業務はコーポレート本部ロジスティクスグループに属し、基幹システムへの受注入力を中心に注文書の返信や転売手配、お客様からの問合せ、要望、苦情の電話対応、社内関係部署への電話連絡、運送

会社へトラブル問い合わせ等の対応をしています。主業務である受注入力約600件/日を6名が他業務と並行して行っています。

導入前の業務は、取引先毎にFAXやメールで届く自動で出力された紙の注文書を出荷日の早い順に仕分け、入力担当者に振分けをしていました。入力担当者は紙を見ながら基幹システムへ手入力し、出荷日等必要事項を注文書に手書きで記載、

チェック担当が入力内容と注文書を確認し返信する。返信済みの注文書は仕分けし、紙で保管していました。注文内容は数量であったり、個数であったり、弊社製品名と異なる名称であったりと、取引先毎にルールがあるため専属の担当が必要になり、独自のルールも生まれ、ミスを発生しやすい状態でした。特に担当者の変更になるとミスを発生しやすくなるため、普

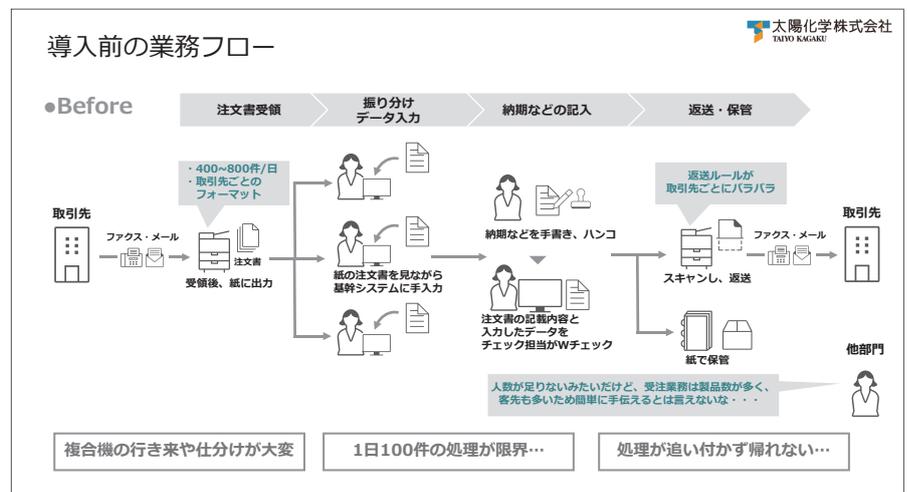


図1 導入前の業務フロー

段よりダブルチェックはもちろん、基幹システム上にもミスをしないう注意事項を記載していました。ただ、記載事項は時間が経つにつれ風景となってしまう、ミスは完全に防ぐことができませんでした。そのため繁忙期でも他部署へ応援を頼むことができず、結果、処理が追い付かず就業時間内に業務が終わらない日もありました。繁忙期や学校行事等で担当者の休みが重なる時期を考えると業務改善が必要なのですが、「日常業務に追われ話し合いの時間が取れない」という状況が続き、その結果自分達では問題を解決することができないという状態でした。

在宅勤務は必須！ 環境変化による業務の見直し

紙ベースの業務は「在宅勤務不可」であるとの認識があったため、新型コロナの国内感染が確認された当初は検討を全く行っておりませんでした。ところがどんどん悪化する社会状況、受注担当には感染リスクの高い妊婦さんや保育園児・小学生のお子さんを持つ人もいます。このまま感染が広がると業務が成り立たないため、できるだけ社内と同じやり方で在宅勤務を行うと以下の方法で運用を開始しました。

- ① 出社メンバーが工場や客先への確認不要な注文書をスキャナーで読み込み、共有フォルダ（未入力）に保管
- ② 在宅勤務者が共有フォルダ（未入力）を確認しシステムに入力。必要事項を注文書に記載し共有フォルダ（入力済み）に保管
- ③ 出社メンバーが内容をチェックし注文書に必要事項を記載して返信。
しかしこの運用方法では、出社メンバーが注文書を保管する事に時間がかかる、

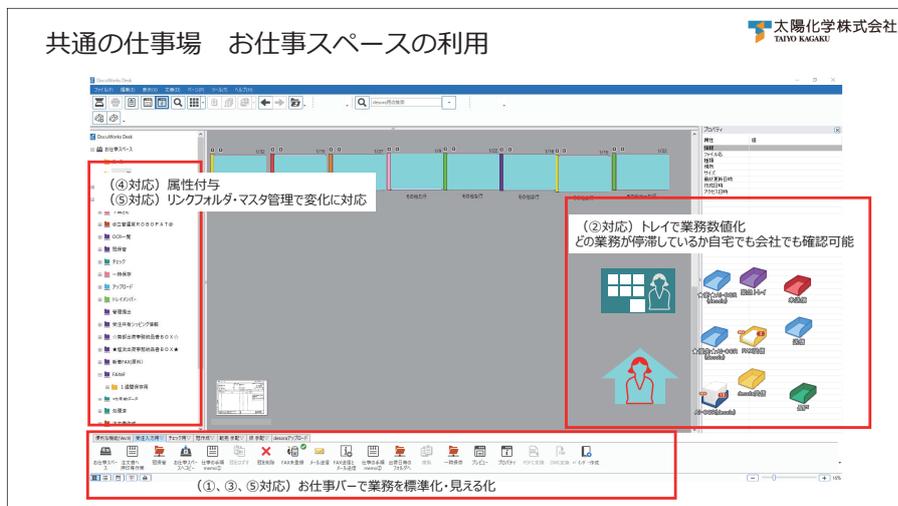


図2 共通の作業場 お仕事スペース

在宅勤務者の作業スピードも読めないため未入力フォルダが空になっていても気付かない、在宅勤務者も余分な手間を掛けてしまうため出社メンバーに連絡しにくい、申し訳ない、業務がはかどらない等の理由から在宅勤務は受注業務では根付きませんでした。このように別々の場所で業務を行うことは「業務の進捗状況・情報を時差なく共有できること」、「作業手順を明確にし、同じ状態で業務を行うこと」が重要であることを思い知らされました。

ペーパーレス検討開始

これら経験を踏まえ完全ペーパーレスに向けての業務改善は、チームリーダーとロジスティクス戦略担当で先導、受注担当が形にしていくことから始めました。まずは導入システムの検討を開始したのですが、受注担当の要望を重視すればシステムがカスタマイズになってしまうため、ランニングコストも含め莫大な費用がかかってしまう。会社側としては経費節減や費用対効果を重視するため、カスタマイズされたシステムの導入は許可できない。また受注担当

からは、PC操作は苦手であるという理由からペーパーレス化には消極的で、今の業務の流れが変わるのであれば、現状維持を望む声もありました。

そこで、カスタマイズされたシステムではなく以下の点だけを重視して検討を開始しました。

- ① 業務フローは現状維持
- ② 在宅勤務時も進捗状況を時差なく共有
- ③ 応援可能な標準化業務
- ④ ミスがなくなる仕組み
- ⑤ 時代の変化に自社内で対応可能

その結果、富士フイルムビジネスイノベーション(株)「DocuWorks」が要望に応えられると思い導入を決めました。まずは担当者の不安をなくすために作業の大筋を変えないような業務フローを作成、作成には受注業務の経験が浅くPC作業の苦手なメンバーを指名、細かなルールは考えずに標準作業のみで行える業務フローを考えました。経験の浅いメンバーをシステム導入検討の中心メンバーとして入れたことで、「彼女ができるなら……」と他のメンバーも認識が変わり、ペーパーレス化を後押ししま

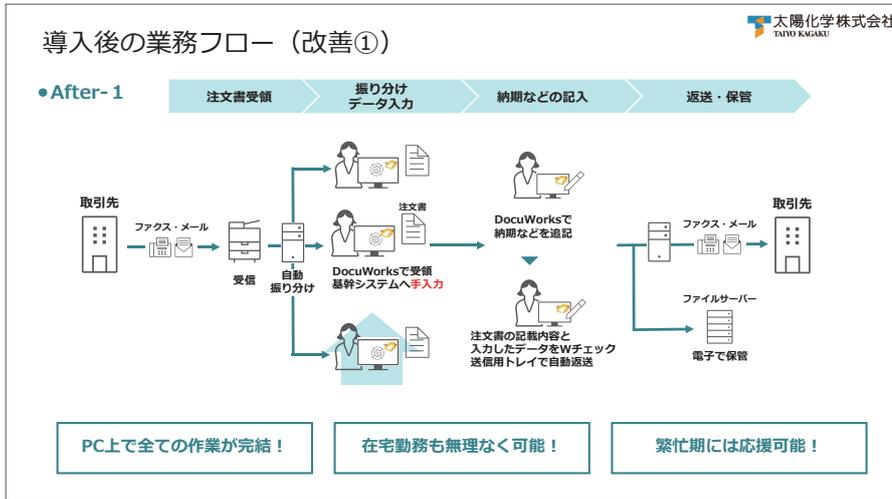


図3 導入後の業務フロー（改善①）

した。仕組み作りが終わったら個々のPCに「DocuWorks」を導入、共通の仕事場として「お仕事スペース」を活用しました。リンク先やトレイを共通にしておけば場所を選ばず、情報に時間差なく、業務を行うことが可能となります。作業手順はお仕事バーに記載、手順を逸脱することなく「標準化」、「見える化」する事により「業務応援」が簡単にできるようになりました。フォルダ内の情報数が見える化できる「トレイ」は中に入っているファイル数が表示されるので、業務の進捗がわかります。トレイはメールと同じように文書の受け渡しができるので、在宅勤務者の労務管理にも活用できます。連絡事項を記載した文書をトレイに入れてもらうだけで文書の作成日時も分かり、急な業務中断連絡も可能、このように「DocuWorks」を共通の仕事場として決めたことが、後の業務改善も考えやすくなりました。

ペーパーレス化後の業務フローは導入前と大きく変わっていません。注文方法は紙ベースと一緒に、事前に用意したマスタによって注文ファイルは送信番号等属性を付与し、ルールによって共通で確認できるト

レイへ自動振分、各自入力担当がトレイより注文ファイルを取り、基幹システムへ内容を手入力します。「DocuWorks」のスタンプ機能で受領印や必要事項を注文ファイルに追記、ルールを決めたチェック用フォルダに保管します。チェック担当は内容を確認後送信用トレイにファイルを入れるだけで、送信先に返信できます。注文ファイルも送信先毎にファイルサーバーに保管されます。送信トレイはFAXだけでなく、予めアドレス、件名、本文を入力しておけば

メール送信も可能にしました。この業務フローにより、複合機へ行き来、紙の保管等がなくなりPC上で全ての作業が完結、在宅勤務も無理なくでき、繁忙期には応援を呼ぶことができました。ただ、「手入力」といったミス発生の解決までは至りませんでした。

完全自動化に向けて AI-OCR検討開始

改善①ではまだまだ問題点が山積みでした。作業場所や応援を頼むことができても問題解決の話し合いが十分できるだけの時間の余裕はありません。「手入力」といった一番ミスの発生しやすい箇所を改善しなければ道半ばです。まずは現在ある仕組みで改善を試みました。弊社で使用している基幹システムは情報を特定の書式に変換し取り込めば自動で情報を入力、エラーを確認できる機能があります。そこで「DocuWorks」に付属されているOCRを使用して文字の判別、特定書式への転記を行ったのですが、注文書によっては取込に対してデータを追加しなければなら



図4 AI-OCRの作業

い、識字率が低いため転記情報の信頼性が低いといった問題が発生しました。このままでは業務改善することはできないと思い、注文情報のデータ抽出・読替・加工ができ、識字率の高いAI-OCRを検討、DocuWorks文書も読み取り可能な「ApeosPlus desola」の導入に踏み切りました。

AI-OCRでの業務はどのような注文書でもキャンセル、変更でない限り受注担当は同じ業務フローで行います。受信トレイに入った電子ファイルの注文書を予めルール化されているアップロードフォルダへドラッグ&ドロップ、AI-OCRで認識された文字をWeb画面上で確認します。確認作業は注文書そのものが自動で文字が大きくなるため、文字のつぶれや小ささから発生する「思い込みミス」を無くすことができます。内容に問題なければCSVファイルをダウンロード、ファイルを基幹システムへ取り込むと注文内容が自動入力され、エラーチェック文書が生成されます。内容を確認後、必要事項を注文書に入力し取引先へ返信します。手入力の場合は別の人が入力チェックを行っていましたが、この作業で

はWeb画面上の確認が入り、その後も基幹システム内でエラーチェックが入るため、入力画面と注文書の内容確認専用の「チェック担当」を必要としなくなります。また、どの取引先に対しても同一作業なので、担当を決めることなくトレイの数値で進捗状況を確認しながら業務を行えるようになりました。

全体の業務フローは大きく変わっていませんが、「手入力」と「チェック担当」を無くす事により、倍の件数が処理可能となり残業もなくなりました。さらに業務改善のための話し合いの時間が取れるようになり、以前ロジスティクス戦略担当にお願いしていた業務改善を自分達で行えるようになりました。数字として確認できた効果は、

①年間198,000枚の紙削減

②作業時間63%削減

があげられますが、それ以上に複合機への紙補充や注文書を纏めて保管する作業等ちょっとした毎日の作業がなくなったことで数字以上に効果を実感しました。また、ほとんどの注文書が自動取込可能となったため入力ミス、チェックミスを減らすことができ、在宅業務効率もアップしました。

全ての受注業務対応へ 24時間業務に向けてRPA始動

私達はDocuWorksを作業の基準として改善を行っていたのですが、取引先が指定するWebを用いた注文方法は一旦DocuWorksから離れ、Web画面を確認する必要があります。注文が入る時間は一定ではなく、Web画面や仕組みも取引先毎に違います。そのため担当を決め受注業務を行っていました。そこでDocuWorksでできない業務はRPA（ロボティック・プロセスオートメーション）を用い、作業結果をDocuWorksに落とし込む方法を考えました。取引毎のWeb画面確認作業のRPAを作成、納期にあまり余裕のない注文は日中もRPAが確認し、データ作成後に基幹システムに取り込む、RPAは行った作業をまとめてDocuWorksのトレイに入れ、受注担当が確認します。納期に余裕のある注文は夜間にRPAが行い、翌朝受注担当が確認します。

夜間作業用RPAはFAX、メール注文業務にも使われます。「AI-OCR」へのアップロードや確認作業にはイレギュラーやエラーが発生しやすいので人が昼間確認を行い、夜間に確認後のデータをRPAがダウンロードし「基幹システム」へ取込み、その結果をDocuWorksのトレイに入れ、翌朝から受注担当が確認を行い返信してします。

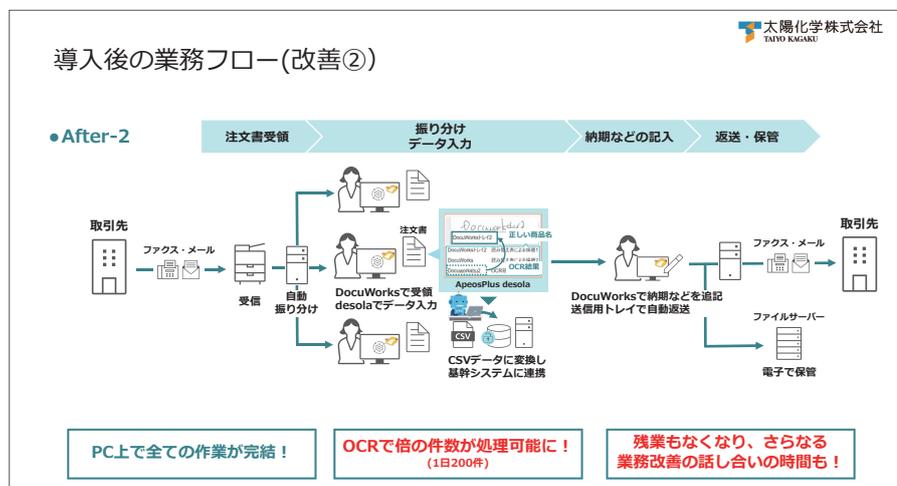


図5 導入後の業務フロー(改善②)

最後に 私達が目指したもの

完全ペーパーレス化が成功できたのはシステムを取り入れたことはもちろん3つのルールを徹底したことにあります。

・業務の標準化(属人化しない)



- ・情報の共有化、見える化(持ち込まない、ため込まない)
- ・チャレンジ!スキルアップ!(変化をおそれず提案)

その結果、導入によってできた時間は更によくしていこうという気持ち生まれ、変化をおそれない提案型のチームができあがりました。

私達の業務改善は最初から上手くいっ

たわけではありません。少しずつ考えながら、少しずつ変化させています。その変化は標準化された変化であり属人化を無くす変化です。私達のチームメンバーは何か特別なスキルを持っているわけではありません。今でもPC操作の苦手意識は高くそれでもRPA作成といった新たなチャレンジをしています。

私達は家事も育児もそして仕事も諦めた

くありません。コロナ感染が落ち着いた最近でも在宅勤務は必要です。在宅勤務は育児に限ったことではなく介護や通勤困難な社員に必要な業務手段です。労働人口の減少や社会を取り巻く環境の変化が、更なる業務改善を必要とすることでしょう。どのような環境変化に対しても常にチャレンジする意識を持ち続けたいと思います。

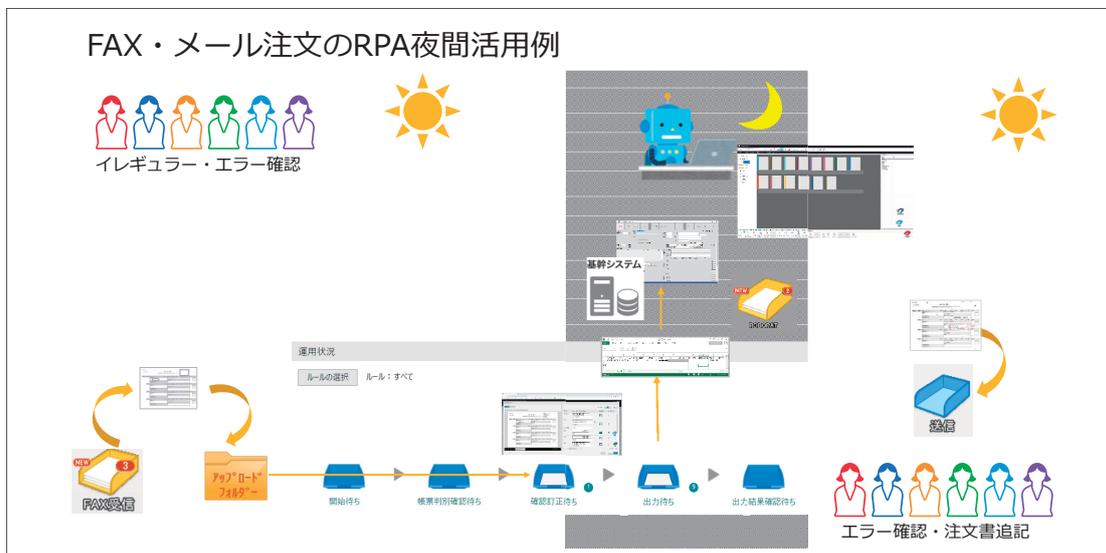


図6 FAX・メール注文のRPA夜間活用例



改訂版 文書情報管理士2024夏試験の指定参考書

文書情報マネジメント概論

文書情報管理士検定試験受験者必読!!

(第3版)

- 文書情報マネジメントの実践に役立つ参考書
- 第9章プロジェクトマネジメントについて JIS Q21500:2018「プロジェクトマネジメントの手引」を規範とした解説を掲載
- 第9章以外の章も全体的に見直しを実施

公益社団法人
日本文書情報マネジメント協会
文書情報管理士検定試験委員会 編
2017年10月1日 初版発行
2022年10月7日 第3版発行
B5版 178ページ
ISBN 978-4-88961-016-1
定価3,300円(税込)

◆ お問い合わせ・お買い求め

公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会 (JIIMA)

<https://www.jiima.or.jp/> 「JIIMAの活動」→ 出版物・販売物 より



後編 「DXレポート」の生みの親の1人 経済産業省の和泉 憲明氏に聞く

「2025年の崖」をキーワードに発表された「DXレポート」から5年 企業の推進状況の裏側と新たな政策スキームから探るDXの現在地

株式会社メディア・パラダイム研究所
ITジャーナリスト おくだいら ひとし 奥平等



前号では「前編」として、DXは決して新しいテクノロジーの導入プロジェクトではなく、全社レベルで経営戦略の確立を目指す「経営改革への取り組み」であることを確認しつつ、「伴走型」で継承・継続していくことの重要性について述べた。そして、DX推進の中心概念となる「勝ち残る企業・経営」の要件として、デジタル人材像の在るべき姿を明らかにしてきた。

今回の後編では「インフラ基点」の必要性・必然性に触れながら、デジタル時代に求められるアーキテクチャ志向の政策推進スキームとその展開について探り、その中で産業界が担うべきポイントを考察していく。

インフラ基点によるDX推進の着眼点

■国のインフラ政策で次代の産業を育てる

まずは前編で訴求されたDX推進における「伴走型」の意味について確認しよう。和泉氏はそれを「経営者として明確なゴールを定め、それを成し得るための信念を持って、粘り強く組織を変革していくこと」と定義する。

ところが実際のDXプロジェクトでは、アジャイルとかそのための準委任契約とかといった方法論が先行し、プロジェクトの妥当性と進捗を横から管理することを「伴走」と位置付けているケースが少なくない。この誤解や勘違いを是正する上で、和泉氏は自身の師でもある永田 守男博士が著した『福澤諭吉の「サイアンス」(慶応義塾大学出版会)』の紐解きを中心に、改めて「インフラ」の重要性を指摘する。

「永田先生は福澤諭吉の生涯とその思想から、特に『サイアンス (サイエンス)』の社会実装に着目していましたが、中でも特徴的といえるのが、当時の政府のエネルギー政策に異論を唱えたことでした。諸外国との取り決めの中で当時の政府は火力発電をエネルギーインフラの中核に据えていました。これに対して福澤諭吉は『我が国は国土も狭

く資源も少ないので、他国と同様に火力発電を国のインフラにするのはやめるべき。急流が多いという特徴を活かした水力発電を主体に推進すべきだ』と主張していたのです。結果的に彼の主張は受け入れられませんでした。この話にはオチがあって、彼は慶應義塾を立ち上げるとともに、娘婿に水力発電の事業をさせて成功へと導きます。このエピソードはある意味、社会・産業の未来像の観測方法を示唆しているといえるでしょう。『北斗七星アプローチ』と呼んでいるのですが、どれが北極星なのかは正確に見分けられなくても、将来を俯瞰すれば大まかな方向性は見出す可能性が広がるということです」

さらに和泉氏は、産業振興の政策を捉える際の好例として、ドイツのアウトバーンに着目している。実質の速度制限のないこの高速道路では当初、事故が頻発し、損保会社の存続が危うくなっていたとのこと。当然、このケースにおいて、日本であれば速度制限を設けるよう、法律を改正するであろう。しかし、ドイツ政府はハードロー(法律)を変えることなく、ソフトロー(運用規約)で柔軟に対応する方針を貫いた。ドイツでレンタカーを借りると契約の際に相当数のサインを求められるが、その理由はそこに数多くの免責事項に同意を求められるからだ。

同時にこの政策は自動車産業にも多大なインパクトを与えた。各メーカーが挙って「高速走行しても安定した運転が可能」であることに、高いプライオリティを置いたのである。そのことが功を奏したためか、現在もなお高級車のラインナップはドイツ車が市場を席捲し続けている。そこで「インフラ起点のシステム思考&デザイン思考」に学ぶべきと和泉氏は指摘する。

「大切なのは地面から下のインフラ部分に国が投資して、地面から上の部分で産業界が競争しながら新たなイノベーションを創出する、という役割分担です。つまり、政策目標として、グローバルで生き残れる、活躍できる産業を育てる

ため、根幹になり得るインフラを整備することが重要といえます。その点で、私はドイツのアウトバーンを評価しています。この好例から学ぶべきは、製品・サービスのあり方とインフラ整備の方針に関する全体像を描き、その実現を目指してクルマの開発に取り組んだ結果、世界で通用する競争力を磨くことができたことです。まさしくインフラを基点として、「システム思考（新たなシステム構成で）、デザイン（どのような価値を創出するか）」でビジョンを具体化した好例といえます」

このような政策展開のスキームは、DXを推進していくに当たっても同様だ。福澤諭吉が水力発電の優位性を洞察したように、日本は高品質な通信インフラを全国規模で敷設しており、クラウドコンピューティングを社会基盤として実現できるアドバンテージを有している。ここに低遅延・リアルタイム性などといったさらなる価値を付加して、日本の通信インフラ事業者の優位性を前面に出しながら、それをネイティブに使えるような産業を育てていけば、「システム思考&デザイン思考でもっとDXを推進できるはず」と、和泉氏は現状における自身の政策仮説を語る。産業界のDXにおいてはAIやデータ分析をはじめとするアプリケーションばかりがクローズアップされているが、実際の根っこは「インフラにある」というわけだ。

ところが残念ながら、日本の産業界はこの通信インフラの優位性を十分に活かし切れていない。和泉氏は海外のコンテンツプラットフォームが、日本を舞台に現在の地位を築いたことを悔しがらる。実はこの企業に対して、通信キャリアが使われなくなっていた旧庁舎100カ所を貸し出していたとのこと。この設備を起点にその企業は高画質の映画コンテンツなどをスマートフォンなどにも高画質で送る技術を日本で構築して、グローバルに展開することで今日の興隆に至っているというのだ。

「逆に考えれば、高度な通信インフラを有する日本は、高いポテンシャルを有しているということです。これを政策として前面に出し、それを日本の産業界が存分に活かしていけば、コンテンツ配信はもとより、自動運転、非圧縮のテレビ会議システムなど、多くの領域で競争力を磨くことができるでしょう。日本のDXをさらに推進していくためには、私はこのようなインフラ基点の政策仮説が不可欠だと考えています」

■公益プラットフォームにおける最適化とは？

インフラは一般的に社会基盤を意味し、電気や水道などのライフライン、ITにおいてはネットワークやサーバなど広い意味で使われる。一方、同じ「基盤」を表す言葉に、プラットフォームがあげられる。これはインフラを用いてサービスなどを提供・運営する際の土台を指す。つまり、両者は表裏一体の関係にある。その観点から和泉氏は、インフラ活用に立脚した公益プラットフォームで、地域課題を解決するイメージについても言及した。

例に出したのは、過疎地域などで顕在化する移動と医療の課題。現状においては破綻状態にある地方の公共交通をライドシェアなどによって解決する方針が検討されているが、和泉氏はそれだけでは不十分だと指摘する。その理由は明確だ。地方で高齢者が大病院に通う場合には、まずは家から病院へ、次に病院でもらった処方箋を持って薬局へ、そして薬局から自宅までと、公共交通機関を3回利用する。一方、地方交通機関やそれを支える公共団体は赤字が進む中で、路線や便数を減らすことで何とか維持しようとしている。結果、通院というごく日常的なことに終日を費やしている地域もある。

これを解消する1つの方法として注目されているのが、オンライン診療だ。特にCOVID-19の感染が拡大した際には「人流を止める」という観点から採用が進み、厚生労働省が医療機関側の診療報酬も改訂している。しかし、それでも人流は止まらなかった。処方箋を薬局にファックスなどで送るところまではオンラインで完結できたものの、結局、薬局に向向き、その受け取りと支払いのために、自宅から出ざるを得なかったからだ。これでは3回利用していた公共交通機関が2回に減ったに過ぎない。このような現状を鑑みて、和泉氏は公益プラットフォームの社会実装による、「ワンストップ化」が必要だと説く。

「地域におけるワンストップサービスの創出を可能にするためには、インフラ基点で公益プラットフォームの社会実装を考えていくべき、というのが私の政策仮説です。先のオンライン診療の課題にしても、現状のテクノロジーを駆使すれば、診療から事務処理・決済まで、比較的容易に実現できるはずですが、残るは薬袋の物流ですが、規制緩和を前提とすれば、ドローンでの配送や、ボランティアによるポストイングなどさまざまな解決方法が検討できます。一方、特に高齢者においては、病院は人と接するコミュニティーとしての意味合いも持っています。であるならば、デジタルを

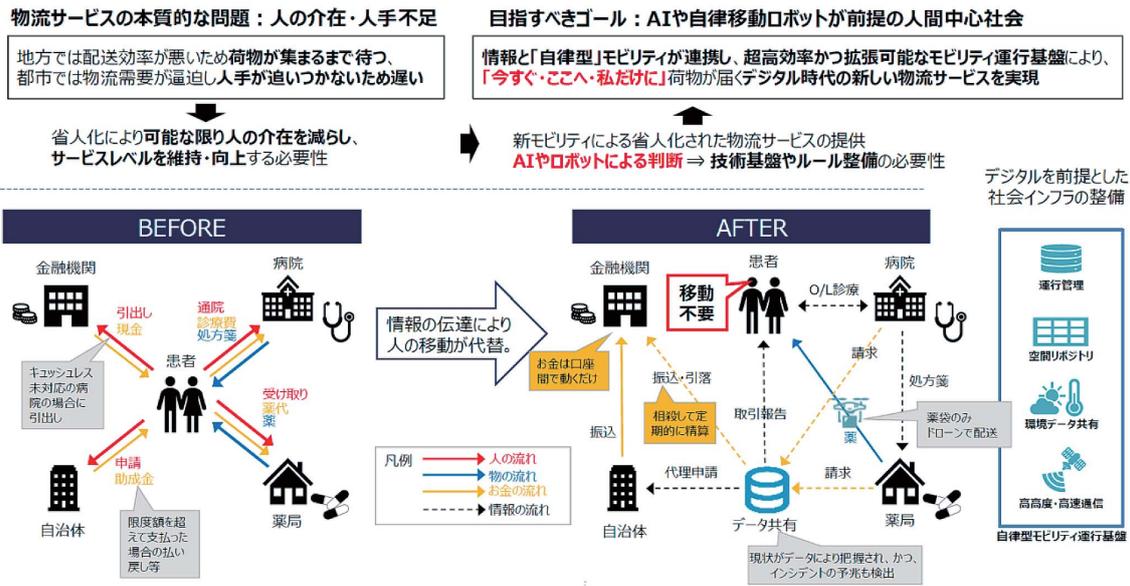


図1 公益プラットフォームの重要性：次世代モビリティによる「人・モノ・金・情報」の流れの最適化

交えながら、病院以外にもっと有意義な場所を創出していかねばいいはず。その意味で、これからの公益プラットフォームは、次世代モビリティを包含した「ヒト・モノ・カネ・情報」の流れを最適化していくという考え方に立脚すべきだと考えています」

■共通プラットフォームに基づく協調領域の組成

「DXレポート」、とりわけ2020年12月に公表された「DXレポート2（中間取りまとめ）」は、DXの現状認識とCOVID-19禍によって表出したDXの本質、企業の経営・戦略の変革の方向性、政府の政策の方向性及び今後の検討の方向性を示し、その中で「共通プラットフォーム」というスキームについても述べている。

その中で和泉氏が注目したのが、北海道における飲料企業4社による共同配送だ。「スーパーマーケットまで110km」という看板があるような北海道では、メーカーにおいても納入先拠点が広域分散している。そこで「無駄の排除」という観点から、現場主導で話し合って実現したのがこの共同配送である。

しかし、この施策は単に「コスト削減」を達成しただけではない。さまざまな可能性が内包されている。その根底にはこの施策を具現化するに当たって、彼らが「競争領域とは何か?」という議論をしたことがあげられる。結果的に「商品開発と広告宣伝」を競争領域とする共通理解が醸成され、そこ以外のパレット回収やコールセンターを含めて共通化するに至った。「最も経営環境が厳しいとされる北海道で高い利益率を達成した」事実を踏まえて、和泉氏は協調領域の検討に「競争原理」を含める

意義を強調する。

「地方をどうにかするという話は簡単ではありません。当然、共同化とか共通化で効率化や生産性向上を目指すという発想になりがちですが、むしろ鍵を握っているのは“競争原理”をどう認識・理解して定着できるかということ。これによって、各社がよりコアな領域で切磋琢磨する環境が生まれるからです。それだけに競争原理を共有すれば、共通プラットフォームはエコシステムを形成するだけでなく、人流・物流・商流、データの共有・活用、さらには顧客接面を含めて、さまざまな領域で特効薬になる可能性を秘めています」

現状の共通プラットフォームは、IaaSやPaaSなどにより、データ連携を踏まえて個別サービスを相互運用し、相乗効果を狙うところまでは来ている。ここに競争原理を持ち込み、インフラ基点のアプローチを進化させれば、電気・ガス・水道などの公共インフラサービスであっても、顧客接面を含めた「データ駆動型統合サービス」が実現できるというのが、和泉氏の仮説である（図2）。ここでは、中間法人のような組織が資源を大量かつ安価に仕入れて集約し、コールセンターなども一元化する。その結果、顧客にはサブスクリプション（定額）サービスを通じて、より安価に提供することが可能になるというわけだ。

「この仮説は一例ですが、今後はデータ連携だけではなく、データ駆動型統合サービスがDXの潮流となっていくと

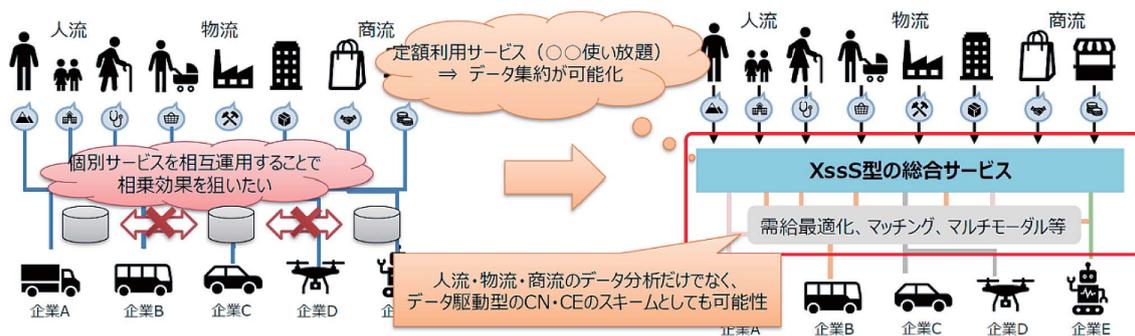


図2 「データ駆動型統合サービス」のイメージ

想定しています。データ統合環境のもとに、人流・物流・商流などのデータ分析・活用を促すとともに、データ駆動型のCN（カーボンニュートラル）、資源を循環利用する循環経済CE（サーキュラーエコノミー）のスキームとしての展開まで期待できるからです。それだけに、社会的に重みがあるインフラのような領域から、国産プラットフォーマーと呼ばれるような存在を育てていくことは、とても重要ではないかと考えています」

デジタル時代の新たな政策推進スキーム

■急峻な変革に対応するためのデジタル時代の政策推進スキーム

これまでの政策スキームは、課題を同定するために有識者にヒアリングして、顕在化した課題に対して法律などを施行・適用することで解決を図り、その効果をモニタリングしていくという流れが中心だった。しかし、これではChatGTPの登場と普及に象徴されるデジタル時代の急速な変化に追従していくことはできない。そもそも法律を立案・審議して施行するまでには、それなりの時間を要する。それだけに、「3年で追いつけ、5年で追い越せ」という中長期を想定した現状の政策推進スキームでは、その間に課題やゴールそのものの変化が懸念される。

特にデジタル技術は猛スピードで進化を続けており、1年もたたずに様変わりしている。また昨今、COVID-19禍に象徴されるパンデミック、国際政治のレジーム・チェンジ、地政学リスクに伴うサプライチェーンの変化など、予見不可能な事象が絶え間なく起きている。まさしく、VUCA^{※1}の時代である。その中であって和泉氏は、時代に即した政策推進スキームを機能させるべく、官民連携による梁山泊志向の組織の必要性を説く。梁山泊とは、豪傑や野心家などが集まる場所の例えだが、ここでは真のプロフェッショナルやエキスパートが集結する拠点を意味する。

「欧州では官民一体の合意形成のもとに、EUの競争力と技術主権の貢献に資する知的財産権に関する規則案が発表されています。企業、特に中小企業の発明を最大限に活用していくことが目的です。このような流れに日本が対抗していくには、やはり官民一体で猛追して、先行して世にプロトタイプを示していかなければなりません。とりわけDX推進の核を担うデジタル技術特有の“想定外”への対応には、スピーディーな意思決定と政策推進を官民が一丸となって醸成していくことが極めて重要です。この考えを具体化するために、IPA/DADC（独立行政法人情報処理推進機構 デジタル アーキテクチャ デザインセンター）を官民連携の拠点として、産学官から専門家を結集させて政策の立案から展開、すなわちアーキテクチャ設計から社会実装までを一気通貫で実施することです。これにより、公益デジタルプラットフォームの構築を通じた戦略的な社会実装が可能になると考えています」

その一環として経済産業省では現在、自動車業界を基軸に半導体や蓄電池を含めた業界横断的なスキームをIPAに設置した。政府(官)は「場」の提供に徹し、結集されたプロフェッショナルやエキスパートたち主体で全体アーキテクチャの設計を行い、プロトタイプ作成の早期実現を目的としている。次にそこで生まれた設計やプロトタイプをベースに、予算を付与して公益デジタルプラットフォームを構築し、産業界とともに社会実装を加速させていく。ここまでの流れが、すでにできつつあるという。いふならば、法律や規範を中心とする従来の「トップダウン型政策スキーム」から、アーキテクチャ中心の「ミドルアウト型政策スキーム」へのシフトである。

※1 「Volatility：変動性」、「Uncertainty：不確実性」、「Complexity：複雑性」、「Ambiguity：曖昧性」の4つの単語の頭文字をとった造語。主に物事の不確実性が高く、将来の予測が困難な状態を指す際に使われる。

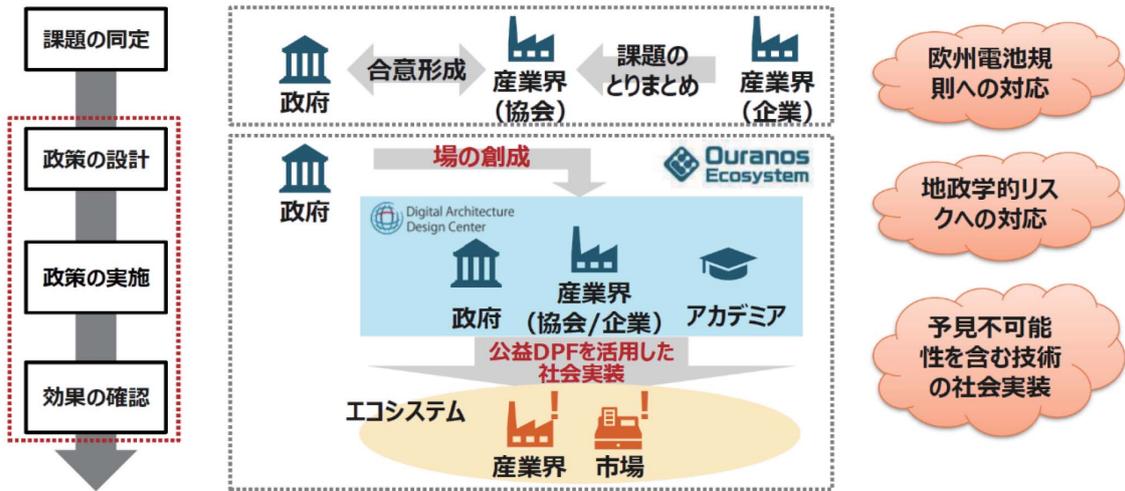


図3 「ウラノス・エコシステム」の概念図

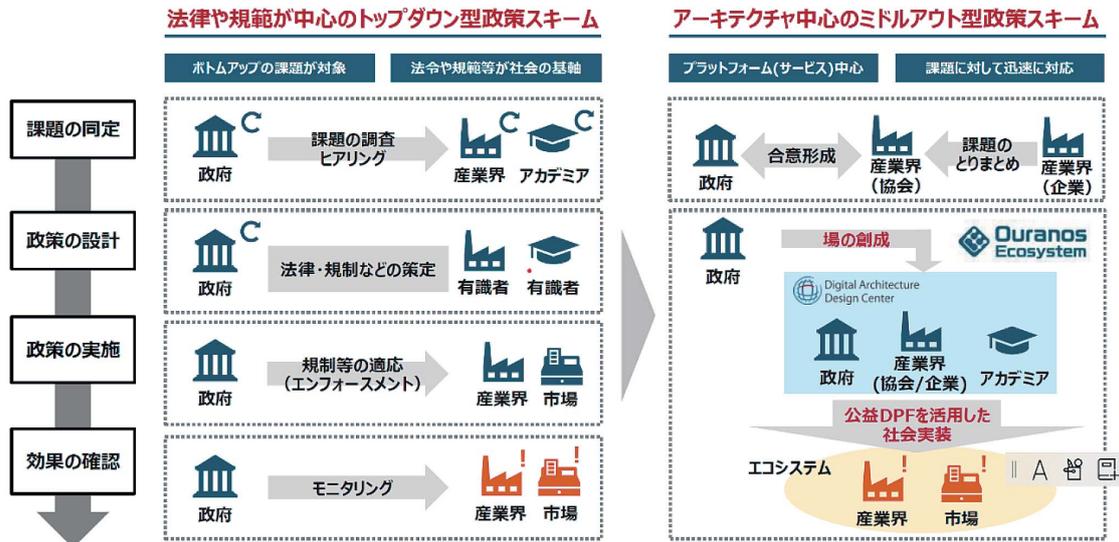


図4 「ウラノス・エコシステム」のスキーム

実は、これが2023年4月30日に高崎で開催された「G7デジタル・技術大臣会合」で発表された「Ouranos Ecosystem (ウラノス・エコシステム)」の大綱となった。現在、関係省庁やIPA/DADCをはじめ、NEDO (新エネルギー・産業技術総合開発機構) とともに、産官学横断でアーキテクチャの設計から研究開発・実証、社会実装・普及を包含した取り組みが、「Ouranos Ecosystem」として積極的に進められているという。

「人手不足や災害激甚化、脱炭素への対応といった社会課題を解決しながら、イノベーションを起こして経済成長を実現するためには、企業や業界、国境を跨ぐ横断的なデータ共有やシステム連携の仕組みの構築が必要です。

Ouranos Ecosystemは、産学官横断でSociety5.0のビジョンを実現するための一連のイニシアティブということができます」

ウラノス・エコシステムとデジタルライフライン

■ デジタルライフライン全国総合整備実現会議

当初、グローバルの中での日本のポジショニングを高める政策としてスタートした「Ouranos Ecosystem」だが、このコンセプトは2023年3月31日に開催された「第12回デジタル田園都市国家構想実現会議」で経済産業大臣により、「つづく、つながる。」と題して検討方針が提示された「デジタルライフライン全国総合整備計画」との整合性も併せ持っている。

本プレゼン資料のイメージイラストには、「ウォーリーを探せ」ではないが、関係者の遊び心が隠されている。ビーチでのテレワーク、山間部で活躍するドローン、自動運転車両、次世代のコミュニティセンターやターミナル……。「未来」を予感させる多種多様なアイテムが散りばめられている。その意図は、「個別課題として解決に向かうのではなく、インフラ基点で体系的に全体アーキテクチャを構成する本計画のビジョン」を表したかったからだ。

本計画の構想は高く評価され、「デジタル田園都市国家構想実現会議（議長：内閣総理大臣）」ならびに「デジタル社会推進会議（議長：内閣総理大臣）」と連携した「デジタルライフライン全国総合整備実現会議（議長：経済産業大臣）」として立ち上がり、閣議決定を想定した10年計画によって進められようとしている。構成メンバーには8省17局の局長、産業界・学術界のトップが並ぶ。そこにはOuranos Ecosystemと同様、省庁横断・産学官横断で人流クライシス、物流クライシス、災害激甚化などの社会課題の解決への取り組んでいく姿勢が垣間見られる。

「計画では基本的な検討方針として、自動運転やAIの社会実装を“点から線・面”、“実証から実装”へと加速させていくことを目指しています。その目的は、人口減少が進む中でもデジタルによる恩恵を全国津々浦々に行き渡らせ、社会課題の解決を図るとともに、デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成に貢献していくことに他なりません」



図5 さまざまな未来アイテムが散りばめられたイラスト

■デジタルライフラインを点から面へ

このような整備計画の策定における考え方として、いわゆる「ポツンと一軒家」まであらゆるサービスを提供することは難しいとしても、災害対応などの非常時を想定するならば、必要なサービスを確実に届けることも重要である。そのギャップを解消する手段として、和泉氏が提唱するのが「デジタル公民館コミュニティセンター2.0構想」だ。

「より多くの人たちが恩恵を享受するための施策とするためには、市役所や分庁舎という単位での行政サービスの提供では粗すぎます。少なくとも公民館に相当するコミュニティセンターまで、最新のインフラを整備していく必要があると考えています。コミュニティセンターまで来れば、オンライン

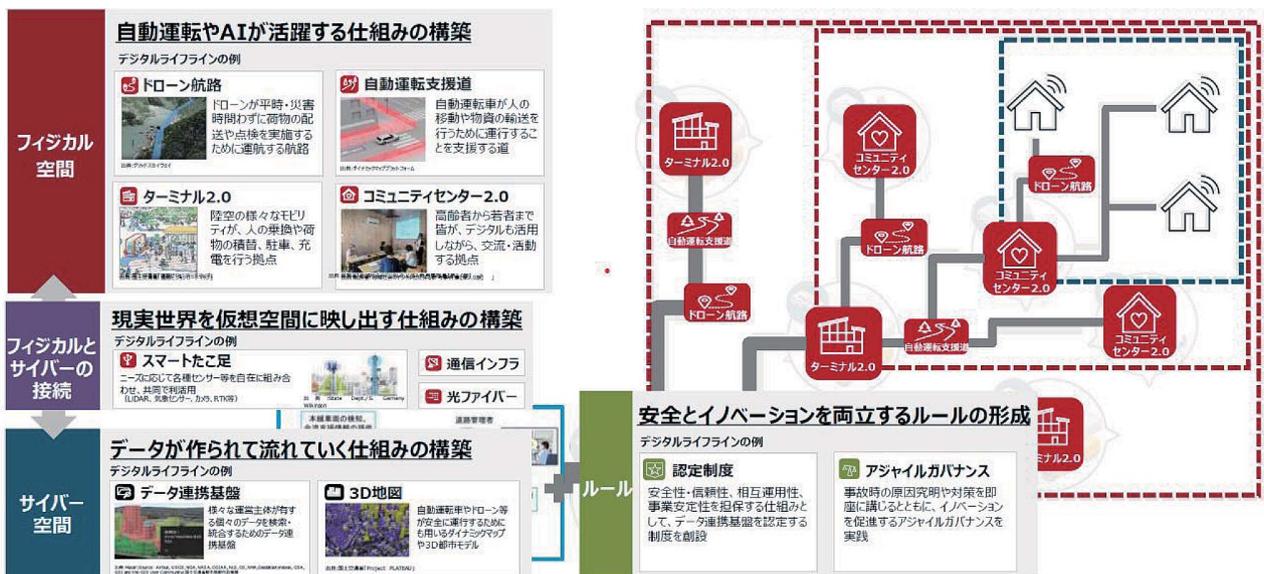


図6 面的展開に向けたデジタルライフラインのアーキテクチャ

ン診療やマイナンバーの更新など、あらゆる行政サービスが受けられるようにする。コミュニティセンターを中心として地域社会のトポロジーが形成されていく。さらにはコミュニティセンターが相互に連携して同様のトポロジーを形成することになれば、点が線となり、線が面となっていくはずだ」

もちろん、10年計画といっても、やはり早期な成果も期待される。そこで、2024年度からの実装に向けた支援策として注力しているのが、「アーリーハーベストプロジェクト」だ。ここでは各省の予算事業が連携。埼玉県秩父エリアなどでの150kmを超えるドローン航路、新東名の浜松・駿河湾沼津間での自動運転支援道、関東地方の都市などにおける200km²以上のインフラ管理DXをはじめとする社会実装がラインナップされており、それらの成果を順次、拡大・拡充していく計画となっている。

「デジタル時代のインフラ整備を目的として、デジタルライフラインの全体アーキテクチャの設計においては、フィジカル(現実)空間とサイバー(仮想)空間を高度に融合する仕組みも大切ですが、それらを相互に補完するためのルールが重要な鍵を握ります。つまり、高速通信網やIoT機器などのハード、データ連携基盤や3D地図などのソフト、並びにデータ連携基盤を公共的なプラットフォームとして提供する際の認定制度や先端技術の社会実装を推進するためのアジャイルガバナンスなどのルールを、

三位一体で捉えていくこと。そうすれば、必ず道は拓けていくに違いありません」

DXの推進は、未来を描くことである。そして、それを点から線、線から面へと向かわせるためには、バックキャスト(未来視点)の発想で、多種多様な課題やファクターを結び付けて課題解決と経済成長を両立させることが求められる。和泉氏のメッセージの節々から、改めてDXの可能性と本質が見えてきた。

和泉 憲明氏 プロフィール

経済産業省商務情報政策局
アーキテクチャ戦略企画室長
(併) ソフトウェア・
情報サービス戦略室、
DX推進室



静岡大学情報学部 助手、産業技術総合研究所(産総研)サイバーアシスト研究センター研究員、産総研情報技術研究部門・上級主任研究員などを経て、経済産業省に入省。ソフトウェア産業戦略企画官を経て、DXにおける現状の問題点と向き合い方を明文化して示すべきだと考え「DXレポート」の策定に携わる。

博士(工学/慶應義塾大学)。その他、これまで、東京大学大学院・非常勤講師、北陸先端科学技術大学院大学・非常勤講師、大阪府立大学・文書解析・知識科学研究所・研究員、先端IT活用推進コンソーシアム(AITC)顧問などを兼務。

入会のおすすめ

公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会に入会しよう!!

日本文書情報マネジメント協会(JIIMA)は内閣総理大臣から認定された公益法人です。設立65年の歴史を誇り、国際規格ISO/TC171(文書管理アプリケーション)の日本審議団体でもあります。文書情報マネジメント関連国内唯一の団体で、会員企業も中小から大企業まで全国にわたり、その数は193社を数えています。

委員会活動、各種セミナー・研修会への参加、展示会の出展に有利な条件で参加できるなど特典も豊富。学識経験者を交えての啓発活動は、必ずや企業価値を高めてくれるでしょう。ビジネスの分野を広げ、発展させる絶好のチャンスです。ぜひご入会ください。

入会金・年会費はホームページにてご確認ください。また入会のための入会申込書は下記URLよりダウンロードできます。

<https://www.jiima.or.jp/>「入会案内」よりアクセスしてください。

会員の特典

- 各種委員会に参加でき、具体的な活動の中で、視野を広げ、交流を深めることができます。
- 各種セミナー、研修会、展示会の出展に安価な費用で参加できます。
- JIIMAの最新活動をメールマガジンなどで優先的に入手できます。
- マネジメント導入事例、最新の技術動向、国内・海外事情など、有益な情報をいち早く入手できます。
- 各種参考出版物、商品(解像力試験標板、試験図票、ターゲット)が割引価格で購入できます。

入会に関するお問合せは HPにある「問い合わせ」フォームまで

ノーコードAIの現状と未来



かしわむら たすく
(株)第一生命経済研究所 主席研究員 柏村 祐

1. ノーコードAIの概要

ノーコードAIは、プログラミングの専門知識が不要であることが特徴の技術で、ユーザーが直感的なグラフィカルインターフェースを用いてアプリケーションやウェブサイトを開発できるようにするものである。この技術は、主にドラッグアンドドロップの操作や、事前に構築されたテンプレートを利用して、非技術者でも容易にアプリケーションを構築できるように設計されている。

ノーコードプラットフォームの基本的な機能には、ユーザーフレンドリーなデザイン、迅速な開発プロセス、カスタマイズの容易さなどが含まれる。これにより、ビジネスオーナーや非技術者も自分たちのニーズに合わせたソリューションを迅速に、かつ低コストで開発することが可能となる。ノーコードAIは、開発リソースの不足が問題となる企業や組織にとって、特に価値が高い。これにより、ビジネスのデジタル変革を加速させ、新たなイノベーションの機会を提供している。ノーコードは、アプリケーション開発をより手軽でアクセスしやすいものに変え、多くの業界においてその有効性が認められている。

ノーコードAIの起源と発展は、ソフトウェア開発の民主化というコンセプトに根ざしている。初期のコンピュータ技術が専門家の領域に限られていた時代から、より広範なユーザーがソフト

ウェア開発に参加できるようになるまで、この技術は長い道のりを歩んできた。最初のノーコードツールは、より使いやすいプログラミング環境を提供することを目的として登場した。これらのツールは、初心者や非技術者でも理解しやすい、シンプルなグラフィカルインターフェースを提供した。徐々に、これらのプラットフォームはより洗練され、多機能性を備えるようになり、ビジネスユーザーが自社のニーズに合わせたアプリケーションを自由に開発できるようになった。現代においては、ノーコードAIは大幅に進化し、高度なカスタマイズ性、強力な統合機能、豊富なテンプレートといった特徴をもつようになった。これにより、企業は迅速にアプリケーションを市場に投入でき、開発コストを大幅に削減できるようになった。また、ノーコードAIは、ビジネスプロセスの自動化、効率化、そしてデジタル変革を加速させる重要な役割を果たしている。このようにノーコードAIは、その歴史を通じて常に進化し、今日ではビジネスのあらゆる面で革新を促進するキーエレメントとなっている(表1)。

2. 主要なノーコードプラットフォームと実用例

現在市場に存在する主要なノーコードツールやプラットフォームには、多様な機能と特性をもつ製品が含まれる。たとえば、WixやSquarespaceはウェブサイトの構築に特化しており、ユー

表1 ノーコードの適用分野と概要

分野	概要
ウェブサイト開発	ドラッグアンドドロップのインターフェースを使用して、コーディングなしでウェブサイトを作成・管理できる
モバイルアプリ開発	プログラミングなしでモバイルアプリを設計・開発するためのツールを提供する
データベース管理	複雑なデータベースをコーディングスキルなしで設計、管理、操作できる
自動化	ビジネスプロセスや日常の作業を自動化するためのフローを視覚的に作成する
オンラインストア	Eコマースウェブサイトやオンラインストアを簡単に構築する
CRMシステム	顧客関係管理システムをカスタマイズし、管理するためのツールを提供する
プロジェクト管理	プロジェクトの計画、追跡、報告を容易にするツールを提供する

資料:筆者作成

ザーフレンドリーなインターフェースを提供することで、技術的な知識がない人でも簡単にプロフェッショナルなウェブサイトを作成できる。Shopifyはeコマースに特化しており、オンラインストアの構築と管理を容易にする。一方、ZapierやIntegromatはビジネスプロセスの自動化に重点を置いており、異なるアプリケーション間でのデータの流れを自動化することができる。また、BubbleやAdaloはカスタムアプリケーションの開発に強みを持ち、より複雑な機能を備えたアプリケーションを開発することが可能である。SalesforceやMicrosoft Power Appsは企業向けのソリューションを提供し、ビジネスプロセスの管理、顧客関係管理(CRM)、データ分析などの複雑な業務をサポートする。これらのツールやプラットフォームは、それぞれの特定のニーズや使用状況に応じて選ばれることが多く、ノーコードAIの進化とともに、企業や個人がビジネスのデジタル化を推進する上で重要な役割を果たしている。

実際のビジネスシーンでのノーコードの使用例やケーススタディには、多様な成功事例が存在する。たとえば、小規模なスタートアップ企業が資金や技術的リソースの制限の中で、ノーコードツールを利用して迅速にウェブサイトやeコマースプラットフォームを立ち上げた事例がある。WixやShopifyのようなプラットフォームを活用することで、これらの企業は短期間でオンラインプレゼンスを確立し、顧客ベースを拡大することができた。また、中規模の企業が内部プロセスの効率化のためにZapierやIntegromatを使用し、異なるシステム間でのデータの自動同期を実現し、業務の自動化と効率化を図ったケースもある。さらに、大企業では、BubbleやAdaloを使用してカスタムアプリケーションを開発し、社内の特定の業務ニーズに対応するソ

リューションを提供している。これらのアプリケーションは、企業の内部コミュニケーションの改善、データ管理、顧客サービスの向上などに貢献している。ノーコードツールの導入により、企業は開発時間とコストを削減し、迅速なイノベーションと市場対応を実現している。これらの例は、ノーコードAIがどのようにしてビジネスのさまざまな面で革新をもたらしているかを示しており、今後もさらなる活用が期待されている。

3. ノーコードのメリットとデメリット

ノーコードAIを採用することの利点としては、まず開発速度の向上が挙げられる。ノーコードプラットフォームを利用することで、従来のコーディングに比べて迅速にアプリケーションやウェブサイトを構築できる。これにより、企業は市場への迅速な対応が可能となり、ビジネスチャンスを逃さない。また、技術的な専門知識が不要なため、非技術者でも簡単にアプリケーション開発が行える点も大きな利点である。これにより、ビジネスユーザーが直接的に開発プロセスに参加でき、ビジネスニーズに合ったカスタムソリューションの開発が容易になる。さらに、コスト削減も重要な利点の一つである。プログラマーや開発チームに依存することなく、低コストでのアプリケーション開発が可能になる。

しかし、ノーコードAIには潜在的なリスクや限界も存在する。一つの懸念点は、カスタマイズの制限である。ノーコードプラットフォームは、しばしばあらかじめ定義されたテンプレートや機能に依存しているため、高度なカスタマイズや特定の複雑な機能を実現するのが難しい場合がある。また、セキュリティの間

表2 ノーコードとプログラミングの比較

項目	ノーコード	プログラミング
技術スキルの必要性	低い。プログラミング知識がなくても使用可能。ドラッグ&ドロップなどの直感的なインターフェース。	高い。プログラミング言語の知識と技術スキルが必要。
カスタマイズの柔軟性	限られている。プラットフォームが提供する機能やテンプレートに依存。	高い。必要に応じてほぼ無限のカスタマイズが可能。
開発速度	高い。既存のコンポーネントを使って迅速に開発できる。	比較的低い。カスタムコードを書く必要があるため、開発に時間がかかる場合がある。
複雑な機能の実装	難しい。複雑な機能や特殊な要件を満たすのが難しい場合がある。	可能。プログラミングを使えば、高度な機能や特殊な要件に対応できる。
コスト	低い。初期投資としての学習コストや開発コストが低い。	高い。専門的なスキルが必要で、開発に時間とリソースがかかる。
適用範囲	シンプルなアプリケーションやビジネスプロセスの自動化に適している。	幅広い。複雑なアプリケーションやシステムの開発に適している。

資料：筆者作成

題も考慮する必要がある。ノーコードプラットフォームは、通常、サードパーティによって提供され、データが外部サーバーに保存されることが多いため、データのセキュリティやプライバシーに関して慎重な検討が必要となる。さらに、企業が特定のノーコードプラットフォームに依存しすぎると、そのプラットフォームの変更や終了によって大きな影響を受ける可能性がある。これらのリスクと限界を理解し、適切に対処することが、ノーコードAIを効果的に利用する上で重要となる(表2)。

4. 業界におけるノーコードの影響

ノーコードAIがさまざまな業界に与える影響や変化は顕著であり、この技術は多くの分野でイノベーションと効率化を促進している。まず、小規模ビジネスやスタートアップにおいて、ノーコードAIは資金や技術リソースの限られた状況下でのデジタルソリューションの開発を可能にしている。これにより、これらの企業は競争力を高め、市場に迅速に適応する能力を身につけている。また、金融業界では、ノーコードプラットフォームが顧客サービスの向上や内部プロセスの効率化に貢献している。たとえば、顧客データ管理やトランザクションの処理において、ノーコードツールを使用することで、より迅速かつ正確なサービス提供が可能になっている。

さらに、教育分野では、ノーコードAIが教育プログラムや管理システムのカスタマイズに利用されている。これにより、教育機関は生徒や教職員のニーズにより柔軟に対応できるようになっている。ヘルスケア業界においても、患者管理システムや予約システムの開発にノーコードツールが活用され、効率的な運用が可能となっている。これにより、医療機関は患者のケアの質を向上させると同時に、運営コストの削減にも寄与している。

一方で、ノーコードAIはIT業界においても変革をもたらしている。従来は専門の開発者が主導していたアプリケーション開発が、ノーコードによりビジネスユーザーの手にも渡るようになった。これにより、開発プロセスが民主化され、ビジネスニーズに密接に連動した迅速なソリューション開発が実現している。このように、ノーコードAIは多様な業界においてその利点を発揮し、デジタル化と効率化の波を加速させている。

5. 未来の展望と可能性

ノーコードAIの将来の展望については、その進化の可能性と長期的な影響が極めて大きいと予測される。現在、ノーコードAIは迅速な開発と低コストを可能にする手段として広く受け入れられているが、今後はさらに進化し、より複雑なアプリケーションの開発やAI、機械学習といった先進技術との統合が進むことが予想される。この進化により、ノーコードプラットフォームはビジネスユーザーにさらに強力なツールを提供し、技術的な障壁を低減するだけでなく、革新的なソリューションの創出を促進する可能性がある。

長期的には、ノーコードAIはビジネスのデジタル変革を加速させる重要な要素となり、企業の運営方法に大きな変化をもたらすと考えられる。特に、非技術者が直接的にソフトウェア開発に関与できるようになることで、イノベーションのサイクルが短縮され、ビジネスニーズに迅速に応じる能力が強化される。また、ノーコードAIの普及により、従来のプログラミングスキルに依存しない新たな職業が生まれ、働き方にも変革がもたらされると予測される。

さらに、ノーコードAIは教育や社会のあらゆる層に影響を与える可能性がある。教育分野では、プログラミングの基本概念を教える手段としてノーコードツールが利用されることで、より多くの学生がテクノロジーに親しみ、創造的な問題解決能力を育成することができるようになる。社会全体では、ノーコードAIによって、デジタルスキルの必要性が変化し、より多くの人々がテクノロジーの恩恵を受けることが可能になる。このように、ノーコードAIは今後も進化を続け、多方面にわたる長期的な影響を与えると予測される。



「インフォメーション・ガバナンス」の考え方はなぜ有用なのか

ARMA米国本部フェロー

小谷 允志



(1) なぜこの考え方が有用なのか

本連載の第1回では「インフォメーション・ガバナンス」(以下、IGと略)に関するARMAの考え方を、第2回ではIGの国際標準ISO 24143について書いてきた。現在、記録管理の分野においてIGという新しいコンセプトが世界的な広がりを見せている。では、なぜ日本でもこの考え方、コンセプトが有用なのか。なぜ日本の組織もこの考え方を取り入れた記録管理を行う必要があるのか。今回は、この点について私見を述べることにしたい。

これについては一言でいうと、欧米でIGのコンセプトを生み出した情報環境の変化とはほぼ同じ状況が日本でも起こっているということである。日本においても近年、官公庁、民間企業などすべての組織が置かれている情報環境が大きく変化したのである。この点を理解すれば、なぜ欧米でこのようなコンセプトが生まれたのかという背景や理由が分かってくるし、同時に日本でもこの新しい考え方が有効、というよりもむしろ必須であるということが感得できるのではないだろうか。

(2) 情報環境の変化(その1): 情報化社会の到来と変容

先に述べた情報環境の変化を理解するには、情報の歴史、流れというものを今一度、振り返って見るのが早道であろう。かつて経営の3大要素としてヒト・モノ・カネといわれた時代があった。そして20世紀の後半になると、これに情報が加わり4大経営資源といわれるようになったことはご承知の通りである。しかもその中で情報こそが最も重要な経営資源であるといわれることが多くなる。これは考えてみると当然なのだが、ヒト・モノ・カネも情報なくしては、これらを効果的に活用することは到底できないからだ。正に情報化社会の到来なのである。

20世紀最大の経営学者ピーター・ドラッカーは「知識が、単なるいくつかの資源のうちの一つではなく、資源の中核になった」という事実が、我々の社会を『ポスト資本主義社会』とする。」と述べている。つまりドラッカーは単なる情報ではなく、情報を

知識レベルにまで高めたものが主流となる時代を「ポスト資本主義社会」と表現したのである。また「知識労働者」(ナレッジワーカー)という言葉を初めて使い、ネクスト・ソサエティは知識社会であり、このナレッジワーカーが中核の働き手になることを予測したのもドラッカーであった。このような情報化社会の変容についての見方はドラッカーが大変な慧眼の主であることを物語っていよう^{*1}。

この情報化社会が20世紀の末から今世紀にかけて、さらに大きな変容を遂げるのである。それに伴って情報環境も変化するわけだが、その変化の要因として大きな影響を及ぼしたのが情報技術(IT)と法的な要素である。まずITの分野において特筆すべきは、1990年代から始まったパーソナル・コンピュータ(PC)とインターネットの普及である。1995年のマイクロソフト社のWindows 95の発売により、企業でもPCの1人1台時代が到来、PCは一挙にコンピュータ大衆化の主役に躍り出る。そして時を同じく登場してきたインターネットの爆発的な進展が情報化の姿を大きく変えたのである。すなわち情報化のスピードと質と量に革命的な変化をもたらしたのである。同時に文書管理の分野では紙から電子という情報媒体の変換が始まることになる。

その結果これまで文書は、ほぼまとまってオフィスのキャビネットか集中書庫に保存されていたものが、いたるところに存在するようになる。例えば、それぞれの職員のPCのハードディスクや共用サーバーの中にあるかと思えば、CD、DVDや外付けハードディスクなどの外部記憶媒体、あるいはクラウドという具合に、それらは実にさまざまな場所にさまざまなフォーマットで保管、保存されるようになったのである。これについては近年、構造化情報と非構造化情報という区分けがなされている。つまり定型業務の情報のようにデータベース化されたものを構造化情報といい、ばらばらで組織内のどこにあるかわからないような情報を非構造化情報という。そして今や、このような非構造化情報が圧倒的に多数を占めており、80%はこれだというのだ。

*1 ピーター・F・ドラッカー「ポスト資本主義社会」、ダイヤモンド社、1993年、p.87、同「ネクスト・ソサエティ」ダイヤモンド社、2002年、p.5

そのためレコードマネージャーはこれらすべての電子文書を含めて目配りをしなければならなくなっているのである。

もう一つ、デジタル文書の特徴で重要なのが目視では探せないという特性である。これは従来の紙文書と比べ、文書管理の手法に極めて大きな変化をもたらすものと考えなければならない。つまりメタデータを含め、よほどしっかりした検索システムを構築しておかないと文書が行方不明となり、検索できないということが起きる。共用サーバーが往々にして「電子のごみ箱」と呼ばれるのは、このことを物語っている。

その他、デジタル化に伴う問題としては、原本性^{※2}の確保をどうするかという課題もある。電子文書は容易に書き換えができるという利点があるが、これは裏返すと容易に改ざんができるという欠点につながっている。システム上で改ざん、修正を防ぐ方法も考えられているが、これだけでは不十分だろう。このように文書のデジタル化についてはさまざまな問題、課題があることを十分認識しておくべきなのだ。もう一つの重要な変化のインフラである法的な要素については、特に文書管理への影響が大きいので、章を改めて少し詳しく見ていくことにしよう。

(3) 情報環境の変化(その2) ; 法的なインフラによる変化

文書管理に影響を及ぼした情報環境の変化として、もう一つ特筆すべき要素が法的なインフラ、つまり法律の制定や改正である。ではこれらを時系列的に見ていこう。

① 民事訴訟法の改正

1996年、民事訴訟法が70年ぶりに改正され、従来は企業が所持する文書は一部の例外を除き、原則として提出義務がなかったものが、今度は逆に企業が所持する文書は一部の例外を除き、原則としてすべて提出義務があることになったのである。また2004年にはさらなる改正があり、証拠収集手段の拡充が行われた。つまり原告が、提訴前に証拠となる文書の提出を相手方に求めることが可能となったのである。これは米国の訴訟制度の特徴の一つであるディスカバリーに幾分似たような制度が日本でも登場したことを意味する。これらにより、今まで証拠偏在型訴訟といわれたPL訴訟や医療過誤訴訟のように通常弱い立場にある被害者が訴訟を起こしやすくなったというメリットがある。現在、民事の分野ではこの文書提出命令が、最も判例が積み上がっている領域といわれる。

② 情報公開法の制定

1999年には国の情報公開法が制定された。情報公開については一部、先進自治体の条例が先行していたが、初めて法律レ

ベルで説明責任(アカウントビリティ)のコンセプトを打ち出した点で画期的な意義があるといえよう。その他、この法律で「行政文書」(組織共用文書)^{※3}の定義を規定し、「情報公開と文書管理は車の両輪である」という概念を明確にした点でも評価できる。もちろん情報公開法の対象は国の行政機関、独立行政法人に限られるが、この法律の制定により自治体、民間企業などにも説明責任、組織の透明性という考え方が広がったことは事実だろう。それだけの影響力があったのである。

③ 個人情報保護法

個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利や利益を守ることを目的とした個人情報保護法が2003年に制定された。その後、デジタル技術の進展やグローバル化などの経済・社会情勢の変化や世の中の個人情報に対する意識の高まりなどに対応するため個人情報保護法は、これまで3度の大きな改正が行われている。この法律により個人情報の漏洩が厳しく規制され、組織にとって大きなリスク管理の対象分野となる。

④ 不正競争防止法の改正

不正競争防止法が2005年に改正された。不正競争防止法とは営業秘密を規制する法律だが、営業秘密には生産方法や技術的なノウハウが含まれる点に特徴がある。このような技術的な機密が海外に流出する事例が多発したために、その後も何度か改正が行われ罰則が強化されている。但し、営業秘密が不正競争防止法の保護を受けるには、事業者が主観的に営業秘密とみなすだけでは足りず、アクセス制限など秘密保持のために必要な管理がなされていることが客観的に認められる必要がある。つまり適正文書管理が行われていなくてはならないのである。

⑤ 会社法の制定

従来、商法の中で規定されていた合名、合資および株式の各会社及び有限会社法で規定されていた有限会社が一本化され、新しく会社法として2005年に制定された。会社法は大会社^{※4}のコーポレート・ガバナンスの見直しを行い、内部統制システム^{※5}の構築を求めている。これについては会社法施行規則で詳細が定められており、「会社の重要な意思決定、重要な業務

※2 オリジナルの文書が修正されていないことの証明。ISO15489はこれを完全性(Integrity)とっており、信頼できる文書の特性の一つにあげている。

※3 情報公開法の行政文書の定義が、ほぼそのまま公文書管理法に取り入れられている。すなわち「行政文書とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書(図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。))を含む。)であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。」(公文書管理法第2条)

※4 会社法における大会社とは、資本金5億円以上又は負債総額200億円以上の株式会社である。

執行に関する文書等について適正に保存、管理するための体制の整備」が義務付けられた。

⑥ 金融商品取引法の制定

金融商品取引法は2006年に制定された。米国のサーベンス・オクスレー法の影響を受けて制定された法律で、内容は多岐に亘っているが、特に文書管理と関係が深いのは内部統制に関する部分である。内部統制に関して、この法律では上場企業の業務遂行や内部管理の状況、取締役会の意思決定の過程などの文書化を義務付けており、内部統制の評価に関する重要事項はすべて記録し保存することが必要となっている。

⑦ 公文書管理法の制定

公文書管理法は2009年に制定された。これは日本の文書管理の歴史における画期的な出来事といってよい。なぜならばこの法律により、初めて公文書管理の理念や目的が明確にされた他、ライフサイクル管理の手順が義務化され、現用・非現用の両プロセスが一元的に管理されるようになったのである。しかもグローバル・スタンダードの記録管理の特徴をいくつか取り入れたことにより、現在の日本における文書管理のルール、規範として最も優れたものとなっているからである。従って自治体や民

間企業は、この法律の優れた点をもっと積極的に取り入れるべきであるといえることができる。

以上から、さまざまな法規制類が文書管理のあり方に大きな影響を及ぼしていることがお分かり頂けよう。これには法律以外にも、有力な国際標準、例えば品質管理のISO 9000や環境のISO 14000なども含まれる。またコンプライアンス重視の考え方やさまざまな面でのリスク管理の重要性がクローズアップされたことも見逃せない。その他にも「企業の社会的責任」^{※6}という考え方の台頭があり、これが現在のESGやSDGsにつながっているわけだ。要するに従来の文書管理の手順だけではカバーできない要素、課題が多数登場してきたのである。組織が情報管理を進めるに際し、新しいIGという考え方が必要、不可欠である理由がそこにあるといて間違いないだろう。（つづく）

※5 会社法では内部統制という表現は使っていないが、大会社の取締役の職務の執行が法令や定款に適合することなど、会社の業務の適正を確保するための体制構築の基本方針を決定することを義務付けている。これが内部統制システムである。基本的には金融商品取引法の内部統制の考え方と同様とみてよい。

※6 「企業の社会的責任」(CSR)は2010年、国際標準化 (ISO26000) されている。

入会のおすすめ

公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会に入会しよう!!

日本文書情報マネジメント協会 (JIIMA) は内閣総理大臣から認定された公益法人です。設立65年の歴史を誇り、国際規格ISO/TC171 (文書画像) の日本審議団体でもあります。文書情報マネジメント関連国内唯一の団体で、会員企業も中小から大企業まで全国にわたり、その数は193社を数えています。

委員会活動、各種セミナー・研修会への参加、展示会の出展に有利な条件で参加できるなど特典も豊富。学識経験者を交えての啓発活動は、必ずや企業価値を高めてくれるでしょう。ビジネスの分野を広げ、発展させる絶好のチャンスです。ぜひご入会ください。

会員の特典

- 各種委員会に参加でき、具体的な活動の中で、視野を広げ、交流を深めることができます。
- 各種セミナー、研修会、展示会の出展に安価な費用で参加できます。
- JIIMAの最新活動をメールマガジンなどで優先的に入手できます。
- マネジメント導入事例、最新の技術動向、国内・海外事情など、有益な情報をいち早く入手できます。
- 各種参考出版物、商品 (解像力試験標板、試験図票、ターゲット) が割引価格で購入できます。

入会金・年会費はホームページにてご確認ください。また入会のための入会申込書は下記URLよりダウンロードできます。

<https://www.jiima.or.jp/> 「入会案内」よりアクセスしてください。

入会に関するお問合せは HPにある「問い合わせ」フォームまで

歴史的公文書を後世へつなげる 仙台市公文書館



2018年4月、宮城県公文書館へ取材に伺った時に、発足したばかりの仙台市「公文書館設置準備室」を訪ねたことがあった。それから5年、市内青葉区にある旧貝森小学校の校舎を利用し、評価・選別した歴史的公文書を保存・公開できる公文書館が開館し、2023年7月3日、郡和子市長など関係者が出席して記念の式典を開催した。

仙台市公文書館は宮城県内では2番目、全国20の政令指定都市では11番目の公文書館となった。郡市長は「仙台市の歩みそのものとも言える歴史的公文書を、良好な保管環境の下で永久に保存し、次代へ引き継ぐ重要な役割を担う施設です。市民の皆さまに市政への関心と理解をさらに深めていただけるよう、さまざまな工夫をこらしながら、公文書の保存と施設活用の取り組みを進めてまいります」(仙台市HPから)と挨拶された。今回は同館の庄子淳館長に開館までの経緯を中心にお話を伺った。

(取材訪問日：2023年12月25日)

ながい つとむ
JIIMA 広報委員会 認証アーキビスト 長井 勉

開館までの経緯

一開館から半年近く経ちました。いかがですか。

当初2022年7月の開館予定だったのですが、コロナ禍で準備が遅れました。その上、2022年3月の福島県沖地震が発生し、建物の一部が損傷し、補修工事が必要になりました。すでに排架した書架から文書類が落下し職員総出で作業したこともありました。その結果、開館が1年遅れました。



戦時体制下の市政などの展示

一公文書館の設置に早くから取り組まれていたと聞いていました。

昭和50年代から郷土史研究団体などから公文書館の設置の要請がありました。公文書館法が1987年に施行され、市としてもその必要性は認識していました。

一庁内外から検討会の設立の声がありました。

市議会からも公文書館の設置の意見が出され、庁内職員によって「公文書館設置研究会」が2003年に設置されました。当時は既設の建物(旧図書館)の再利用を考えていましたが、老朽化等によって工事も難しく、具体的な検討までには至りませんでした。

一2011年には公文書管理法が施行し、自治体にとっては努力義務ですが、歴史的公文書の保存・公開への施策が目目されるようになります。

仙台市では、1990年から市制100周年事業として仙台市史編さん事業がスタートしました。2014年には全32巻が刊行されましたが、2013年8月に市史編さん専門委員会から仙台市長に「仙台市史編さん事業の収束についての提言書」が提出されました。具体的には、公文書館機能を有する施設(組織)の整備を促進することです。公文書館の必要性が高まり、歴史的公文書の保存の規定を作成しました。

一この提言は公文書館設置に向けた大きなインパクトです。次は歴史的公文書の選別・収集の作業です。

まずは歴史的公文書の収集選別の基準作りです。2015年3月に庁内関係課による検討委員会において検討しました。す

に他の政令市で定めている同様の基準などを参考にして策定しました。歴史的公文書の収集選別を試験的に開始したのもこの頃からです。対象は文書法制課が所管する書庫に保存している文書です。

小学校の校舎の再利用

―旧貝森小学校の跡地利用が決まったのは。

貝森小学校は2015年3月に閉校しましたが、2017年2月に校舎の利活用策として、公文書館施設の設置が決定しました。この学校周辺は仙台市内の新興団地で昭和の終わりに開校したのですが、年々少子化が進み閉校することになりました。したがって30年程の歴史の学校でしたが、地元からは存続の声もありましたので、館内に「学校アーカイブズ」として展示室(メモリアル・スペース)を作りました。当時の父兄が来館されたりもしています。



貝森小学校の歩み



貝森小学校の校章

―2018年4月に宮城県公文書館に取材で伺った折に仙台市役所に立ち寄りしました。公文書館設置準備室が立ち上がったばかりの頃です。

準備室では職員2名、嘱託職員2名で歴史的公文書の収集選別を開始しました。すでに文書法制課の書庫にある保存文書

の移管はほぼできています。収蔵可能量は幅6cmファイルで11万冊分相当、30年分以上の使用を想定しています。

5年間かけた歴史的公文書の評価・選別作業

―有識者による検討会議の設置もその頃ですか。

2020年7月から、公文書館の設置にあたり、館の運営検討や歴史資料として重要であると認められる文書の収集選別、保存及び活用に関する基準の検証や策定を効果的に行うために有識者等の意見を聴き取ることを目的に設置しました。

―どのようにして各課に歴史的公文書の移管準備のお願いをしましたか。

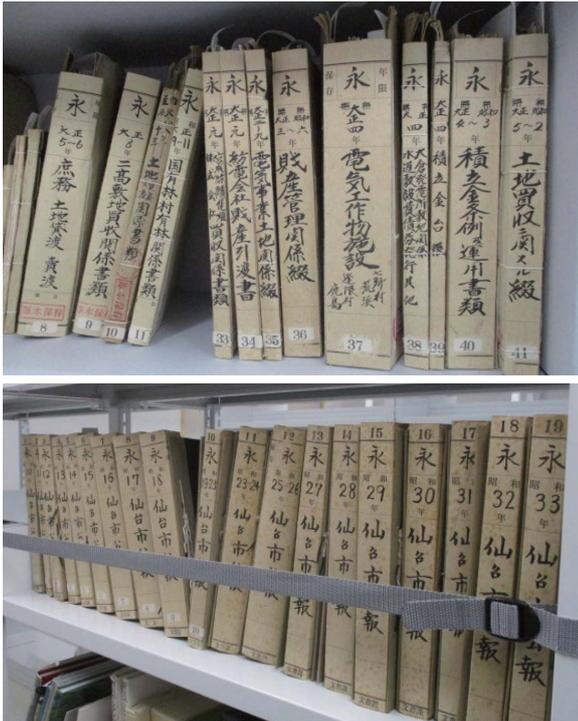
各課に、公文書館設置に伴い、保存年限が満了したら廃棄するのではなく、重要な文書は公文書館に移管すること、そして5年、10年の保存文書にも歴史的公文書として価値がある文書もあることを伝え移管をお願いしました。各課の担当者と協議しながらです。当時は市職員にも歴史的公文書とは何か、公文書館の役割など知られていませんでしたが、その後、2ヶ月ごとに公文書館設置担当からニュースを発行して、例えば職員が興味ありそうな歴史的公文書の紹介など周知に努めました。2021年7月に旧貝森小学校の改修を終えて、2022年3月から歴史的公文書を書庫内に搬入しました。

―開館までの5年間、歴史的公文書の移管作業はじっくりできましたか。

お陰様で5年間で職員の歴史的公文書に対する意識は変わってきましたけれども、職員への発信はまだ必要です。各課では庶務担当の係長クラスの職員が文書管理を担当しています。文書を作成してファイリングすることまでは知っていても、保存、移管といった文書のライフサイクルまではあまり認識されていません。係長、課長級の研修でも歴史的公文書を周知する必要があります。

―公文書館への移管量はどのくらいですか。

まだ未整理のものもありますが、文書法制課の書庫からは明治・大正期から平成までの公文書を大量に移管しました。また市史編さん事業で収集した文書類も博物館から移管しました。歴史的公文書の目録のシステムを構築しており、移管した歴史



移管された歴史的公文書

的公文書の目録の入力に取り掛かっています。現在、約12,000件の入力を終えています。

一 公文書館の体制は。

館長以下9名体制で進めています。その中で専門職として芸芸員の資格者が5名いますが、認証アーキビストはいません。

一 開館のPRはどのようにされましたか。

まず仙台市の市政だよりに特集ページを掲載し、また地元新聞やテレビ、タウンニュースにも取り上げていただきました。近くに住む人に多く来て頂きました。

一 公文書館設置前はどこで保存・公開していましたか。

仙台市の市政に関する情報提供の窓口である市政情報センターで、公文書の開示請求として受付していました。今でも市政情報センターに問い合わせがある場合には対応しています。情報センターは市内に3か所と東京事務所にも設置されています。

欠かせない公文書管理の条例化

一 開館前の2023年3月に公文書管理条例が公布されました。

当市では1991年10月に「仙台市情報公開条例」を施行し、公文書の開示を中心とした情報公開制度により、公正で透明な開

かれた市政の実現に取り組んできました。情報公開制度が適切に運用されるためには、その前提として、公開の対象となる公文書が適正に管理されている必要があります。従来の文書管理に関するルールは、市長等の市の各機関がそれぞれ内部規程として定めたものでした。公文書管理条例の目的は本市の公文書管理の基本的事項を定め、公文書の適正な管理と歴史的公文書等の適切な保存や利用等を行うことです。

市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、市の諸活動を現在・将来の市民に説明する責務を果たすため、条例には4つのポイントがあります。①公文書の管理、②歴史的公文書等の保存、利用等、③仙台市公文書館の設置、④職員研修。職員に対し、公文書等の管理を適正かつ効果的に行うため必要な研修を実施していくことを規定しています。条例案の段階で2022年10月から1ヶ月間パブリックコメントを募集し、複数の建設的なご意見を頂きました。当初は公文書館の設置を優先させていたのですが、開館が遅れたために条例の制定も同時に進めることができたと言えるでしょう。

一 仙台弁護士会からの公文書管理条例の制定を求める声明があったそうですが。

同会は以前から公文書管理に熱心な取り組みをしています。2017年2月に「公文書管理条例の制定を求める意見書」をいただいたこともありました。仙台市の条例が施行した後も、宮城県内のすべての自治体に対して公文書管理条例の制定を求める声明を出しているそうです。

震災公文書の廃棄と保存

一 膨大な東日本震災関連文書の選別と保存はどのように対応しましたか。

仙台市では大災害と復興の記録は後に歴史的公文書になりうるとして、各部署に対して当面保存期間に関係なく保存をお願いしました。その結果、文書も膨大になり保管場所の確保に苦労してきました。そこで震災関連文書の選別ガイドラインを、国のガイドラインを参考にして作成しました。また阪神・淡路大震災を経験した神戸市にも問い合わせ参考にしました。神戸市では約6,400箱の震災関連文書を選別して約4割廃棄したそうです。住民の個々の記録でなく、仙台市としての震災の記録を保存することが目的です。したがって給付金申請や罹災証明な

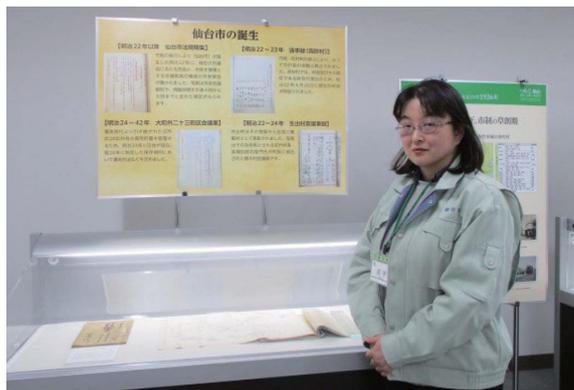
どは対象外としています。ようやく各部署に保存の基準を示すことができました。新型コロナ対応文書も歴史的公文書として永年保存することにしています。

一県内の自治体の動向は。

被災関連文書の保存について、いくつかの被災自治体から問い合わせがありました。やはり保存をどうするかが各自自治体の検討課題です。

一仙台市はミュージアムが多い町ですね。

市内には歴史民俗資料館、博物館、文学館などの市立ミュージアムだけでなく、大学関係のミュージアムもあります。今後は仙台・宮城ミュージアム・アライアンス(仙台・宮城地域の多様なミュージアムが連携する組織で各施設の特長を活かしながら、人々の知的好奇心とミュージアムの知的資源が交わり循環することを目指している)などとも協力して勉強会や企画なども進めていきたいですね。



庄子 淳 館長

一どのような公文書館をめざしたいですか。

仙台市で過去にどのようなことがあったのかを知る拠り所の一つとして、広く市民に認識していただけるのはもちろんですが、仙台市公文書等の管理に関する条例において「市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする」と定めているように、これからの仙台市を考える職員や市民が、仙台市の過去に学ぶ場として認識していただける公文書館でありたいです。

一本日はご多忙の中、お話を伺うことができありがとうございました。

インタビューを終えて

この正月休みに司馬遼太郎の書いた『全講演3』(朝日文庫)を読んでいたら面白い話に出会った。その中で、東洋学者・中国史学者の貝塚茂樹(1904-1987)が「文明人と野蛮人を区別する方法は一つしかありません」と古代中国を例にとった話である。もちろん「文明人」は中国人、「野蛮人」は辺境地の民族(ウイグル人やモンゴル人)のことで、文明人はすべて記録するが、野蛮人は亡くなった人のことは記録しないからだという。

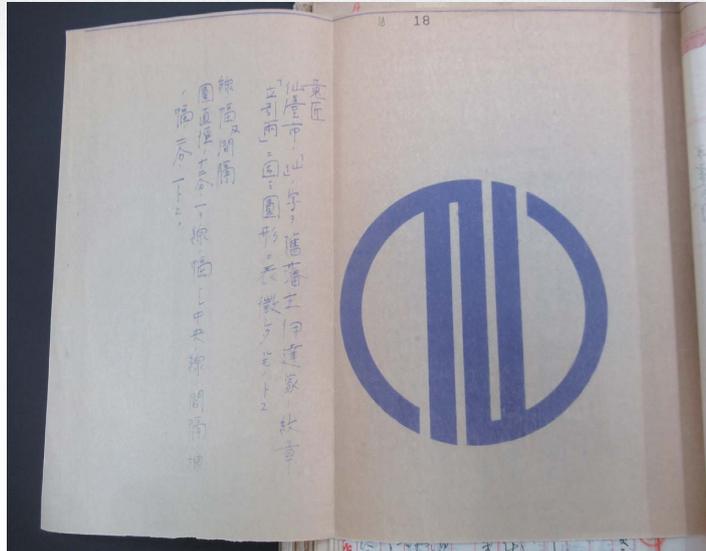
そこで中国人が歴史を記すことに執着する故事を以下に紹介しよう。古くは中国の春秋時代に斉の国王である荘公はその家臣の崔杼に殺された。記録者は「崔杼、その君を弑す」と書いたところ崔杼は記録者を殺した。その弟が記録者になり同じことを書いたら崔杼はその者を殺した。その弟がまた同様に記録を書いた。崔杼は諦めて、これ以上記録を歪めることはできなかった。この話は『司馬遷史記』の「左伝」に載っていることを友人に聞いたことがある。

もう一つ紹介するならば、清の時代の各皇帝には常に記録係が仕えて一部始終を記していた。咸豊帝(1831-1861)の側室だった西太后(1835-1908)は彼の没後、権力者として君臨したが、側室の時から記録に対しては時には皇帝に替わって、忠実に務めたという話も伝わる。言い換えれば、中国の皇帝は後世あるいは次世代を考えて歴史の事実を遺し、編さんして史書を起してきた。したがって歴史を編むことなく、後世を考えない国は「野蛮な国」になるという論法が成り立つ。したがってこの国の約1,700の自治体の内、公文書館設置は約5%の自治体しかない実態からみて、後世に公文書を遺すことに積極的に取組んでいるとは考えにくく、それは貝塚流に考えれば、公文書館法があるにもかかわらず、この国は文明国とは決して言えない。

さてインタビューを通じて思うことは、開館前の5年間にわたって保管すべき歴史的公文書の評価・選別に努力したことである。各課を巡回し、歴史的公文書の定義や保存年限と歴史的公文書の関係、後世をしっかりと見据えての評価・選別の基準説明などに精力的に活動したことだろう。おそらく公文書館が開館したことに職員がどのように対応すべきかをイメージできる職員は多くはない。さらにルールはわかっているても実際の歴史的公文書の扱いは各課の業務内容によって変わってくる。したがって現用文書の管理が杜撰だと良質な歴史的公文書は生まれない。巡回指導した時には、改めて公文書管理のルールを説明したこともあったはずだ。これらの努力の結果、適切な公文書管理と公文書館の位置づけを職員が実践的な指導・研修を受けたことになった。今後も各職員階層別の研修を繰り返すことは欠かせない。

もうひとつ特筆すべきは、開館が遅れた結果としてもたらされた公文書管理の条例化である。これまでの公文書管理規定だけでは実行できなかったことは、条例によって市民のための公文書であることが明確にされたことである。この結果、情報公開条例と併せて公文書管理が市政活動の信頼と説明責任を果たすことができるようになった。そして後世へ仙台市の歴史を引き継ぐことができるようになったのは公文書館のお陰だと職員、市民が領いてくれる日を期待している。

最後に記したいことは、専門職の育成である。他の公文書館では見られない5名もの学芸員が専門職として同館の利活用を促進してくれるだけでなく、人材育成にも寄与するだろう。幸いにして2022年度から東北大学大学院では認証アーキビストをめざす養成講座が設置された。実践を学ぶフィールドとして同館との連携した役割も期待したい。



昭和8〜19年雑書類
（仙台市紋章制定その他）
仙台市公文書館所蔵

仙台市の紋章は、昭和8年に制定されました。旧仙台藩主伊達家の家紋である三ツ引両（縦引両）から考案されたもので、仙台市の「仙」の字を図案化しています。

資料をひも解くと、当初は職員が30もの案を考案し、その後3つに絞られたもののうちから議会での質疑を経て、最終的に現在のデザインに決定したことが分かります。簿冊には廃案となったデザインも綴られており、中には市章としては斬新なデザインも見られます。コンパスや定規を使用して図形を描いた形跡も見られ、当時の職員の手仕事ぶりを垣間見ることができます。

簿冊には紋章制定の経緯のほか、「市職員應召者ニシテ戦病死シタル場合ノ給與其他ノ件」「勅語謄本送付ノ件」など、当時の社会状況を伺わせる文書も綴られています。

仙台市公文書館



◆ わが館の特長

仙台市公文書館は、歴史資料として重要な仙台市の公文書を歴史的公文書として適切に保存し、市民の皆様にご利用いただくための施設です。明治期以降の仙台市公文書のほか、仙台市に合併した旧市町村文書、市内全域の旧公図（和紙公図）、仙台市史編さん史料などを所蔵しています。

◆ 所蔵品

紙文書関連	約11,800点	写真・スライド	約130点
-------	----------	---------	-------

<https://www.city.sendai.jp/kobunsho/koubunsho/koubunshokan.html>

〒981-0942 宮城県仙台市青葉区貝ヶ森5丁目6番1号
TEL. 022-303-6074 FAX. 022-279-8811

■お宝文書投稿募集中!! 所蔵する貴重な文書・特長ある文書を貴館のご紹介と共に掲載します。ご連絡は編集部まで。

10年後も使える測定データの保存方法の提唱

委員長からごあいさつ



ウエハラ サユリ
上原 小百合 アステラス製薬(株) 開発研究 開発研究統括部

製薬業界では測定機器データを、再解析が可能な状態を保ちつつ、信頼性保証と長期保存に関する規制を守りながら約30年にわたって保存することが求められています。しかし、委受託試験の増加などのビジネスモデルの変化や、デジタルトランスフォーメーションが進む中、システム環境の更新等によりデータが読めなくなってしまうことが危惧されます。当委員会は、このような測定機器データの長期保存における課題に取り組んでいきます。

委員会メンバー紹介

全人数 16名 (委員50音順・敬称略)

役職	氏名	所属	役職	氏名	所属
担当理事	岡田	リコージャパン(株)	委員	山田	ビジネスエンジニアリング(株) B-EN-G
副委員長	山崎	協和キリン(株)	委員	平石	テルモ(株)
委員	朝鳥	あすか製薬(株)	委員	平城	日本ウォーターズ(株)
委員	荻本	(株)島津アクセス	委員	三浦	ビジネスエンジニアリング(株) B-EN-G
委員	芝	(個人)	委員	宮地	(有)ラング・エッジ
委員	鈴木	生化学工業(株)	委員	守野	エーザイ(株)
委員	武田	(個人)	委員	山田	(株)日立ハイテクサイエンス
委員	中山	(株)大塚製薬工場			

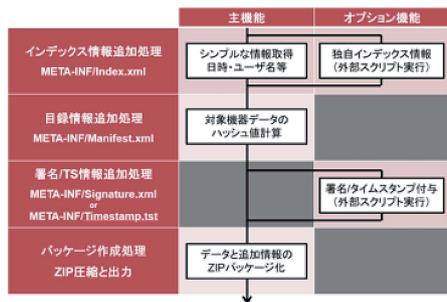
これまでの活動結果と報告

当委員会は、高速液体クロマトグラフィー (HPLC) を題材として取り上げて、測定機器データをパッケージ化して長期保存する方法をガイダンスにまとめて提案しました。即ち、再現性の確保のために必要なオリジナルデータ、派生データ(濃度やピーク面積など)のほか、標準フォーマットに変換したデータ、および分析メタデータ(解析パラメータなど)、パッケージ作成前までのデータの信頼性を保証するための監査証跡メタデータ、さらにパッケージ内のファイル構成情報を記述した特別なファイル (META-INF) を標準パッケージとして一つにまとめ、そのパッケージに対して改変を防止する仕組みを付与し、長期保存に適した場所に格納しておく方法です。標準パッケージの

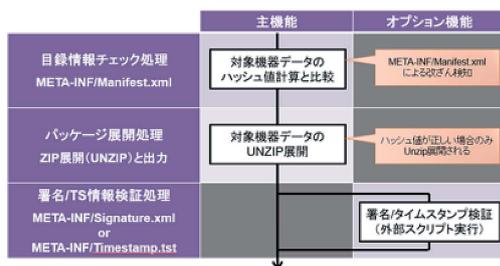
作成にはZIP圧縮を利用し、パッケージ化された後で改変されていないことの証明にはハッシュ値を用いる方法を推奨しています。2021年5月に標準パッケージを作成する具体的な方法を示すために「技術ガイドブック」を完成させ、その仕様を反映させたオープンソースのパッケージ化ツール (adDataPakager)のβ版が一般公開されています(図1)。2022年12月には、技術ガイドブックにパッケージ化ツールの具体的な情報を追加し、2023年2月には英語翻訳版を発行しました。

パッケージ化ツールを広く利用していただくためには、より具体的な手順や、信頼性保証の観点からの留意点などを把握することが必

adpk パッケージ作成機能



adpk パッケージ展開/チェック機能



パッケージ作成 (主機能) には、META-INF/Index.xmlとMETA-INF/Manifest.xmlの生成、ZIP化によるパッケージ作成、およびパッケージ展開とチェックが含まれます。オプションにタイムスタンプツールが含まれます

図1 パッケージ化ツール (adDataPakager)の主機能とオプション機能

要です。当委員会は日本QA研究会(JSQA)の協力を得て実証実験を行い、その結果も含めて2023年3月に米国で開催された7th Global QA Conferenceでポスター発表を行いました。測定データの長期保存の課題は世界共通の課題であり、米国だけでなくヨーロッパからの参加者とも有意義な意見交換を行うことができました。2022年6月に行った製薬関連3団体と当局との意見交換会においても、委員会が推奨している測定機器データの長期保存の考え方に、当局から多くの質問を頂き、この課題に高い関心を持って

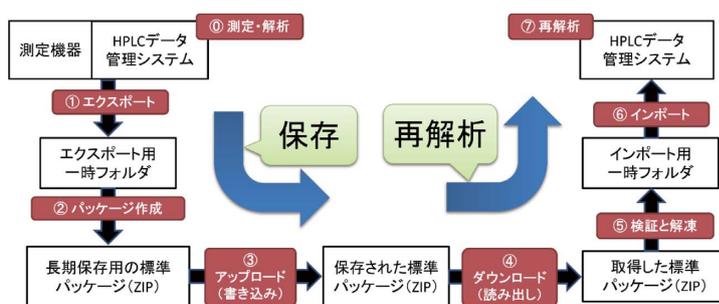
ることがわかりました。さらに新しい検討課題として、質量分析装置(MS)の測定データの保存方法を取り上げ、JSQA及び日本PDA製薬学会電子記録・電子署名(ERES)委員会にご協力頂き、MSユーザーと機器メーカーを対象としたアンケート調査を2022年9月から1ヶ月間行いました。アンケート結果を基に共通フォーマットとして利用できるものを絞り込む必要がありましたので、メーカーへのさらなる調査が必要となり、継続検討となりました。

今期第63期の活動内容

今期は、これまでに発行してきた測定機器データの長期保存ガイドラインと技術ガイドブックに加え、運用ガイドブックを作成しました。運用ガイドブックは、測定機器データの取得から再解析の実施に至るまでの流れを0から7までのフェーズに区分し(図2)、各フェーズにおいて行う操作手順の例示と、信頼性保証の観点からの留意点のまとめを掲載しました。

この運用ガイドブックを用いれば、各施設で実際に測定データを取り扱っている担当者はITの専門家の助けを受けつつ、パッケージ化ツールを利用することができるようになります。作業時のチェックシートの例も作成しているので、このガイドブックを参考に、各施設において測定機器データの長期保存の手順が確立、運用されることを期待しています。運用ガイドブックは2023年12月に発行しました。来期は運用ガイドブックの翻訳版を作成する予定です。

今期も質量分析装置の測定データの保存方法の検討を継続しました。アンケート結果から利用頻度の高い測定装置のメーカーを絞り込み、入力および出力フォーマット情報をさらに追加調査しました。各社からの回答に基づき、標準フォーマットとなりそうな候補を1つに絞り込み、メーカー4社のご協力を得て、ある会社の測定装置から、委員会が選定したフォーマットで出力した測定データが、他社の測定装置に取り込めるかどうかの確認を行っているところです。



①エクスポート、②パッケージ作成、③アップロード(書き込み)、④ダウンロード(読み出し)、⑤検証と解凍、⑥インポート、⑦再解析の7つのフェーズがあります。

図2 測定機器データの長期保存と再解析の流れ

HPLCに比べてMSデータは測定方法そのものに多様性があり、データの種類も多岐にわたっているため、特定の測定条件下でない、相互利用が難しい可能性もあると考えています。

2024年6月に予定されている規制当局と業界団体(JSQAを含む)の意見交換会では、本委員会の活動をディスカッションテーマとして取り上げ、そこで得られた規制当局からのフィードバックを今後の活動に役立てる予定です。

第64期以降の提言・抱負・社会的役割をどう考えているか

昨今、製薬業界のみならず複数の業界でデータ改ざんによる信頼の失墜が発生しており、改ざんの有無を検証できるような形でデータを作成、保存することは重要な要件となっています。従って、当委員会が提唱している、信頼性のある、再解析可能な測定機器データの長期保存方法は、さまざまな業界において役立つものと確信しています。

ガイドラインで推奨している方法は、異なるメーカーの測定機器で得られたデータであっても再利用できることがポイントとなっています。新しい技術と共に新しいデータフォーマットも開発されることから、多くの種類の測定機器での標準フォーマットの検討や機器に依存しない閲覧用ソフトウェアの提供など、異なるメーカーの測定機器で得られたデータの相互利用が可能となる環境を整えていくように、測定機器メーカーに働きかけていく必要があると考えます。

また、現時点では、パッケージ化ツールはオープンソースにて提供されていますが、よりユーザーフレンドリーな画面構成、バリデーションなどを行った有償ツールが提供されることが必要です。膨大なデータを手作業でパッケージ化することは人的ミスの原因にもなりますので、測定機器データを自動的にパッケージ化する技術があれば、利用が広がることも期待されます。また、信頼性確保のレベ

ルに応じて、パッケージ作成から保存までを一気に行う新たなサービスが登場することも大いに期待します。測定機器メーカー、実際にデータを利用するユーザー、それを繋ぐ専門家としてのIT企業などが協力して技術開発を行っていく仕組みを整えられたらよいと考えます。

要望・告知

委員会が発行している「測定機器データ長期保存ガイダンス」と「測定機器データの長期保存技術ガイドブック」、今期に発行した「運用ガイドブック」はJIIIMAホームページ「政策提言・ガイドライン」から無料でダウンロード可能です。また、パッケージ化ツールはオープンソース署名&認証ラボのサイト(<https://www.ossal.org/salproj/adpack.html>)からダウンロードできます。

測定機器データの長期保存、パッケージ作成の自動化などに関心のある方はどうぞ委員会にご参加下さい。

建築設計情報の未来に向けたビジョン

委員長からごあいさつ



橋本 貴史 株式会社ジェイ・アイ・エム 代表取締役社長

国内各分野においてDXへの取組みが顕著になってまいりました。建築設計分野での大きなインパクトは、2021(令和3)年9月1日付けの建築士法改正で設計図書への押印義務が廃止されたことです。設計現場では業務効率化への期待の声の一方、設計図書の原本管理では戸惑いの声も聞かれました。今後、当委員会では「建築設計業務における設計図書の電磁的記録による作成と保存のガイドライン(以下「ガイドライン」という)の改訂を行い、改正法の理解を促すとともに設計図書の電磁的記録による保存を推進してまいります。

委員会メンバー紹介

全人数 7名 (委員50音順・敬称略)

理事	園部 昌也	NECネットエスアイ(株)	委員	堀尾 真廣	セコムトラストシステムズ(株)
副委員長	川谷 聡	(株)ネオエンタープライズ	委員	真庭伸次郎	コニカミノルタジャパン(株)
委員	柴田 孝一	セイコーソリューションズ(株)	委員	宗高 浩登	(株)ファインデックス

これまでの活動結果と報告

第62期は前述の建築士法及び関連法の改正施行で建築設計図書への押印義務が廃止されたこと、それに伴い電磁的記録への電子署名も不要となったことで、ガイドライン改訂への対応が主な活動となりました。

まず建築市場委員会ではこの改正が現場に及ぼす影響と、その実体を把握することで今後のガイドラインの改訂内容とその在り方を検討することとし、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会(以下「日事連」という)の協力を得て、全国の建築士事務所に対してアンケート調査を実施いたしました。アンケートで問いかけた主な内容は、

- (1) 改正法の認知度の調査
- (2) 押印廃止への対応状況の調査
- (3) 設計図書原本の扱いに関する調査
- (4) 改ざんリスクに対する対応の状況調査
- (5) 今後の対応に関する調査
- (6) ガイドラインに望むこと等自由意見の収集

等、広くヒアリング調査を行いました。

この結果から特筆すべき結果として、(2)の押印廃止への対応状況の調査で、改正後も従来通り書面に押印していると回答した事務所が全体の18%と、押印を廃止し記名のみとした割合を上回っている点でした(図1)。その理由として従来からの業務の慣習(56%)や、原本を特定する方法として(34%)といった理由が挙げられています。これは事務所内における設計図書の扱いが、改正法に対応して従来の業務プロセスの変更で得られる効率化の効果より、現状踏襲型による業務運用の維持と、設計図書原本の特定の方法として押印が必要との判断がなされたものとも理解できます(図2)。

また、図1の回答⑤で原本をCAD等の設計図書作成ツールのオリジナルデータとしている事務所の割合が多いことは、アプリケーションの互換性等、今後の電磁的記録の長期保存に対する課題として露呈いたしました。

また、(4)の情報の改ざんリスクに対する対応の状況調査については、「特に何もしていない」との回答が約60%と多くを占めている

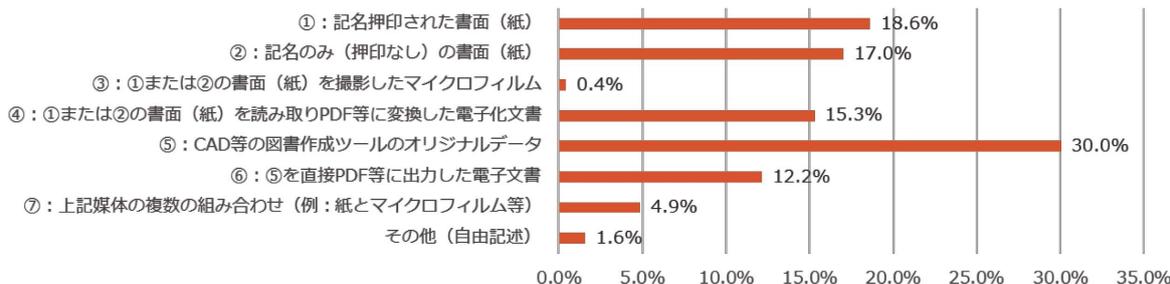


図1 何を設計図書の原本としているか

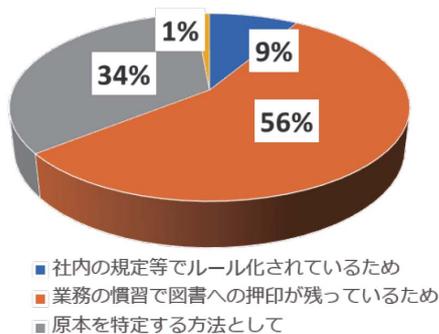


図2 書面に押印する理由

ことは、今後の電磁的記録による完全性を確保した上での長期保存への課題となることが想定される結果となりました(図3)。

一方で、ガイドラインの改訂作業に関しては、改正施行の直後よりその内容に関する委員会協議をスタートし、必要箇所の改訂案を作成、同時に国土交通省住宅局建築指導課(以下「国交省」という)との協議をスタートしました。当初の国交省のスタンスは押印廃止により当該ガイドラインの廃止という意向を示されましたが、JIIIMAとしては電磁的記録による作成と保存の際にはそれを解説するためのガイドラインが必要であることから改訂版の発行による存続を主張し、合意を得るに至りました。

当初より協議のポイントは2点。まず1点目は押印(電子署名)が廃止されたことによりガイドライン内に記載する電子署名、タイムス

タンプの扱いとなりました。国交省としては、押印(電子署名)廃止が現場における業務負荷の軽減が実現できる手段としての本来の目的であり、「電子署名」や「タイムスタンプ」の記載は業務負荷を与える印象が強いため、その表記を削除の方向で検討してほしい意向を示されました。JIIIMAとしてもその趣旨を理解した上で、法の求める15年保存期間中の設計図書の原本性や真正性、完全性を確保するための方法として、「電子署名」や「タイムスタンプ」に関する技術的解説を入れることが望ましいとの立場で協議に臨みました。本件は結果として同技術の利用に関して「強制」や「義務」といった業務負荷増の印象を持たせないため、あくまでも「推奨」という表現を使うことで双方の合意に至りました。

2点目は、電磁的記録に関する共通認識の醸成でした。JIIIMAの基本的なスタンスは設計現場における改正法の正しい理解と、法に適合した図書の作成と保存を促すことです。特に電磁的記録による作成保存に関してはJIIIMAの電磁的記録に関する専門性を活かし、双方による深い議論を展開しました。その結果として改訂ガイドラインに表記する適切な解説も含め合意に至りました。

この国交省との長期間におよぶ協議は相互理解を深めることとなり、今後の活動にも生かせる結果として満足のいくものとなりました。このように第62期から第63期にかけては改正法施行後のガイドラインの改訂に相当な時間をかけました。今後はその普及と有効活用による電子化推進を行っていくことが当委員会の大きなミッションとなります。

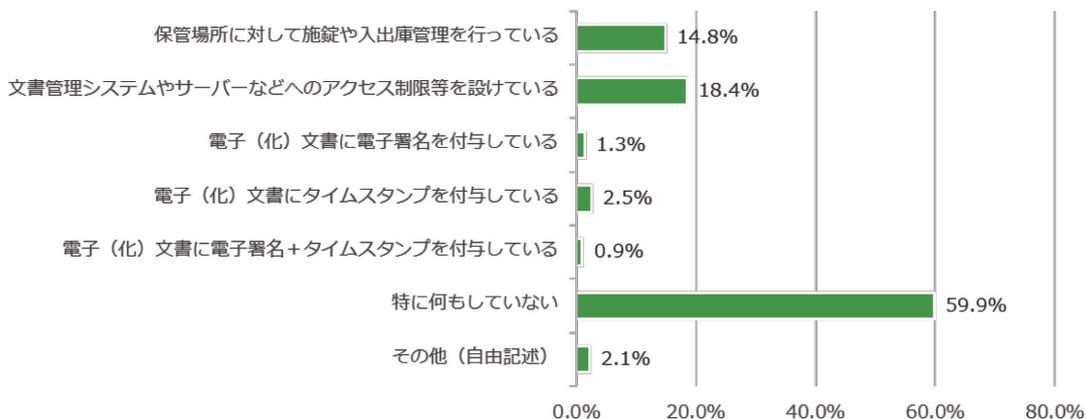


図3 原本の真正性や完全性(非改ざん性)の確保について

今期第63期の活動内容

第62期からの継続活動となったガイドライン改訂の活動は、国交省との協議、JIIIMA理事会の承認を経て2023年11月1日付でVer.2.0として発行し、現在はJIIIMAホームページにある「ガイドライン」からもダウンロード可能となっております。

ガイドラインの改訂作業の中で非常に有効であった活動として、前述のとおり足掛け3年を費やすことになった国交省との協議で電磁的記録に関する共通理解の醸成ができたことが挙げられます。結果としてJIIIMAの電磁的記録に関する専門性をアピールすることとなり、併せて担当官との信頼関係の強化、ひいては今後同省内で行われるさまざまなプロジェクトや協議会等、電子化分野の専門家として参画依頼の意向表明をいただくまでに至りました。

また、委員会の中で議論されたテーマとして、前期に実施したア

ンケート調査の結果でした。それは設計図書の保存ファイル形式としてPDFが多く利用されていることでした。この結果を深読みすると多くの人が認識しているPDFの非改ざん性が根底にあると想定されました。それは一定期間内の完全性を求められるケースでは、その脆弱性が問われる結果として、その扱いに議論が及びました。PDFに関する認識は技術の進歩とともに改変可能なファイル形式として認識を新たにすることが必要であること、この実情は建築設計業界に限らず今後認識を深めていく必要があると考えています。

もう一つの今期の大きなテーマとして掲げていたものが、改訂発行後の普及啓発の活動でした。これはJIIIMAウェビナー等を活用する情報発信でしたが、改訂発行が11月のウェビナーに間に合わず本件は残念ながら持ち越しとなりました。

この活動は来期への継続活動として2024年1月～3月に、業界関連団体との共同開催によるセミナーやメディアによる情報発信等の可能性を検討してまいります。

PDFは改変可能なファイル形式



また、新技術分野の情報収集ではBIMの動向にアンテナを張りセミナー等への参加を行いました。同分野は主に施工関連で有効活用が進んでおり、今後は建築確認申請での活用等も視野に入れております。

設計分野ではそのツールとしては広く利用されておりますが、建築士法上の設計図書としての扱いとの整合性は今後の課題となっております。今後は建築設計業務の将来を睨み、設計から竣工までの設計情報流通についても研究していきたいと考えております。

第64期以降の提言・抱負・社会的役割をどう考えているか

来期(64期)の主な活動は、改訂JIIMAガイドラインの普及啓発に軸足をおきます。まずは業界の関連団体との関係を強化し、情報発信のステップに移行します。アンケート調査でも露呈した設計図書保存への誤解を解消することと、法適合性を考慮した保存の方法や運用を浸透させていきたいと考えております。

また、この分野の将来のあるべき姿にフォーカスし、建築物の設計、建築確認検査、施工、竣工、管理に至る情報流通を睨み行政や各分野の団体等との連携、協働により設計情報の在り方を追求していければと考えております。

近年、建築設計分野では従来からのCAD、さらにはBIMといったオリジナル電子による設計ツールの活用が主流になってきております。当委員会では建築設計図書の作成と保存に焦点を絞ってきましたが、今後はその情報の流通プロセスにおける図書管理を俯瞰して見て行く必要があると考えております。

この方針の実践により各ステージに存在するステークホルダー、具体的には設計を担う建築士事務所、建築確認検査を行う行政機関、施工を行う施工会社、維持管理を行う管理会社、建築物の所有者である建築主に対し、情報の安全性や正確性、業務の効率化といった社会的価値の提供が実現できるものと考えております。

要望・告知

今後のDXの推進に伴い、異分野の動向や情報の扱いも含め広い視点で知見を深めていく必要があると強く考えております。業界横断的な展開に興味のある会員企業のみならずにも是非参加いただき、JIIMAの社会的存在意義を高めていきたいと思っております。

御社の文書管理診断します！ 文書管理達成度評価・調査ご協力をお願い

「皆さんの組織の文書管理のレベルはどのくらいですか？」

各組織では、内部統制、説明責任など、社会のさまざまな要請にもとづいて文書管理を実践しています。しかし、文書管理のレベルを測る仕組みがなく、これで十分なのか、不足している点は何かを知ることが難しいのが実情だと思います。

JIIMA文書管理委員会では、そんな疑問を解消し、各部門が正しく文書管理ができていないかを診断するサービスを開始しました。貴社組織の現状を回答シートに書き込み送付いただければ、文書管理委員会が診断しお返しします。

将来的にはご提供いただいた情報を元に、日本における組織の文書管理現状をまとめ、その中で各組織がどのレベルに位置づけられるかをわかるようにしたいと考えています。

自社の文書管理に関心がある組織の方々のご利用をお待ちしています。

メリット

- 自社の強みや弱みを明確に把握することができるのと同時に、取り組むべき方向性も明らかになり、文書管理の改善に結びつけられます。
- 他社のレベルと比較でき、自社の文書管理推進の動機付けになります。
- 一定の時間が経過した後に再評価することにより、自社の改善の度合いを確かめることができます。

詳細は右記URLを参照ください。 https://www.jiima.or.jp/basic/doc_mng/

建築市場委員会

「建築設計業務における設計図書の電磁的記録による作成と保存のガイドライン Ver.2.0」 (2023年11月)を公開しました!

JIIMA建築市場委員会 副委員長 かわ たに さとし
川谷 聡

1. はじめに

建築士事務所の開設者は建築士法及び同施行規則により、定められた設計図書を15年間保存しなければなりません。e-文書法定後も大半の建築士事務所では書面による保存が主で、電子による保存が遅々として進まない状況が続いていました。JIIMA建築市場委員会では2018年3月に同ガイドライン Ver.1.1を公開し、法令解釈を具体化して電子による保存の普及を目指してきましたが、当時、書面の設計図書には押印が必要であり、電子で作成し保存する場合は電子署名が必要などの理由により、電子保存が一般化するには至っていませんでした。

2021年9月に国の方針により設計図書への押印が不要となり、これに伴って電子で作成して保存する場合の電子署名が不要となったことから、電子保存に関するハードルが下がりました。しかしながら、保存期間を通じて作成時と同じ状態であることが確認できるようにすることは引き続き求められるため、これの具体的な方法をJIIMAとしての推奨方法に加え、国土交通省との長期間の調整を経て、ガイドラインVer.2.0として公開するに至りました。

2. ガイドラインの構成

ガイドラインの構成は以下のようになっています。

1. 本ガイドラインの位置づけ
2. 設計図書の作成が電磁的記録（電子データ）で認められる根拠
3. 設計図書の保存が電磁的記録（電子データ）で認められる根拠
4. 電磁的記録の保存方法
5. 設計図書の作成と保存
6. 工事監理報告書の作成と保存
7. 電磁的記録の一般的な形式（フォーマット）

8. 本ガイドラインでの推奨ファイル形式（フォーマット）
9. タイムスタンプ
10. 法的証拠能力の強化策としての「電子署名」付与
11. 情報セキュリティ
12. Q&A

建築設計業務における 設計図書の電磁的記録による 作成と保存のガイドライン

Ver. 2.0

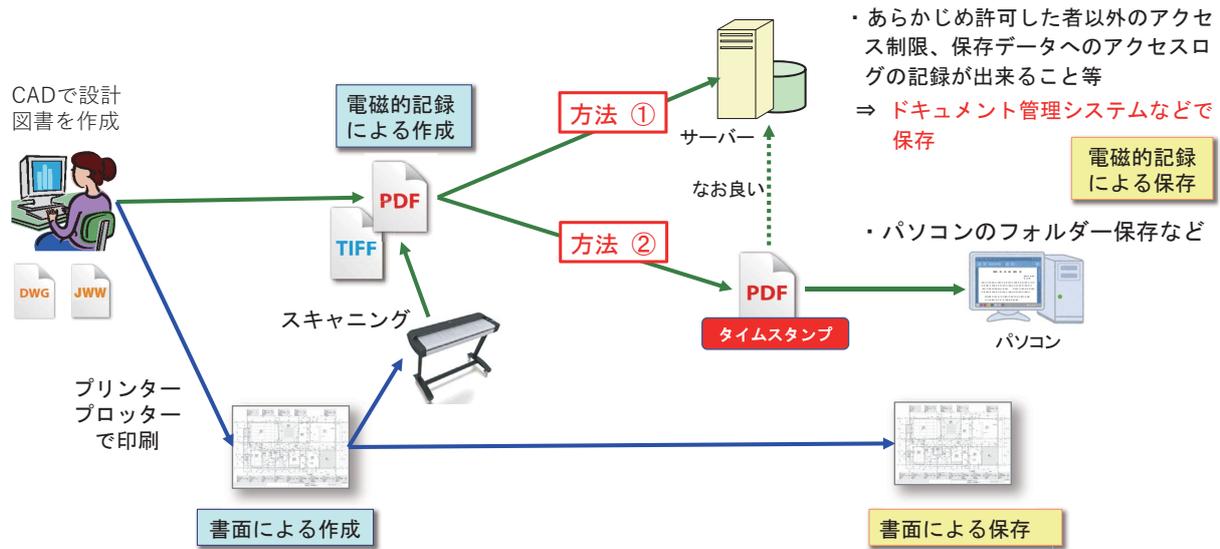
2023年11月1日

JIIMA 公益社団法人日本文書情報マネジメント協会
ガイドライン検討会

3. 押印廃止に伴う改訂ポイント

設計図書の電磁的記録による保存の場合、以前は電子署名が必要であり、これにより真正に成立したことが推定できるため、ガイドライン旧版では電子署名の有効期間延長のためのタイムスタンプを付加した長期署名を推奨してきました。

ところが設計図書への押印廃止に伴い、長期署名が不要になったため、電磁的記録による設計図書が真正に成立したもの



とするという推定効が働かなくなると同時に、改ざん検知機能も失うこととなりました。押印廃止と同時に発出された『国交省建築指導課長通知^{*1}』では「電磁的記録の作成を行う場合には、当該電磁的記録が保存期間を通じて作成時と同じ状態であることが確認できるようにすること。具体的には、あらかじめ許可した者以外のアクセス制限、保存データへのアクセスログの記録又は保存データのバックアップによる対応等が考えられる。」としていますので、本ガイドラインでは、①「ドキュメント管理システム」で保存・管理する考え方を示すと共に、設計図書PDFファイル(単一ファイル)を技術的に保護し、保存期間を通じて真正性を確保し作成時と同じ状態であることを確認する方法として、②「PDFにタイムスタンプを付与」して保存する方法を推奨しました。これは今後のデジタル化社会における情報流通も視野に入れた保存方法として有効であると考えています。

4. その他の改訂ポイント

押印廃止に伴い改正施行された建築士法および関連法や通知との関係性をわかりやすく解説するための改訂を行いました。特に電磁的記録による保存では電子署名が不要となり、電子署名法等の記載に大幅な変更を行いました。

工事監理報告書は15年間の保存対象図書であると同時に、建築主への提供も必要です。当該図書の提供にあたっては建

築士法施行規則で「改変を防止するための措置を講じていること」とされていますが、『国交省建築指導課長通知』により建築主へPDFで提出して良いとしています。JIIMAではPDFファイルの改変を防止するための有効な手段として、PDFに改変検知機能としてのタイムスタンプを付与することを推奨しました。

書面の設計図書をスキャニングして電磁的記録により保存する場合、旧版では長期署名による完全性担保を推奨していましたが、Ver.2.0では、電磁的記録による作成と保存の方法と同様とし、①「ドキュメント管理システム」で保存、もしくは②「PDFにタイムスタンプを付与」のどちらかで保存するものとなりました。

5. 今後の取り組み

ガイドラインVer.2.0は公開しましたが、建築士事務所への普及はこれからの取り組みとなります。一般社団法人日本建築士事務所協会連合会様はじめ、これまでガイドラインの作成や普及にご協力いただいた多くの団体の方々のお力をお借りして、またJIIMAのセミナーなどを活用して普及を進め、全国の建築士事務所設計図書の電磁的記録による正しい保存が広く普及するよう、建築市場委員会の活動を進めていく所存です。

^{*1} 国交省建築指導課長通知：令和3年9月1日 国土交通省住宅局建築指導課長発出の通知「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う建築士法等の一部改正について(技術的助言)」国住指第1339号

文書情報マネージャー 認定者からのひと言

2023年に12月7日、8日の2日間にわたり第38回 文書情報マネージャー認定資格取得セミナーが行われました。「動画配信自由受講コース」も好評で、2日間の連続受講時間が取れない方や業務を止められない方にも対応した動画配信による講義を今後も実施していきます。文書情報マネージャー認定資格取得セミナーは、新たにアップデートセミナー、認定者と講師によるSlackを使った情報交換など、日々受講スタイルを時代にあわせて最適化していきます。

- ①文書情報マネージャー認定制度はどこでお知りになりましたか？
- ②受講の動機は？(受験のきっかけ)
- ③セミナー内容の感想
- ④今後この資格をどのように活かしていきますか？
- ⑤文書情報管理について、もっと知りたい、学習したいことは何ですか？

みとゆうさく
水戸 悠策 さん

北海道電力株式会社
原子力事業統括部 泊発電所 運営課・総括主任

- ①文書情報マネジメントのあるべき姿を模索している中で、JIIMAホームページで本認定制度について知りました。
- ②現在、文書管理の効率化や品質向上を目指し、DXを推進しているところです。
本セミナーの受講を通じて、DX推進者として必要な知識やスキルを身に付けることができると考え、受講を決めました。
- ③セミナー受講の目的を達成できたことはもちろんのこと、グループワークを通じて、情報管理の運用の違いなど、参加者と意見交換ができ、非常に有意義な意見交換会でした。

- また、講師による適切なフィードバックもあり、DXを進めていく上で参考にさせていただこうと思います。
- ④改めて、現状の文章情報マネジメントのプロセスを整理、把握し、将来像とのギャップをクリアにする必要があると考えています。
今回得た知識を関係者と共有した上で、適切な将来像を描き、業務効率化や品質向上に繋げていきたいと思っています。
 - ⑤・ワークフローの活用
・デジタルデータの維持管理
・BCP対策のための文書情報マネジメント

かとうのぶゆき
加藤 伸幸 さん

ホクレン農業協同組合連合会
経営企画部ICT推進課・課長代理

- ①電子帳簿保存法改正対応について検討していた時にJIIMA認証制度を知り、その流れでJIIMAホームページを閲覧して知りました。
- ②電帳法改正対応や基幹システムの再構築を進めており、システム部門としても今後は情報管理の知識は必須になると思い、各メンバーにも受講してもらうことが効果的であるかを検証するために受講しました。
- ③自組織はセミナー冒頭の事例であったことと組織で、文書管理が「法定対応のための目的」となり見直しも行われず形骸化していました。自分としてもそういった中でこれまで業務していたことから、セミナーを受講して「情報管理は手段」「証拠・訴訟対応」などさまざまな観点があることを知れて意識が大きく変わりました。

- ④組織内の情報管理に関する意識改革を進めていく必要があると強く感じたため、関係部門へ情報共有するとともに、システム部門としても基礎的な知識として学習することは効果的だと思ったので、他のメンバーにも受講を積極的に進めたい。
- ⑤・EDI(電子で受発注、精算)取引している場合の電帳法対応について具体策や事例を知りたい
・システム部門であることから、電帳法対応のいろいろなソリューション事例を知りたい
・文書情報コンサルという職種を知らなかったのもっと具体的な業務について知りたい

かけがわまさゆき
掛川 雅之 さん

株式会社ベネッセコーポレーション
オペレーショントランスフォーメーション本部 SCM部 購買プロセス課 課長

- ①業務プロセス改善、特に電子契約推進や電帳法対応に活用できるセミナーはないか探していたところ、JIIMAのホームページでこのセミナーと資格を知りました。
- ②間接材購買と業務プロセス改善を担当しており、コロナ禍においても、経理伝票申請や契約書作成・押捺申請のワークフロー化によりリモートワークを支援してきましたが、より本質的な効率化をするために申請文書自体の電子化や電子契約を進めたく、法令面の制約も含め具体的な導入事例とその裏付けとなる考え方を学びたいと思いました。
- ③文書管理は法令対応や訴訟対応など「守り」としてだけでなく、生産性向上など「攻め」として活用すべきというセミナーの内容が私の受

- 講目的と合致しており非常に有意義でした。
- ④これまでの業務改善で文書の紛失リスク回避や真正性向上を実現してきた一方で、企画時や運用時の文書管理は考慮できておらず、検索に時間がかかったり、判断経緯が不明になったりしてしまうこともありました。法令担保寄りの文書管理規程だけでなく、業務の目的達成や生産性向上のためのルール作成、運用徹底を検討していきたいと思っています。
 - ⑤・電子契約が効率だけでなく法的にも担保できることを、法務部門や経営者にどう説明していくかを理論武装できるようにしたい
・逼迫する日常の業務のなかで、営業秘密管理をはじめ、業務上発生する文書をいかに正しく管理、保管するかの効果的な実践事例

さくらいゆかり
櫻井 由佳理 さん

株式会社日立ドキュメントソリューションズ
オフィス&ICT事業本部 ICT戦略部 文書管理ユニット 技師

- ①文書情報管理士として一緒に働く上司から資格紹介があり、知りました。
- ②電帳法対応のお話や、事例紹介もあるとのことだったので、文書情報管理士よりも即実践で役立つような内容だったため、最後に個別相談の時間も設けてくださり直面している課題への解決の糸口が見つけれられるという期待感がありました。
- ③文書管理のセオリーを改めて丁寧に教われたことで、今まで自分が取組んできたことに自信を持つことができました。さらに、実践に基づいた具体的なアドバイスもいただけてサービス向上に繋がられました。

- セミナー内容も時代遅れになることの無いよう見直しがされていて、新鮮な情報をインプットすることができました。
- ④今回教えていただいたことをお客様へ還元できるように、今回学んだ専門的かつ実践的な知識を生かしていきたいです。
 - ⑤・お客様のお困りごとは多様なので、さまざまな状況に対応できるように業種ごとに特徴を学びたい
・現地調査の効率的なやりかた、記録方法
・ある程度文書管理が進んでいるお客様への新たなご提案は何ができるか

令和6年 賀詞交歓会

公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会

2024年
JIIMA賀詞交歓会

変革による強い社会を目指して

令和6年1月17日、公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会(JIIMA)は、政府・関係団体・会員企業・有識者の方々を集めて新春を祝う賀詞交歓会を如水会館(東京都・千代田区)にて開催した。

なお、同月1日には能登半島地震の発生で多くの方が被害に遭われたこともあり、勝丸理事長をはじめ講演いただいた来賓の皆様からはお見舞いの言葉が述べられた。

JIIMA挨拶

公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会 **勝丸 泰志** 理事長

挨拶

初めに、元日の能登半島地震で亡くなられた方にはお悔やみを申し上げます。また被災された方にはお見舞いを申し上げます。翌日、2日には民間機と海保の飛行機との衝突という、あってはならない事故がありました。亡くなられた海保職員の方にはお悔やみを申し上げます。

感謝

昨年はJIIMAが創立65周年を迎えた記念すべき年でしたが、多くの成果も残せました。医療、製薬、建築、電帳法関連、文書情報流通などの分野で合計5つのガイドラインと2つのガイドブックを公開、そして、改正電子帳簿保存法とインボイス制度の開始によって、電帳法関連法的要件認証の申請数の高止まりが続き、特に申請の多い電子取引ではこのところ1年間で100件程度の申請を受けています。委員の皆様ならびに審査に当

られている先生方にはお礼を申し上げます。

JIIMAの抱負

人手不足が深刻になる中で、情報収集や情報整理に生成AIの活用は進むでしょう。現場での活用が進むと、JIIMAの各委員会のテーマもAIを避けては進められなくなります。今年は、AIについて議論を深めることを期待しています。また、本日の賀詞交歓会におきましても会員同士はもちろん、新会員との方ともコミュニケーションを持つ場として活用していただきたいと思います。

終わりに

本年もどうぞJIIMAに対するご支援・ご鞭撻をお願い申し上げます。本日は、ありがとうございました。



来賓ご挨拶 (ビデオメッセージ)

デジタル大臣 **河野 太郎** 氏

デジタル大臣の河野太郎です。令和6年JIIMA賀詞交歓会の開催にあたりご挨拶申し上げます。

私は昨年9月からデジタル大臣に加え、デジタル行財政改革、行政改革、規制改革などを担当することになりました。

デジタル大臣として昨年1年はマイナンバーの紐付け誤りが確認され、皆様にはご心配をおかけしました。約半年かけて紐付けの総点検を行っていただき、対応していくことができました。再発防止対策として、申請手続き時に必ずマイナンバーの記載を求める旨を明確にする省令改正や、紐付け誤りを防ぐためのJ-LISのシステム改修などの再発防止対策も進めております。なお、総点検を踏まえて、予定通り今年12月に健康保険証の新規発行を停止し、マイナンバーカード保険証を基本とする仕組みに移行いたします。

現行の紙の保険証で良いと思っっている方もおられると思います。慣れていて困っていない状況で新しい仕組みを導入することに抵抗感があることは当然とも言えますが、紙の保険証ではこの先の新たな展開や発展には結び付きません。マイナ保険証は、ご本人の薬剤情報や診療情報に基づいた医療の質の向上やなりすましの防止など、患者側、医療側の両方に多くのメリットがあります。

JIIMAは「日本のあらゆる組織の価値を高めるために、文書情報マネジメントの実践を通じてDXを加速するようにリードする協会」、これをビジョンに掲げておられます。この方向性はデジタル庁と同じです。

過度な紙文化が残るとテレワークにも支障が出てしまいます。JIIMAの考え方は働き方改革の上でも大変重要だと思います。本日のイベントがご盛会となりますことを祈念して、私のご挨拶とさせていただきます。

※お話しいただいた内容を一部抜粋して紹介しています。

来賓ご挨拶

来賓の皆様からは、震災で被害に遭われた方へのお見舞いの言葉とともに、JIIMAに対する期待とこれからの抱負を語っていただいた。



経済産業省 製造産業局
産業機械課 課長

安田 篤 氏

「経済産業省として今年は、賃金も物価も投資も伸びる成長型の経済に日本を変えていくことが大きなテーマです」



一般財団法人 日本情報经济社会推進協会
(JIPDEC) 常務理事

山内 徹 氏

「JIIMAとはこれまで以上に関係を深め、次のデジタルトラストに向けた政策、事業を実施していきたいと考えています」

新入会員ご挨拶

昨年入会いただいた会員の皆様からも挨拶を頂戴した。自社紹介とともに新たにJIIMA会員となった思いを語っていただいた。



AIS株式会社
園田 葉二郎 氏



キャノンマーケティング
ジャパン株式会社
武知 憲彦 氏



株式会社システムブリッジ
中村 雅孝 氏

乾杯

乾杯のご発声について、予定していたJIIMA顧問弁護士である牧野 二郎 氏が病欠のため、急遽、JIIMA 法務委員会アドバイザーであり、SKJ総合税理士事務所 所長税理士 袖山 喜久造 氏に務めていただいた。

SKJ総合税理士事務所 所長税理士

袖山 喜久造 氏



「ご参りいただいた皆様の会社のさらなる繁栄、そしてご健勝とご活躍をお祈りし、乾杯とさせていただきます。乾杯！」

歓談の様子



昨年はコロナ禍の影響もあり着座形式で行われたが、今回はこれまで通り立食形式へと変更された。



食事はバイキング形式となっており、豊富な料理が用意されている。



名刺交換による担当者の連絡先の共有は、自社のビジネス拡大のチャンスにもなる。



交流の場として、他社の方々と関係の輪を広められるのも賀詞交歓会の醍醐味である。

閉会の挨拶



JIIMA副理事長 久田 雅人

「2024年の干支は60年ぶりの甲辰。この年はこれまでの努力が実を結び、成長につながる年だと言われています。皆様のビジネスにおかれましても、これまで以上に成長できるようJIIMAが一助になれば幸いです」



久田副理事長による一本締めで賀詞交歓会は幕を閉じた。

JIIMA 賀詞交歓会で 改めて新年の意気込みを語る

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）は1月17日、新春の賀詞交歓会を如水会館（東京都・千代田区）にて開催した。

JIIMA勝丸理事長は開催の挨拶のはじめに、能登半島地震の被害者に対して哀悼し、これまで以上に災害対策の重要性、文書情報マネジメントの大切さ、そしてJIIMA会員の皆様に感謝の言葉を述べた。



所管の経済産業省、関係団体を代表して一般財団法人 日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の山内 徹氏が来賓として会員各社を激励された他、デジタル庁の河野太郎大臣から昨年に続いて新春メッセージも寄せられた。賀詞交歓会の詳細はp.48で紹介している。

一般社団法人日本テレワーク協会 「第24回テレワーク推進賞」発表

一般社団法人日本テレワーク協会（会員No.368、会長・栗原 博氏）は、「第24回テレワーク推進賞」の受賞企業・団体を決定した。第24回を迎えた今年度は、『見つけよう！真に時間と場所にとらわれない暮らしと仕事のスタイル』をテーマにテレワーク実践事例および促進事例を募集し、テレワーク推進賞審査委員会（委員長：比嘉邦彦氏 東京工業大学名誉教授、日本テレワーク学会特別顧問）により厳正に審査を行った結果により決定されたもの。最高位となる会長賞には、株式会社NTTアグリテクノロジーが選ばれた。

また他にも優秀賞「実践事例」として、JIIMA会員でもある富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社が選ばれるなど、合計9組の企業・団体の受賞が

発表された。

なお、表彰式は1月11日「JTAアニュアルカンファレンス」において「第24回テレワーク推進賞表彰式」が開催された。なお、応募された動画は、同協会のYouTubeチャンネルから閲覧することができる。

月刊総務 「BCP・BCMとコロナ対応の振り返りについての調査」を発表

総務専門誌『月刊総務』を発行する株式会社月刊総務（代表取締役社長・豊田健一氏）は、全国の総務担当者を対象に「BCP・BCMとコロナ対応の振り返りについての調査」の結果を発表した。



『月刊総務』の調査による概要は以下の通り。

- ・テレワーク導入企業の半数以上がオフィス回帰の傾向
- ・オフィス回帰でよかったことは「コミュニケーションの取りやすさ」がトップ
- ・事業継続マネジメント（BCM）策定済みは約2割
- ・BCP策定済み・策定中の企業の全てが「自然災害（地震、水害等）」への対策を盛り込む
- ・コロナ対応に点数をつけると約半数が70点以上と回答
- ・コロナ対応で困ったこと 1位「感染者が出た時の対応」、2位「消毒液やマスクの手配」、3位「アクリル板や空気清浄機等の手配」
- ・コロナ5類移行で止めた対応は「アクリル板や空気清浄機の手配」「従業員への出社制限」など
- ・7割以上がコロナ対応で「業務のデジタル化」に進展

総評として、テレワークを行っている企業でオフィス回帰の傾向があること、またコロナ対策への落ち着きからBCPについては意識が下がっている等といったことが

挙げられている。

詳細については、月刊総務のHPにて公開している。

<https://www.g-soumu.com/articles/202311/bcpbcmquestionnaire>

NXワンビシアーカイブズ 「大企業の電子契約システムに関する実態調査」を発表

株式会社NXワンビシアーカイブズ（会員No.965、代表取締役社長 高橋 豊氏）は、電子契約システムを導入している大企業（従業員数1,000名以上）で勤務する電子契約関連業務に携わっている総務・法務・情報システム担当者109名を対象とした、大企業の電子契約システムに関する実態調査の結果を発表した。

調査による概要は以下の通り。

- ・現在利用している電子契約システムの導入からの期間として、4割以上が「1年～3年以内」と回答。
- ・電子契約システムの「機能の追加」「他部署への展開」によるコスト増大に対し、6割以上が「課題を感じたことがある」
- ・「機能の追加」や「他部署への展開」によるコストの増大を感じた場面については、第1位「セキュリティの強化」、第2位「部署ごとの閲覧権限追加」となっている。

まとめとして、電子契約システムを導入している企業の多くが、セキュリティ強化などによるコスト増大に課題を抱えていること、そしてコスト面以外では、カスタマイズの難しさやシステムの操作性を改善してほしいとの声が多く挙げられていることなどが挙げられた。

本調査のレポートは、下記のURLから入手することができる。

https://lp.wanbishico.jp/wan-sign_investigation_cost.html

NEC 行政機関および医療機関 における生成AI活用に向けた ホワイトペーパーを公開

日本電気株式会社（取締役 代表執行役社長 兼 CEO：森田隆之氏、以下

NEC)は、ホワイトペーパー「行政機関における生成AI活用に向けて—コンセプトと想定事例—」と「医療機関における生



成AI活用に向けて—コンセプトと想定事例—」を公開した。

同ホワイトペーパーでは、行政機関や医療機関が現在抱える課題の分析と、その解決をサポートする存在として生成AIを取り上げ、「行政職員・医療従事者をサポートするAI」をキーワードに業務効率化・高度化に寄与する想定事例を紹介するというものになっている。

「行政機関における生成AI活用に向けて—コンセプトと想定事例—」では、総合窓口アシスタント、庁内ナレッジ検索、行政文書作成・要約・管理支援など11の具体的な行政業務における生成AIの想定事例を掲載。NECの豊富な行政機関向けシステム開発経験・ノウハウをもとに、実務で役立つ事例を実現イメージとともに提案している。

また、「医療機関における生成AI活用に向けて—コンセプトと想定事例—」では、外来予約の自動化支援、オンライン診療時の記録支援、症状詳記や退院サマリーなどの各種医療文書の作成支援など、6の具体的な業務における生成AIの想定事例を掲載。医療機関のDX、働き方改革の支援に貢献する事例を実現イメージとともに提案している。

同ホワイトペーパーについては、下記URLからダウンロードできる。

- ・行政機関における生成AI活用に向けて—コンセプトと想定事例—
<https://jpn.nec.com/government/wp/01.html>
- ・医療機関における生成AI活用に向けて—コンセプトと想定事例—
<https://jpn.nec.com/government/wp/02.html>

ウイングアーク1st 生成AIを業務に活用するコンサルティングサービスを提供開始

ウイングアーク1st株式会社(会員No.1016、代表取締役・社長執行役員CEO社長・田中 潤 氏)は、グループ企業でAI Platform「Eve(イヴ)」を提供する株式会社Everforth(代表取締役CEO森下 将憲 氏)と共同で、生成AIを活用したDXコンサルティングサービスの提供を開始した。

同サービスは、お客様より事業課題や仮説のヒアリングから生成AIを活用するというもの。DXアクションプランの企画立案や取り組むべき施策の優先順位付け、プロジェクト運営の支援からPoCプロジェクトの開発、検証、評価、改善までワンストップでサポートする。また、新規事業構築においてもユースケースからのアイデア立案からMVP開発(お客様の状況やフィードバック、反応を検証しながら必要最小限の機能プロダクト・サービスを開発する手法)まで生成AIを活用し、あらゆるフェーズでトータルサポートを行う。

同社では本サービスを通じて、クライアント企業はデータ活用技術と経験、生成AIの実用的なアクションプランと実行の機会を得られると発表している。

スカイコムとGMOグローバルサイン、リモート署名が簡易利用できるツールを共同開発

株式会社スカイコム(会員No.925、代表取締役社長・川橋 郁夫 氏)と、GMOグローバルサイン株式会社(代表取締役社長・中條 一郎 氏)は、GMOグローバルサインが提供している「電子印鑑ソリューションDSS byGMO」をこれまで以上に簡単に利用できるようにするツールを開発した。これによりシステム開発、連携を必要とした「電子印鑑ソリューションDSS byGMO」のリモート署名^{※1}がPCへのソフトウェアのインストールにより行えるようになる。

同サービスは、API形式で高速で大量の署名を可能にする認証局初のクラウド

型電子署名ソリューションである。一般的に電子署名やeシール^{※2}を利用する際必要となるUSBトークンやHSM^{※3}をユーザが準備する必要のないソリューションだが、導入にあたってはシステム開発や連携などが必要であり、今回開発をしたサービスでは、PCなどにソフトウェアをインストールし起動することで、「電子印鑑ソリューションDSS byGMO」の呼び出しが自動で行われ、簡単にPDFファイルへの電子署名が可能となる。そのため、システム構築などをせずに簡易的に電子署名を行いたい方や、小規模で電子署名を行いたいユーザの利用に適している。また複数のPDFファイルをアプリ上にアップロードできるため一括処理が可能となる。

同サービスについて試験的な利用ユーザも同時に募集しており、下記URLの窓口から「テスト希望」と記入することで申し込みができる。

<https://jp.globalsign.com/contact/customer/>

- ※1 リモート署名事業者に署名者の署名鍵を設置、保管を行い署名者の指示に基づき当該の署名鍵で電子署名を行うこと。
- ※2 電子文書などの発行元の組織を示す目的で行われる暗号化などが行われて以降、文書等改ざんされていないことを確認できる仕組みのこと。
- ※3 Hardware Security Module(ハードウェア・セキュリティ・モジュール)の略。電子証明書の暗号鍵と鍵管理に関する国際規格を取得しているデバイスを指す。

各社ニュース JIMAIに寄せられた情報にて構成スペースの関係上、記載の省略あり

人事のお知らせ

双光エシックス株式会社(会員No.189)
代表取締役社長 北見 昌朗 氏

Verbatim Japan株式会社(会員No. 1067)
代表取締役社長 関山 孝行 氏

移転のお知らせ

株式会社インフォーマージュ(会員No.6)
〒121-0073 東京都足立区六町2-1-43

世界初^{*1}の新機能を2つ搭載したfiシリーズ最速のA3大容量フラッグシップモデル
「RICOH fi-8950」「RICOH fi-8930」「RICOH fi-8820」

(株)PFU

業務効率化を加速する、A3高速イメージスキャナー

■特長

- 高速・大容量スキャンとトップクラスの給紙搬送性を両立。fi-8950は、シリーズ最速、毎分150枚/300面(A4横送り、カラー、200/300dpi)の高速読み取りを実現。原稿トレイには750枚もの大量原稿を一度にセットすることができ(従来比1.5倍)、大量原稿の集中入力業務におけるオペレーション負荷を軽減する。また、世界初^{*1}の新機能として、傾いた原稿を自動で整える「自動スクュー補正」を搭載。他にも紙詰まりを未然に防ぐ「ステップ原稿検知」機能も搭載している。
- スキャン効率を向上。従来機と同様、二

つ折り原稿や複写伝票などを分離せずに搬送できる「手差し・単送モード」を踏襲。さらに、装置の背面へ排出する「ストレートスキャン」機能を新たに搭載。厚紙封筒など、厚さ1.25mmまでの原稿を折り曲げることなく、スキャンできる。また、進化した「排紙制御機能」が原稿の散らばりを緻密に制御。

- 4.3インチの大型タッチパネルを搭載。見やすい大型カラーパネルでは、スキャナーの状態や起動後の総読取枚数を確認でき、的確な操作をサポート。エラー発生時には、対処方法とイラストが表示され、オペレーターによる現場での対応が可能となっている。

*1 国内外メーカーのイメージスキャナーにおいて、2023年12月12日当社調べ。

■価格(税別)

RICOH fi-8950	標準モデル	1,430,000円
RICOH fi-8930	標準モデル	1,120,000円
RICOH fi-8820	標準モデル	1,040,000円

※表面インプリンタ搭載モデル、裏面インプリンタ搭載モデルの価格についてはHPをご確認ください。

■お問い合わせ先

株式会社PFU
イメージング サービス
&サポートセンター
<https://www.pfu.ricoh.com/imaging/contact.html>



RICOH fi-8950
(ADF 両面モデル)

業務効率を向上させるIoT機器として多様な働き方をサポート

A4カラー複合機「bizhub C4051i」、A4カラープリンター「bizhub C4001i」
A4モノクロ複合機「bizhub 4051i」

コニカミノルタ(株)

bizhub iシリーズのA4複合機・プリンター4機種を発売

■特長

- 10.1インチ大型タッチパネルによる快適な操作性。C4051iと4051iiは、角度調節可能な10.1インチの大型タッチパネルを装備、マルチタッチやパネルパイプレーションにより、使い慣れたスマートフォン



bizhub C4051i

やタブレットのような操作性を実現。グローブタッチ機能では、手袋をしたまま操作可能なため、衛生面を重視する職場でも安全快適に使用できる。

- 充実のセキュリティ機能とクラウド連携による業務効率化。C4051iと4051iiは、ネットワークで接続された複合機としてクラウドとの連携機能も充実している。同社が提供するクラウドサービスbizhub essentials(別途契約)を活用すると、テレワーク時や外出先からでも複合機を介して情報共有を円滑にし、効果的に業務を行える。bizhub essentialsオプションのremote faxを導入するとオフィスに居なくても受信ファクスの確認やファクス

送信ができ、また、クラウド経由でオフィスにある複合機からの印刷や紙文書の電子化も可能。

■価格(税別)

bizhub C4051i	855,000円
bizhub C3321i	オープン価格
bizhub C4001i	オープン価格
bizhub 4051i	625,000円

※各種ユニット、オプション、設置料金は、別料金となるため、詳細はHPをご確認ください。

■お問い合わせ先

コニカミノルタジャパン(株) お客様相談室
TEL.0120-805-039
<https://www.konicaminolta.com/jp-ja/index.html>

PCレス・スキャンや、グループ共有が可能で画像処理機能を強化した有線LAN対応モデル
「imageFORMULA DR-S250N」

キヤノンマーケティングジャパン(株)
キヤノン電子(株)

地方自治体、製造業、金融機関のニーズに応える画像処理機能を強化したドキュメントスキャナー

■特長

- 写真入り文書モード、有彩色強調、背景塗りつぶし機能など新画像処理機能を追加。写真の色味と文字の可読性を両立する「写真入り文書モード」、有彩色を強調し可読性を高める「有彩色強調」、背景が黒色のデータを生成する「背景塗りつぶし機能」など新画像処理機能を搭載。これにより、地方自治体や金融機関、製造業などの特定の業務において、スキャンしたデータをより活用しやすくなり業務効率化を支援する。
- WEBブラウザを用いてスキャンできる「CaptureOnTouch Lite Web」。PCや

スマートデバイスにドライバーや専用アプリケーションをインストールせずに、WEBブラウザ上でスキャナーのIPアドレスを入力しスキャン・出力の設定を行うだけでスキャンを実行可能。初期設定にかかる手間を大幅に削減できる。

- ドキュメントスキャナーの管理負荷を大幅に軽減する“Canon DR Scanner Management Tool”を搭載。“DR-S250N”と同時にリリースする“Canon DR Scanner Management Tool”は、複数台のキヤノン製のスキャナー^{*1}を一括管理できる管理ソフトウェア。1台の設定内容を容易に複数のスキャナーに反映でき、管理業務負荷を大幅に軽減する。

*1 管理対応機種は、USB接続の場合DR-G2140/G2110/M1060II/M260/M140II/S250N/S150/S130/C240/C230/C225II/P208II/P215II、LAN接続の場合はDR-S250N/S150/S130

■価格(税別) 105,000円(税別)

■お問い合わせ先

キヤノンお客様相談センター
TEL. 0570-08-0072
(9:00~17:00 平日のみ)

<https://canon.jp/>



准認証アーキビストと 大学教育



東北大学 准教授
かとう さとし
加藤 諭

このコラムの第5回では「アーキビストの養成と大学教育」というタイトルで、アーキビスト認証と大学の役割について書きましたが、今回は准認証アーキビストについて考えてみたいと思います。独立行政法人国立公文書館では、2020年より「アーキビストの職務基準書」に示された専門性を有すると認められる者を国立公文書館長が認証しており、2024年1月時点で、323名が「認証アーキビスト」の認証を受けています。この認証アーキビストとは別に、2024年春以降、新たに誕生することになるのが、准認証アーキビストです。

准認証アーキビストは、認証アーキビストの一要件である専門的知識・技能等を有した者（大学院での一定の単位修得した者）を、認証アーキビストに準じる専門人材として、国立公文書館長が認定するものです。准認証アーキビストの認定を得るには、大学院での一定の単位修得、すなわち認証アーキビスト養成コースを登録し、修了する必要があります。

現在、認証アーキビストとして必要な知識・技能等の内容が修得できる大学院は、2022年に東北大学に設置された東北大学大学院文学研究科認証アーキビスト養成コースのほか、既存の学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻、大阪大学アーキビスト養成・アーカイブズ学研究コース、島根大学大学院人間社会科学研究科認証アーキビスト養成プログラム、昭和女子大学大学院生活機構研究科生活文化研究専攻アーキビスト養成プログラムがあり、そして2023年度から新たに中央大学大学院文学研究科アーキビスト養成プログラム、筑波大学大学院人間総合科学学術院情報学学位プログラム及び人文社会ビジネス科学学術院人文学学位プログラムが加わっています。

これまでの認証アーキビストの申請に当たっては、知識・技能等（高等教育機関の科目履修又は研修終了）、調査研究能力（修士課程修了レベル）、実務経験（アーカイブズに係る実務経験原則3年以上）の3要件を全て満たす必要があり、単に大学院に設置された上記コースやプログラムを修了するだけでは申請資格を得られませんでした。この点、大学院学生が認証アーキビストとなることのハードルは高く、現場で活躍するアーキビストが認証の主軸となるものであったといえます。一方、准認証アーキビストはコースやプログラムを

修了することが事実上の認定要件になることから、現役の大学院学生（現在、大学院に設置されているコースやプログラムは副専攻的なかたちとなっていることが多いため、大学院修了の前に単位を修得することもあり得る）、もしくは大学院修了者から多くの准認証アーキビストが誕生するものと思われます。2023年度中において、東北大学における認証アーキビストは筆者のみですが、東北大学大学院文学研究科認証アーキビスト養成コースの修了者は2022年度末で7名、2023年度現在認証アーキビスト養成コースの登録者は27名おり、他大学でも類似の状況があるとすると、准認証アーキビストの数は認証アーキビストに比して、より多くの方が認定を受けることになることが見込まれます。

そうしてくると、次に課題としてあがってくるのは、准認証アーキビストで希望する者がアーカイブズ機関に専門職として就職していくことが出来るかどうか、そのキャリアパスが今後議論になってくると考えられます。認証アーキビスト養成コースの授業の中では、さまざまな現場のアーキビストにゲストスピーカーとして登壇してもらっていますが、そこで出てくるお話では、アーキビストの立場の不安定性の話題がしばしばあがります。准認証アーキビストの認定を受けた方々が全員アーカイブズ機関への就職を望むものではないとしても、受給のバランスを取ることは日本国内では当面難しく、准認証アーキビストの数が、全国のアーカイブズ機関の応募数を大きく上回る状況が生じるものと思われます。

一方、私はかねてから、大学院のアーキビスト養成コースの目的は、単にアーキビストの専門家を養成することだけでなく、幅広く社会のなかに、アーカイブズの理念や考え方を理解する方々を浸透させていくことにありと考えてきました。アーキビストの専門家が活躍するためには、その場を用意したり、支えたり、あるいは利用したりする理解者が、アーキビストの周りに多くいる必要があります。准認証アーキビストはそうした日本におけるアーカイブズへの理解の裾野を広げるものとして捉えていくことも重要だと思っています。そうした意味では、この准認証アーキビストの制度は、日本のアーカイブズ制度の中で重要な一歩であるといえるでしょう。

加藤 諭 (かとう さとし)

東北大学学術資源研究公開センター史料館准教授。博士（文学）。東京大学文書館特任助教を経て2017年より現職。2022年から総長特別補佐兼務。国の公文書管理法が定める大学アーカイブズにおいて、複数館での教務経験を有する研究者として、大学・企業・社会のアーカイブズと歴史学を組み合わせた研究を進めている。主な著書に「老い—人文学・ケアの現場・老年学」（編著、ポラノ出版）、「戦前期日本における百貨店」（清文堂）、「大学アーカイブズの成立と展開—公文書管理と国立大学」（吉川弘文館）、「デジタル時代のアーカイブ系譜学」（編著、みすず書房）など。

ラグビーノート

皆さんは日記を書いていますか？ 私は書いていませんが、でも長続きはしないものの何度か書いたことはあります。学生時代の交換日記、海外留学時の放浪日記、思い出ブログ、SNSと形を変えながらその瞬間の出来事や想いを文字にしており、久々に見返すと懐かしくもあり、少し恥ずかしくもあり。

小学校6年生になる私の息子はラグビーをしており、「ラグビーノート」を書いています。日記とは位置づけが少し違いますが、毎日書くようコーチから指導いただき、ある意味、日記と同じような使い方を息子はしています。

こっそり中を見てみると、毎日のトレーニング内容や試合の反省点、その日の課題などが書かれていました。課題を見ると「もっと声を出す」、「気持ちで負けない」、「流れを引き寄せる」など気持ちの要素が多く、「あれ？ スキルや戦術ではないんだ」と思い、最初は口出ししましたが、今はグッと我慢するようにしています。その時に感じた事、課題、次の目標など息子が必要と思ったことを息子なりに書かないと息子の中に染み込んでいかなかなと思ひ、任せることにしました。でも、よく考えてみると小学生で自分の考えを文字にするって大変なことだと思います。一流アスリートは小さい頃から日記やノートを書き、目標を自分なりに文字に起こしているとよく聞きます。大谷翔平選手の「目標達成シート」は本当に流石だなあと感じます。

最近、ふと生成AIでラグビーノートをつけるとどうなるのだろう？ と考えることがありました。今日のメニューや感じたことを入れると、最高のAIコーチがアドバイスくれたりするのかなあ。もしかするとそうかもしれないですが、何か違う気がします。自分で文字にしたラグビーノートは自分自身で次の方向性を決める「自分の中のコーチ」のような気がします。息子のラグビーノートはいつまで続くのでしょうか？ 「自分の中のコーチ」に出会えるのでしょうか？ 楽しみに見守りたいと思います。

(隅谷 寛人)



息子のラグビーノート

〈広報委員会委員〉

担当理事 河村 武敏(アピックス)
委員長 山際 祥一(マイクロテック)
委員 長井 勉(横浜マイクロシステム)
菊池 幸(コニカミノルタジャパン)
夏目 宏子(ナカシャクリエイテブ)
石川 莉子(富士フイルムビジネスイノベーション)
隅谷 寛人(リコージャパン)
小松 浩美(ドキュメント)
事務局 山下 康幸

【事務局から】

今年の目標は2つ。お酒を控え、適度な運動をし、十分な睡眠をとって血圧を下げる。そしてもう1つは、動画を作ること。スマホを防水ケースに入れてお風呂で動画などを見ていると自分でも作ってみようと思ひ、自宅のパソコンを新調しました。といっても、いったい何から手を付けたらいいのか、そもそも何をテーマにすればいいのかすら悩む始末。ずんだ餅を食べて考えるのだ、という声が聞こえてきそうです。

IM5・6月号予告

デジタルアーカイブについて
生成AIの時代
文書情報管理士最新報告

※本誌内容についてご意見・ご要望等ありましたらJIIMAホームページの問い合わせ窓口までお寄せ下さい。

IM 3・4月号◎

2024年 第3・4月号／令和6年2月25日発行 ©日本文書情報マネジメント協会 2024

発行人／甲斐荘 博司
発行所／公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会 (JIIMA)
〒101-0041 東京都千代田区神田須田町2-19
ライダースビル7階
TEL (03) 5244-4781 FAX (03) 5244-4782
JIIMA / <https://www.jiima.or.jp>

編集・制作／日本印刷株式会社

印刷版 (オンデマンド) 定価(1冊) 1,100円 (税込・送料別)
印刷版 (オンデマンド) 年間購読の費用はお問い合わせください
印刷版 (オンデマンド) のお申し込みはJIIMAホームページから。

ISSN 2435-0354
ISBN 978-4-88961-231-8 C3002 ¥1000E

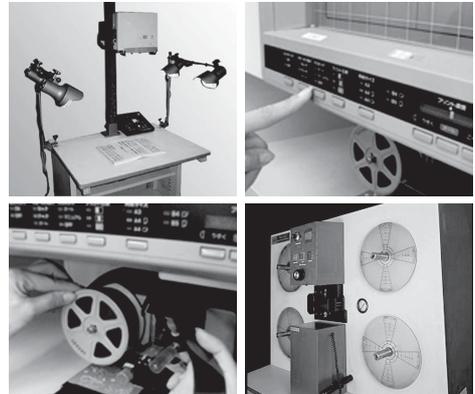
Journal of Image & Information Management (本誌に掲載された写真記事いっさいに関して、JIIMAの許可なく複写、転写することを禁ず)

Document Scanning&Conversion

すべてのドキュメントをデジタル化する
デジタル化アドバイザー



HS Inc. Image & Information Management Service



Digital Conversion

マイクロフィルムデジタルコンバート
コンサルティング

Document Archives の最先端を行く

HS ASAMI GROUP
H・S アサミグループ

- 関西写真工業株式会社 / 電子ファイリング・CAD 設計
- アサミクリエイト設計株式会社 / 機械・電機設計製図請負
- アサミ情報システム株式会社 / GIS 構築・ソフトウェア開発
- アサミ計測情報株式会社 / GIS 構築・ソフトウェア開発
- アサミテクノ株式会社 / 機械全般の設計業務請負 (2D3D CAD)



HS エイチ・エス 写真技術株式会社

Image & Information Management Service
LOOKING AT FUTURE OF OFFICE NEEDS
URL <http://www.hs-shashin.co.jp>

Address

本社 / 553-0003 大阪市福島区福島4丁目8番15号
TEL 06-6453-4111 FAX 06-6453-3999

HS Network

横 濱	045-508-3885	本 部	06-6452-0101
敦 賀	0770-23-7283	テクニカルセンター	06-6453-6188
若 狭	0770-32-9150	堺	072-241-1839
滋 賀	0749-64-0847	神 戸	078-671-7488
京 都	075-671-7980		



文書情報マナージャー 第40回認定資格取得セミナー

オンライン新セミナー始動!!
動画自由受講コースも追加!!

開催日程

- 1) 2日間集中コース(ZOOM)
2024年6月6日(木)7日(金)
※申込締切 6月3日(月)
- 2) 動画配信自由受講コース
2024年5月24日~6月5日動画受講
+ワークショップ6月6日・7日
※申込締切 5月20日(月)

お申込み、詳しいご案内はホームページをご覧ください